

平成30年7月

**第196回国会（常会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、平成30年7月22日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第196回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第196回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	13
	○予算	15
	○条約	15
	○承認	17
	○承諾	17
	○決算・国有財産等	18
	○決議案	19
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	21
	○総務委員会	29
	○法務委員会	44
	○外務委員会	50
	○財務金融委員会	62
	○文部科学委員会	65
	○厚生労働委員会	80
	○農林水産委員会	93
	○経済産業委員会	108
	○国土交通委員会	120
	○環境委員会	134
	○安全保障委員会	140
	○予算委員会	141
	○決算行政監視委員会	152
	○災害対策特別委員会	153
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	155
	○沖縄及び北方問題に関する特別委員会	158
	○消費者問題に関する特別委員会	161
	○東日本大震災復興特別委員会	165
	○地方創生に関する特別委員会	166
IV	決議案	171
V	通過議案概要一覧	173
VI	決算等概要一覧	193
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	195

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党
立憲	立憲民主党・市民クラブ
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～）
公明	公明党
無会	無所属の会
共産	日本共産党
維新	日本維新の会
自由	自由党
社民	社会民主党・市民連合
希望	希望の党（平成30年5月7日～）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「希望」が「希望の党・無所属クラブ」と「希望の党」のいずれかを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第196回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成30年1月22日から7月22日までの182日間

2 議案件数

閣 法	66件（成立 61件、継続 3件、審査未了 1件、 参議院継続 1件）
衆 法	52件（成立 16件、継続 27件、審査未了 7件、 撤回 2件）
参 法	25件（成立 4件、参議院審査未了 5件、 参議院未付託未了 14件、参議院否決 2件）
予 算	5件（成立 5件）
条 約	11件（承認 11件）
承認を求めるの件	1件（承認 1件）
承諾を求めるの件	5件（承諾 3件、継続 2件）
決 算 等	8件（本院議了 2件、継続 3件、審査未了 3件）
決 議 案	10件（可決 1件、否決 8件、未了 1件）
(参考)	
委員会決議	7件（総務委員会 3件、文部科学委員会、国土交通委員会、 環境委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会）

Ⅱ 第 196 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
195	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第195回国会閣法第4号）	財務金融	1/22	3/23	可決		3/27	可決	3/30	可決	3/30	可決	3/31 (10)
196	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	財務金融	2/13	2/28	可決	有	2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (7)
196	国際観光旅客税法案（内閣提出第2号）	財務金融	2/13	3/2	可決		3/9	可決	4/10	可決	4/11	可決	4/18 (16)
196	道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	国土交通	3/5	3/16	可決		3/22	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (6)
196	外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	国土交通	3/15	3/20	可決	有	3/22 4/10	可決 同意	4/3	修正	4/4	修正	4/18 (15)
196	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（内閣提出第5号）	地方創生	3/16	3/22	可決	有	3/23	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (37)
196	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）	内 閣	3/9	3/15	可決		3/16	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (12)
196	地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	地方創生	3/16	3/22	可決	有	3/23	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (38)
196	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	総 務	2/15	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (3)
196	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	総 務	2/15	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決	3/31 (4)
196	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	法 務	3/27	3/30	可決		4/3	可決	4/10	可決	4/11	可決	4/18 (14)
196	人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	法 務	4/3	4/6	可決		4/10	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25 (20)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	法 務	4/12	4/18	可決		4/19	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (29)
196	関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	財務金融	3/15	3/20	可決	有	3/22	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (8)
196	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	厚生労働	3/22	3/28	可決	有	3/29	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/13 (13)
196	水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	農林水産	3/20	3/22	可決		3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (9)
196	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	環 境	3/5	3/20	可決	有	3/22	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (11)
196	株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	内 閣	4/3	4/6	可決	有	4/10	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (27)
196	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	内 閣	4/12	5/11	可決		5/15	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (60)
196	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	外 務	3/9	3/14	可決		3/16	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (2)
196	生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	厚生労働	3/30	4/25	可決	有	4/27	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/8 (44)
196	生産性向上特別措置法案（内閣提出第21号）	経済産業	4/3	4/13	可決	有	4/17	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (25)
196	産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	経済産業	4/3	4/13	可決	有	4/17	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (26)
196	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	国土交通	4/5	4/18	可決	有	4/19	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (32)
196	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）	国土交通	4/3	4/6	可決		4/10	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25 (22)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	安全保障	3/20	3/22	可決		3/23	可決	4/12	可決	4/13	可決	4/20 (17)
196	文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	文部科学	5/15	5/25	可決	有	5/29	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (51)
196	気候変動適応法案（内閣提出第27号）	環 境	4/10	5/18	可決	有	5/22	可決	6/5	可決	6/6	可決	6/13 (50)
196	著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	文部科学	4/3	4/13	可決	有	4/17	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (30)
196	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	文部科学	4/12	5/9	可決	有	5/10	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (39)
196	不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	経済産業	4/17	5/11	可決	有	5/15	可決	5/22	可決	5/23	可決	5/30 (33)
196	消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	消費者問題	5/11	5/23	修正	有	5/24	修正	6/6	可決	6/8	可決	6/15 (54)
196	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（内閣提出第32号）	国土交通	4/19	5/11	可決	有	5/15	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (40)
196	電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	総 務	4/4	4/12	可決	有	4/17	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (24)
196	統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	総 務	5/9	5/17	可決	有	5/18	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (34)
196	文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	文部科学	5/10	5/18	可決	有	5/22	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/8 (42)
196	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	農林水産	3/27	4/4	可決	有	4/5	可決	5/10	可決	5/11	可決	5/18 (23)
196	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	農林水産	4/18	5/9	可決	有	5/10	可決	5/17	可決	5/18	可決	5/25 (31)
196	森林経営管理法案（内閣提出第38号）	農林水産	3/29	4/17	可決	有	4/19	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (35)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	農林水産	4/4	4/17	可決		4/19	可決	5/24	可決	5/25	可決	6/1 (36)
196	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	農林水産	5/10	5/24	可決		5/25	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (62)
196	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	経済産業	5/29	6/6	可決	有	6/7	可決	6/19	可決	6/27	可決	7/4 (69)
196	古物営業法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）	内 閣	4/10	4/13	可決		4/17	可決	4/5	可決	4/6	可決	4/25 (21)
196	都市農地の貸借の円滑化に関する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	農林水産	6/6	6/19	可決	有	6/20	可決	4/5	可決	4/6	可決	6/27 (68)
196	建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）	国土交通	6/11	6/19	可決		6/20	可決	4/10	可決	4/11	可決	6/27 (67)
196	サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	内 閣	7/19					閉会中 審査					
196	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（内閣提出第46号）	内 閣	7/19		審査 未了								
196	健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	厚生労働	6/8	6/15	可決	有	6/19	可決	7/12	可決	7/18	可決	
196	水道法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）	厚生労働	6/27	7/4	可決	有	7/5	可決				閉会中 審査	
196	土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	農林水産	5/9	5/15	可決	有	5/18	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/8 (43)
196	農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	農林水産	5/29	5/31	可決	有	6/1	可決	6/7	可決	6/8	可決	6/15 (53)
196	エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	経済産業	5/15	5/23	可決	有	5/24	可決	6/5	可決	6/6	可決	6/13 (45)
196	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（内閣提出第52号）	国土交通	5/15	5/23	可決	有	5/24	可決	6/5	可決	6/6	可決	6/13 (49)
196	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（内閣提出第53号）	国土交通	5/22	5/25	可決		5/29	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (61)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第54号)(参議院送付)	地方創生	6/7	6/15	可決		6/19	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/27 (66)
196	民法の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	法 務	4/24	5/25	可決		5/29	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (59)
196	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第56号)	内 閣	7/19					閉会中 審査					
196	国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	地方創生	7/19					閉会中 審査					
196	民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案(内閣提出第58号)	法 務	6/5	6/15	可決	有	6/19	可決	7/5	可決	7/6	可決	7/13 (72)
196	法務局における遺言書の保管等に関する法律案(内閣提出第59号)	法 務	6/5	6/15	可決	有	6/19	可決	7/5	可決	7/6	可決	7/13 (73)
196	医療法及び医師法の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)(参議院送付)	厚生労働	7/10	7/13	可決	有	7/18	可決	5/17	可決	5/18	可決	
196	食品衛生法等の一部を改正する法律案(内閣提出第61号)(参議院送付)	厚生労働	6/1	6/6	可決		6/7	可決	4/12	可決	4/13	可決	6/13 (46)
196	環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第62号)	内 閣	5/8	5/23	可決		5/24	可決	6/28	可決	6/29	可決	7/6 (70)
196	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第63号)	厚生労働	4/27	5/25	修正	有	5/31	修正	6/28	可決	6/29	可決	7/6 (71)
196	特定複合観光施設区域整備法案(内閣提出第64号)	内 閣	5/22	6/15	可決		6/19	可決	7/19	可決	7/20	可決	
196	災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出第65号)	災害対策	5/16	5/24	可決		5/25	可決	6/6	可決	6/8	可決	6/15 (52)

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
195	ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外5名提出、第195回国会衆法第2号)	内閣	1/22	5/16	撤回 許可								
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外17名提出、第195回国会衆法第4号)	内閣	1/22						閉会中 審査				
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外15名提出、第195回国会衆法第5号)	総務	1/22						閉会中 審査				
195	ギャンブル依存症対策基本法案(初鹿明博君外10名提出、第195回国会衆法第6号)	内閣	1/22	7/20	撤回 許可								
195	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律を廃止する法律案(初鹿明博君外10名提出、第195回国会衆法第7号)	内閣	1/22		審査 未了								
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外7名提出、第195回国会衆法第8号)	法務	1/22						閉会中 審査				
196	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第1号)	審査省略					1/30	可決	1/31	可決	2/1	可決	2/7 (1)
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、衆法第2号)	震災復興	7/18						閉会中 審査				
196	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、衆法第3号)	震災復興	7/18						閉会中 審査				
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(階猛君外5名提出、衆法第4号)	震災復興	7/18						閉会中 審査				
196	東日本大震災からの復興の推進のための継続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案(階猛君外5名提出、衆法第5号)	震災復興	7/18						閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外5名提出、衆法第6号)	環 境	7/18				閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外6名提出、衆法第7号)	経済産業	6/8				閉会中 審査					
196	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出、衆法第8号)	審査省略				3/27	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (5)
196	生活保護法等の一部を改正する法律案(池田真紀君外9名提出、衆法第9号)	厚生労働	3/30		審査 未了							
196	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案(逢沢一郎君外12名提出、衆法第10号)	倫理選挙	4/3	4/4	可決	4/5	可決	4/11	可決	4/13	可決	4/20 (18)
196	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第11号)	審査省略				4/12	可決	4/17	可決	4/18	可決	4/25 (19)
196	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第12号)	審査省略				4/12	可決	5/15	可決	5/16	可決	5/23 (28)
196	主要農作物種子法案(後藤祐一君外9名提出、衆法第13号)	農林水産	6/5				閉会中 審査					
196	雇用対策法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第14号)	厚生労働	5/8		審査 未了							
196	労働基準法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第15号)	厚生労働	5/8		審査 未了							
196	労働契約法の一部を改正する法律案(岡本充功君外4名提出、衆法第16号)	厚生労働	5/8		審査 未了							

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	労働基準法等の一部を改正する法律案(西村智奈美君外2名提出、衆法第17号)	厚生労働	5/8		審査 未了								
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外5名提出、衆法第18号)	農林水産	7/18					閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外5名提出、衆法第19号)	農林水産	7/18					閉会中 審査					
196	ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外7名提出、衆法第20号)	内 閣	5/17	5/25	可決		5/25	可決	7/5	可決	7/6	可決	7/13 (74)
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(後藤祐一君外14名提出、衆法第21号)	内 閣	7/18					閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(篠原豪君外14名提出、衆法第22号)	決算行政監視	7/18					閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外7名提出、衆法第23号)	農林水産	7/18					閉会中 審査					
196	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第24号)	審査省略					5/24	可決	5/31	可決	6/1	可決	6/8 (41)
196	鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第25号)	審査省略					5/31	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (63)
196	スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案(文部科学委員長提出、衆法第26号)	審査省略					5/31	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (58)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第27号)	審査省略					5/31	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (55)
196	スポーツ基本法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第28号)	審査省略					5/31	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (56)
196	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出、衆法第29号)	審査省略					5/31	可決	6/12	可決	6/13	可決	6/20 (57)
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案(後藤祐一君外7名提出、衆法第30号)	内閣	7/18					閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案(後藤祐一君外7名提出、衆法第31号)	内閣	7/18					閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案(後藤祐一君外7名提出、衆法第32号)	内閣	7/18					閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外7名提出、衆法第33号)	農林水産	7/18					閉会中 審査					
196	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第34号)	審査省略					6/12	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (64)
196	性暴力被害者の支援に関する法律案(阿部知子君外10名提出、衆法第35号)	内閣	6/11					閉会中 審査					
196	健康増進法の一部を改正する法律案(岡本充功君外1名提出、衆法第36号)	厚生労働	6/13		審査 未了								
196	民法の一部を改正する法律案(山尾志桜里君外5名提出、衆法第37号)	法務	7/18					閉会中 審査					
196	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(吉田統彦君外10名提出、衆法第38号)	厚生労働	7/18					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案(西村智奈美君外10名提出、衆法第39号)	厚生労働	7/18					閉会中 審査					
196	産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案(阿部知子君外10名提出、衆法第40号)	厚生労働	7/18					閉会中 審査					
196	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外11名提出、衆法第41号)	厚生労働	7/18					閉会中 審査					
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(細田博之君外7名提出、衆法第42号)	憲法審査会	7/2					閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(鷲尾英一郎君外10名提出、衆法第43号)	国土交通	7/18					閉会中 審査					
196	北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第44号)	審査省略					7/10	可決	7/13	可決	7/18	可決	
196	北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第45号)	審査省略					7/10	可決	7/13	可決	7/18	可決	
196	平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第46号)	審査省略					7/19	可決	7/20	可決	7/20	可決	

[参 法]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第1号)											審議 未了	
196	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第2号)											審議 未了	
196	政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第3号)											審議 未了	
196	公職選挙法の一部を改正する法律案(東徹君提出、参法第4号)											審議 未了	
196	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律を廃止する等の法律案(古賀之士君外3名提出、参法第5号)											審議 未了	
196	政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(藤巻健史君提出、参法第6号)											審議 未了	
196	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外8名提出、参法第7号)	文部科学	5/31	6/1	可決		6/7	可決	4/17	可決	4/18	可決	6/13 (47)
196	国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(上野通子君外9名提出、参法第8号)	文部科学	5/31	6/1	可決		6/7	可決	4/17	可決	4/18	可決	6/13 (48)
196	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(石橋通宏君外5名提出、参法第9号)								6/28	否決	6/29	否決	
196	農地法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第10号)											審議 未了	
196	地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(藤巻健史君提出、参法第11号)											審議 未了	
196	児童福祉法の一部を改正する法律案(浅田均君提出、参法第12号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公 布 日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
196	医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案（浅田均君提出、参法第13号）											審議 未了	
196	医療法等の一部を改正する法律案（藤巻健史君提出、参法第14号）											審議 未了	
196	母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第15号）											審議 未了	
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（足立信也君外13名提出、参法第16号）	倫理選挙	6/15	6/18	可決		6/19	可決	6/13	可決	6/15	可決	6/27 (65)
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（橋本聖子君外11名提出、参法第17号）	倫理選挙	7/13	7/17	可決		7/18	可決	7/11	可決	7/11	可決	
196	民法の一部を改正する法律案（小川敏夫君外4名提出、参法第18号）											審議 未了	
196	健康増進法の一部を改正する法律案（松沢成文君外1名提出、参法第19号）									審査 未了			
196	ギャンブル依存症対策基本法案（小西洋之君外1名提出、参法第20号）									審査 未了			
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（西田実仁君外1名提出、参法第21号）								7/9	否決	7/11	否決	
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（大野元裕君外2名提出、参法第22号）									審査 未了			
196	国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（大野元裕君外2名提出、参法第23号）											審議 未了	
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（浅田均君提出、参法第24号）									審査 未了			
196	公職選挙法の一部を改正する法律案（難波奨二君外1名提出、参法第25号）									審査 未了			

〔予 算〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
196	平成29年度一般会計補正予算（第1号）	予 算	1/22	1/30	可決		1/30	可決	2/1	可決	2/1	可決
196	平成29年度特別会計補正予算（特第1号）	予 算	1/22	1/30	可決		1/30	可決	2/1	可決	2/1	可決
196	平成30年度一般会計予算	予 算	1/22	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決
196	平成30年度特別会計予算	予 算	1/22	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決
196	平成30年度政府関係機関予算	予 算	1/22	2/28	可決		2/28	可決	3/28	可決	3/28	可決
196	平成30年度一般会計予算、平成30年度特別会計予算及び平成30年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議						2/28	否決				

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
196	盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	3/22	3/28	承認		3/29	承認	4/19	承認	4/25	承認
196	2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	3/22	3/28	承認		3/29	承認	4/19	承認	4/25	承認
196	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	3/22	6/6	承認		6/7	承認	6/28	承認	6/29	承認
196	税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/12	4/18	承認		4/19	承認	5/17	承認	5/18	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
196	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/3	4/13	承認		4/17	承認	5/15	承認	5/16	承認
196	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/3	4/13	承認		4/17	承認	5/15	承認	5/16	承認
196	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/3	4/13	承認		4/17	承認	5/15	承認	5/16	承認
196	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	4/12	4/18	承認		4/19	承認	5/17	承認	5/18	承認
196	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	4/12	4/18	承認		4/19	承認	5/17	承認	5/18	承認
196	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	4/3	4/13	承認		4/17	承認	5/15	承認	5/16	承認
196	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	外 務	4/17	5/18	承認		5/18	承認	6/12	承認	6/13	承認

〔承認〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
196	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求め るの件（内閣提出、承認第1号）	総務	3/20	3/22	承認	有	3/23	承認	3/29	承認	3/30	承認

〔承諾〕

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				
		委員会					本会議		委員会		本会議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	附帯決議	議決日	審議結果	議決日	審査結果	議決日	審議結果
195	平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求め るの件）（第195回国会、内閣提出）	決算行政監視	1/22	5/17	承諾		5/18	承諾	6/11	承諾	6/13	承諾
195	平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（承諾を求めるとの件）（第195回 国会、内閣提出）	決算行政監視	1/22	5/17	承諾		5/18	承諾	6/11	承諾	6/13	承諾
195	平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規 定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費 増額調書（承諾を求めるとの件）（第195回国会、内 閣提出）	決算行政監視	1/22	5/17	承諾		5/18	承諾	6/11	承諾	6/13	承諾
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるとの件）	決算行政監視	7/19					閉会中 審査				
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省 各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるとの件）	決算行政監視	7/19					閉会中 審査				

〔決算・国有財産等〕

＜決 算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書	決算行政監視	1/22				閉会中審査	

＜国有財産＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/22				閉会中審査	
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/22				閉会中審査	

＜NHK決算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
185	日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/22	6/12	異議がない	6/14	異議がない	
187	日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/22	6/12	異議がない	6/14	異議がない	
190	日本放送協会平成26年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/22		審査未了			
192	日本放送協会平成27年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/22		審査未了			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	1/22		審査未了			

〔決議案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
196	予算委員長河村建夫君解任決議案（辻元清美君外5名提出、決議第1号）	審査省略				2/28	否決
196	国務大臣茂木敏充君不信任決議案（辻元清美君外5名提出、決議第2号）	審査省略				5/22	否決
196	厚生労働委員長高鳥修一君解任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第3号）	審査省略				5/24	否決
196	厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第4号）	審査省略				5/25	否決
196	内閣委員長山際大志郎君解任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第5号）	審査省略				6/14	否決
196	国務大臣石井啓一君不信任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第6号）	審査省略				6/15	否決
196	平成30年7月豪雨の災害対策に関する決議案（古屋圭司君外20名提出、決議第7号）	審査省略				7/10	可決
196	国土交通大臣石井啓一君不信任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第8号）				(注)		未決
196	議院運営委員長古屋圭司君解任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第9号）	審査省略				7/19	否決
196	安倍内閣不信任決議案（辻元清美君外6名提出、決議第10号）	審査省略				7/20	否決

(注) 7/19 議院運営委員会で本会議に上程しないことに決定

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
196	持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	2/28
196	東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する件	総 務	4/10
196	郵政事業のユニバーサルサービス確保等に関する件	総 務	5/22
196	スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件	文部科学	5/30
196	鉄道の災害復旧に関する件	国土交通	5/30
196	海岸漂着物対策の推進に関する件	環 境	6/8
196	北方領土問題等の解決の促進及び北方領土隣接地域の振興に関する件	沖縄北方	7/9

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金の充当

- 1 子どものための教育・保育給付の費用のうち、施設型給付費等負担対象額の満3歳未満児相当分については、その6分の1を超えない範囲内で政令で定める割合に相当する額を一般事業主から徴収する拠出金をもって充てるものとする。
- 2 全国的な事業主の団体は、1の割合に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができるものとする。

二 拠出金

- 1 一般事業主から徴収する拠出金の対象に子どものための教育・保育給付の費用（施設型給付費等負担対象額のうち、満3歳未満児相当分の費用に限る。）を追加すること。
- 2 拠出金の率の上限を1,000分の2.5から1,000分の4.5に引き上げるものとする。

三 保育充実事業

- 1 保育の実施への需要が増大している市町村は、当分の間、保育の量的拡充及び質の向上を図るため、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、行うことができるものとする。また、これらの市町村以外の市町村においても、当分の間、特に必要があるときは、保育充実事業のうち必要と認めるものを市町村子ども・子育て支援事業計画に定め、当該保育充実事業を行うことができるものとする。
- 2 国は、保育充実事業を行う市町村に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。また、都道府県は、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、関係市町村等との協議会を組織することができるものとする。

四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行するものとする。
- 2 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）について所要の改正を行うものとする。
- 3 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。

○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 再生支援決定、特定支援決定、特定組合出資決定及び特定経営管理決定の期限（平成30年3月31日）を平成33年3月31日に延長すること。
- 二 一の決定に係る業務及び特定専門家派遣決定に係る業務について、完了するよう努めなければならない期限（平成35年3月31日）を平成38年3月31日に延長すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、次の諸点について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、時限的組織であることに鑑み、再度の期限延長を前提としない経営に努めること。
- 二 政府は、現機構への改組時に追加された業務のうち、特定信託引受け及び特定出資の二つの業務については、実績がゼロであったことに鑑み、このような状況が繰り返されないよう努めること。
- 三 機構は、延長を認められた業務については、当該業務を通じ、地域において自律的かつ持続的に地域経済活性化等が行われるよう、地域人材や地域金融機関等に地域経済活性化支援のノウハウを延長期限内に移転するよう最大限努めること。
- 四 機構は、将来的には地域金融機関等が主体的にファンドを設立、運営できるよう、各ファンドへの出資については極力減らすとともに、専門人材の育

成等に注力すること。

五 政府は、機構が時限的組織であることに鑑み、機構の業務が地域金融機関等の担い得る業務に対して、民業圧迫とならないよう徹底させること。

六 機構は、地域金融機関等への地域経済活性化支援のノウハウの移転が不十分な地域がないかを検証し、延長を認められた期間を有効に活用して地域における人材育成に寄与する地域経済活性化支援に努めること。

七 政府は、中小企業における事業承継の円滑化を図るため、経営者保証が極力徴求されることのないよう必要な取組を行うこと。

八 政府は、機構が中小企業への支援を通して得た知見を金融行政に反映させるために必要な検証を行うこと。

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する制度を創設するほか、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し報告を求め、必要に応じ助言や勧告を行うことができるものとする。

二 公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設けるものとする。

三 水道事業及び下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に対し、過去に貸し付けられた当該事業に係る地方債について、補償金を免除し元金償還金のみで繰上償還することを認める特例を時限的に設けるものとする。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○古物営業法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における古物営業の実情等に鑑み、その受けるべき許可を、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めるとともに、古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限を緩和する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 古物営業の許可に関する規定の整備

1 許可単位の見直し

- (一) 古物営業の許可を、営業所又は古物市場の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所又は古物市場の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めることとすること。
- (二) 古物商又は古物市場主は、主たる営業所又は古物市場その他の営業所又は古物市場の名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、届出書を提出しなければならないこととすること。

2 欠格事由の追加

集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者等を、古物商及び古物市場主の欠格事由に追加することとすること。

3 簡易取消しの新設

公安委員会は、古物商若しくは古物市場主の営業所若しくは古物市場の所在地を確知できないとき、又は当該古物商若しくは古物市場主の所在を確知できないときは、その事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該古物商又は古物市場主から申出がないときは、その許可を取り消すことができることとすること。

二 仮設店舗における営業の制限の緩和

古物商は、仮設店舗において古物営業を営む場合において、あらかじめ、その日時及び場所を、その場所を管轄する公安委員会に届け出たときは、買い受け、若しくは交換するため、又は売却若しくは交換の委託を受けるため、古物商以外の者から古物を受け取ることができることとすること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行することとする。ただし、一の2及び3並びに二の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2 所要の経過措置等を設けることとする。

○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第62号）要旨

本案は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の題名を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改めること。

二 環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律は、一部の規定を除き、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

三 この法律は、公布の日から施行するものとする。

○特定複合観光施設区域整備法案（内閣提出第64号）要旨

本案は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 特定複合観光施設区域制度

1 特定複合観光施設区域の整備について、国土交通大臣による基本方針の作成、都道府県等による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、その際の地域の合意形成等について規定すること。

2 国土交通大臣は、認定区域整備計画の数が3を超えることとならないよう区域整備計画を認定することとするほか、特定複合観光施設の設置運営事業者の監督等の制度を規定すること。

二 カジノ規制

- 1 特定複合観光施設の設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、カジノ事業を行うことができることとし、主要株主等その他の関係者についても、免許制等の下で所要の規制を設けること。
- 2 カジノ行為の種類及び方法、カジノ関連機器等について、所要の規制を設けること。
- 3 日本人等のカジノ施設への入場回数について、連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限するとともに、20歳未満の者、暴力団員等に対し、カジノ施設への入場等を禁止すること。

三 入場料・納付金

- 1 日本人等の入場者に対し、国と認定都道府県等がそれぞれ3,000円の入場料を賦課すること。
- 2 カジノ事業者に対し、国庫納付金として、カジノ行為粗収益の15%に相当する額及びカジノ管理委員会の経費のうちカジノ事業者に負担させることが相当なものの額の合計額を、認定都道府県等納付金として、カジノ行為粗収益の15%に相当する額をそれぞれ納付させること。

四 カジノ管理委員会

- 1 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置し、委員長及び4名の委員については、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
- 2 カジノ管理委員会のカジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会等に関する規定を設けること。

五 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、施行すること。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりで

ある。

- 一 政治分野における男女共同参画の推進に当たっての基本原則として、第一に、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと、第二に、男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨とすること、第三に、男女が公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨とすることを定めること。
- 二 国及び地方公共団体は、一の基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。
- 三 政党その他の政治団体は、一の基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 四 政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国は、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（以下「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとし、また、地方公共団体は、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。
- 五 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、啓発活動及び環境整備を行うとともに、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。
- 六 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 七 この法律は、公布の日から施行すること。

○ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元君外7名提出、衆法第20号）要旨

本案は、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に

推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいうこと。
- 二 ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること等を基本理念として行われなければならないこと。
- 三 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
- 四 国、地方公共団体、関係事業者、国民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務を規定すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定しなければならないこと。
- 七 基本的施策として、国及び地方公共団体は、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援等の施策を講ずるものとする。
- 八 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部を置くこと。また、同本部は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき等には、同本部に置かれるギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見をあらかじめ聴かななければならないこと。
- 九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【総務委員会】

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 働き方の多様化への対応等の観点から、個人住民税における基礎控除等の見直しを行うこと。
- 二 平成30年度の評価替えに当たり、固定資産税及び都市計画税における現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。
- 三 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引上げ等の見直しを行うこと。
- 四 法人住民税、法人事業税等について、その申告書等を地方税関係手続用電子情報処理組織によって提出することを義務付けるとともに、地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うこと。
- 五 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行すること。

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成30年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税の総額の特例等

- 1 平成30年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,750億円、平成30年度における法定加算額3,367億円及び臨時財政対策のための特例加算額1,655億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額4,000億円、同特別会計借入金利子支払額804億円等を控除した額16兆85億円とすること。
- 2 平成28年度における地方交付税の精算減額2,245億円について、平成34年度から平成38年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するほか、平成30年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。
- 2 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成30年度分の地方交付税の総額に3,257億円を加算するほか、平成30年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

四 施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行すること。

○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、情報通信技術の進展に対応し、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護するため、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止に係る情報の整理及び公表の制度の新設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 電気通信事業法の一部改正関係

- 1 総務大臣は、電気通信事業者が設立した一般社団法人であって、社員の委託を受けて、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処を求める通知を行う等の業務を行う者を認定することができることとすること。
- 2 総務大臣は、電気通信番号の使用に関する条件等を記載した電気通信番号計画を作成しなければならないこととするとともに、電気通信役務の提供に当たり電気通信番号を使用しようとする電気通信事業者は、電気通信番号の使用に関する事項等を記載した電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定を受けなければならないこととすること。
- 3 電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する電気通信事業者は、

あらかじめ、当該休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る利用者に対し、総務省令で定める事項を周知させるとともに、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信業務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ、その周知に係る事項を総務大臣に届け出なければならないこととする。

二 国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部改正関係

平成36年3月31日までの間、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の範囲に、識別符号の設定に不備のある電気通信設備を調査する特定アクセス行為を行い、当該電気通信設備に係る電気通信事業者に対し、送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行う業務を追加すること。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 I o T機器の普及が進むことが予想され、また、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることから、サイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、国立研究開発法人情報通信研究機構の人員・予算等の充実及び技術・知見の更なる活用を図るとともに、利用者に対し、サイバーセキュリティに関する情報について周知を行い、啓発に努めること。
- 二 固定電話網のI P網への移行に際しては、緊急通報の確保など、ユニバーサルサービスを維持するとともに、電気通信サービスの終了に便乗した悪質販売勧誘等による消費者被害を防ぐため、国民生活センターやN T T等と協力し、利用者への注意喚起を行うなどの対策を徹底すること。

○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 行政機関等は、基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有することとし、また、公的統計が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関して国民の理解を深め、公的統計の作成に関して関係者

等の協力を得るよう努めなければならないとともに、基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供等の協力を求められた関係者等は、その求めに応じるよう努めなければならないこととする。

- 二 総務大臣が整備している事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる範囲について、公的統計の全ての作成主体が行う事業所に関する統計を作成するための調査に拡大すること。
- 三 調査票情報の提供対象について、情報保護を徹底しつつ、学術研究の発展に資する統計の作成等を行う者等に拡大するとともに、提供した調査票情報を用いて作成された統計等の公表に関する規定を整備すること。
- 四 統計委員会の所掌事務に、統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、公的統計基本計画の実施状況に関する勧告等を追加するとともに、統計委員会に幹事を置くこと。
- 五 統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施すること等を追加すること。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に措置すべきである。

- 一 事業所母集団データベースに記録されている情報を利用できる公的統計の作成主体の範囲が拡大することを踏まえ、新たに利用できることとなる地方公共団体等に、当該データベースの利活用について、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- 二 公的統計の作成のための調査に当たっては、当該調査に対する報告者の声や各府省における先進的な取組事例等を踏まえ、報告者の負担の軽減に努めること。
- 三 調査票情報の二次的利用の拡大に当たっては、個人情報本人の意図に反して利用されることのないよう、調査票情報の適正管理と秘密の保護に万全を期すこと。
- 四 統計改革を確実に遂行するため、必要な統計人材を育成するとともに、十分な予算と人員の確保に努めること。
- 五 公的統計の作成及びその前提となる調査に当たっては、正確性・信頼性の確保に万全を期すこと。

○東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第11号）要旨

本案は、最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債（以下「合併特例債」という。）を起こすことができる期間を更に5年間延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 題名の改正

法律の題名を「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改めること。

二 合併特例債の発行可能期間の延長

合併特例債の発行可能期間については、平成23年度において合併特例債を起こすことができる合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、合併年度及びこれに続く25年度とし、それ以外の市町村である場合にあつては、合併年度及びこれに続く20年度とすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第24号）要旨

本案は、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 日本郵便株式会社に対し、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、基礎的な費用に充てるための交付金を交付するとともに、その費用を日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社の郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係るものを、拠出金として、関連銀行及び関連保険会社から徴収すること。

二 一の交付金の交付と拠出金の徴収に関する業務を、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の業務に追加するとともに、機構の名称を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改めること。

三 交付金の交付等に関する新法の規定については、新法の施行状況等を勘案し、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を確保するために、郵便局ネットワークを維持する観点からの検討条項を設けること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、交付金の交付及び拠出金の徴収の規定は、平成31年4月1日から適用すること。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の平成30年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成30年度収支予算等について、「前年度収支予算を上回る事業収入により、事業収支差金の黒字を確保し、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる」とした上で、「協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である」とされている。

一 収支予算

1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ50億円増加の7,168億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ108億円増加の7,128億円、事業収支差金40億円となっており、この事業収支差金を4K・8Kスーパーハイビジョン設備等の建設費に使用している。

2 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりである。

二 事業計画

1 緊急報道や番組充実のための設備及び4K・8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。

2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確で公平・公正な情報を迅速に伝え、安全で安心な暮らしに貢献するとともに、東日本大震災や熊本地震等による被災地の復興を継続して支援する。幅広い世代の期待に応える多彩な番組を編成して、豊かで質の高い放送を実現するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、地域社会に貢献する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、2018 F I F Aワールドカップロシアの放送を実施する。このほか、東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を取り進める。

さらに、4K・8Kスーパーハイビジョンの本放送を平成30年12月より開始する。

3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

なお、受信料の負担軽減策として、社会福祉施設への免除の拡大及び奨学金受給対象等の学生への免除を実施する。

5 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

6 放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

7 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

8 NHKグループ一体で、より創造的で効果的な体制の確立に向けて、働き方改革や透明性の高い組織運営、リスクマネジメントの強化等を推進する。

三 資金計画

平成30年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,291億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,424億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。
- 二 協会は、NHK及びNHKグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となって綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。
- 三 協会は、放送番組の編集に当たっては、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。
- 四 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。
- 五 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。
- 六 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、議事録の適切な作成・管理に努めること。

- 七 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。
- 八 協会は、昨年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員及び業務委託先に指導し、周知徹底すること。なお、繰越金の現状や今後の事業収支の状況を踏まえ、国民・視聴者の理解を得られる受信料の在り方について、受信料額の引き下げの可能性も含めて、業務やガバナンスの在り方と併せて検討すること。
- 九 政府は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務の在り方については、民間放送事業者等の見解に十分留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。
- また、協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、通信分野での協会の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。
- 十 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。
- 十一 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。
- 十二 協会は、本年開始される4K・8K実用放送の整備に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って実施すること。併せて、4K・8K放送普及後の衛星放送のあり方についても、検討すること。
- 十三 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

○日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成24年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額9,228億4,777万7千円、負債総額3,220億7,263万9千円、純資産総額6,007億7,513万7千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額9,300億8,650万2千円、負債総額3,214億322万9千円、純資産総額6,086億8,327万3千円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額2億4,925万6千円、負債総額81億5,739万1千円、純資産総額△79億813万5千円である。

受託業務等勘定は、資産総額5,315万2千円、負債総額5,315万2千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,604億4,723万8千円、経常事業支出6,494億423万8千円、経常事業収支差金110億4,299万9千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は184億2,235万5千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,591億3,002万9千円、経常事業支出6,469億4,280万1千円、経常事業収支差金121億8,722万8千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は195億6,348万円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入13億5,512万3千円、経常事業支出24億9,935万1千円、経常事業収支差金△11億4,422万8千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金は△11億4,112万4千円であり、これを欠損金として繰り越している。

受託業務等勘定は、経常事業収入13億8,191万8千円、経常事業支出11億5,844万1千円、経常事業収支差金2億2,347万7千円である。当期事業収支

差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは940億3,154万3千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△1,238億2,371万4千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△5億9,357万9千円である。現金及び現金同等物の年度末残高は1,264億139万8千円である。

○日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の概要

本件は、日本放送協会の平成25年度決算であって、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て国会に提出されたもので、その主な内容は次のとおりである。

1 財産目録及び貸借対照表

協会全体では、資産総額9,269億5,375万8千円、負債総額3,077億6,509万6千円、純資産総額6,191億8,866万2千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、資産総額9,342億6,926万8千円、負債総額3,073億583万6千円、純資産総額6,269億6,343万1千円である。

番組アーカイブ業務勘定は、資産総額3億2,511万円、負債総額80億9,988万円、純資産総額△77億7,476万9千円である。

受託業務等勘定は、資産総額4,116万6千円、負債総額4,116万6千円である。

2 損益計算書

協会全体では、経常事業収入6,570億1,812万8千円、経常事業支出6,512億8,277万2千円、経常事業収支差金57億3,535万6千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は184億1,352万4千円である。

なお、各勘定の状況は次のとおりである。

一般勘定は、経常事業収入6,552億3,176万6千円、経常事業支出6,496億2,499万4千円、経常事業収支差金56億677万1千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金は182億8,015万8千円であり、これは事業収支剰余金となり、全額を翌年度以

降の財政安定のための財源として繰り越している。

番組アーカイブ業務勘定は、経常事業収入18億4,336万円、経常事業支出17億1,477万5千円、経常事業収支差金1億2,858万4千円である。この経常事業収支差金に経常事業外収支差金を加えた経常収支差金と同額の当期事業収支差金1億3,336万5千円によって、欠損金が同額減少している。

受託業務等勘定は、経常事業収入13億5,719万8千円、経常事業支出11億3,733万3千円、経常事業収支差金2億1,986万5千円である。当期事業収支差金は、この経常事業収支差金と同額であり、これを一般勘定へ繰り入れている。

3 キャッシュ・フロー計算書

事業活動によるキャッシュ・フローは600億597万3千円、投資活動によるキャッシュ・フローは△371億5,999万1千円、財務活動によるキャッシュ・フローは△5億3,914万円である。現金及び現金同等物の年度末残高は1,487億824万円である。

なお、本件には、「本院は、検査の結果、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」を平成25年度決算検査報告に掲記した。」との会計検査院の検査結果が添付されている。

<委員会決議>

○持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

- 一 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、公共施設等の老朽化対策等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、平成31年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。
- 二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基準財政需要額の算定については、地域の実情に十分配慮するとともに、地方

交付税の財源保障機能を適切に確保すること。

- 三 地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っており、その財源は行政改革や経費削減等により捻出されているものであることに鑑み、その残高が増加していることをもって、地方交付税等の財源を一方的に減額しないこと。また、住民への説明責任を果たす観点から、基金の考え方、増減の理由、今後の方針を含め、各団体に財政状況に関する公表内容の充実を要請し、公表内容の「見える化」の促進について検討を進めること。
- 四 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 五 個人住民税における控除の在り方については、住民が公平感を持って納税することができるような税体系の構築を目指して不断の見直しを進めること。
- 六 地域の実情に応じた行政サービスを地方公共団体が将来にわたり提供することができるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のために、一層の検討を進めること。
- 七 ふるさと納税制度に関しては、制度の趣旨に沿った「ふるさと」への寄附となるよう、引き続き検討を行うこと。
- 八 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 九 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、運用を含め、更なる検討を進めること。
- 十 東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、熊本地震を始め、台風、集中豪

雨、火山噴火、豪雪等の住民生活の安全・安心を脅かす自然災害が多発している状況を踏まえ、消防・防災体制を充実・強化するための十分な財源を確保すること。

右決議する。

○東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する件

政府は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案が、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況を踏まえ、合併特例債の発行可能期間の再延長を行うものであることに鑑み、合併特例債に係る次の事項について措置すべきである。

- 一 合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることを踏まえ、合併市町村が、今後、合併特例債の発行可能期間の更なる延長を行うことなく、今回の延長期間内に市町村建設計画に基づいて行う事業等を住民合意を尊重し、実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。
- 二 今後、人口減少等により公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえ、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

○郵政事業のユニバーサルサービス確保等に関する決議

政府及び日本郵政グループは、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案が、郵政事業のユニバーサルサービスの安定的な提供を確保するため、郵便局ネットワークの維持を支援するための交付金及び拠出金の制度を創設しようとするものであることに鑑み、次の事項について配慮すべきである。

- 一 国民生活に必要な不可欠な郵政三事業を一体的に利用できるようにするとともに、そのサービスを充実させるため、郵便局ネットワークは現在の水準を維持し、国民が将来にわたり、あまねく全国において公平な恩恵を受けられるよう、努めること。
- 二 日本郵政グループは郵便局ネットワークを維持してユニバーサルサービス

を図り、国民生活に貢献することを目的とし、健全経営に努めること。

三 この法律案は、郵便局ネットワークを維持し、ユニバーサルサービスを図ることを目的としていることから、日本郵政グループはその事業が国民により活用し易いものとなるよう努めること。

右決議する。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を50人増加すること。
- 二 判事補の員数を25人減少すること。
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少すること。
- 四 この法律は、平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

○人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 人事に関する訴えの国際裁判管轄（人事訴訟法の一部改正）

人事に関する訴えは、身分関係の当事者である被告の住所が日本国内にある場合や身分関係の当事者の双方が日本の国籍を有する場合などに、日本の裁判所に提起することができるものとする。

二 家事事件の国際裁判管轄（家事事件手続法の一部改正）

養子縁組をするについての許可の審判事件、特別養子縁組の離縁の審判事件、親権に関する審判事件、相続に関する審判事件、家事調停事件などについて、事件の類型ごとに日本の裁判所が管轄権を有する場合を定めるものとする。

三 外国裁判所の家事事件における裁判に係る執行（民事執行法の一部改正）

管轄裁判所が地方裁判所とされている外国裁判所の判決についての執行判決を求める訴えについて、家事事件における裁判に係るものにあつては家庭裁判所の管轄とするものとし、あわせて、地方裁判所及び家庭裁判所が、その管轄に属さない訴えについても、一定の場合に自ら審理及び裁判をすることができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政

令で定める日から施行するものとする。

○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号） 要旨

本案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 商法の一部改正

1 運送営業

- (一) 陸上運送に関する第2編第8章の規定を海上運送・航空運送及び複合運送にも妥当する総則的規律に位置付けるため、運送人の定義等に関する規定を設けるものとする。
- (二) 物品運送契約及び旅客運送契約について、基本的な内容を示す規定を設けるものとする。
- (三) 危険物についての荷送人の通知義務に関し、荷送人は、運送品が危険性を有するものであるときは、その引渡しの前に、運送人に対し、その旨及び当該運送品の安全な運送に必要な情報を通知しなければならないとの規定を設けるものとする。
- (四) 旅客運送契約における旅客の生命・身体の侵害による運送人の損害賠償責任（運送の遅延を主たる原因とするものを除く。）を免除する等の特約を無効とする規定を設けるものとする。

2 海商

- (一) 船舶の衝突に基づく不法行為による損害賠償請求権（財産権侵害を理由とするものに限る。）は、不法行為時から2年間で時効により消滅するとの規定を設けるものとする。
- (二) 海難に遭遇した船舶から排出された油等により海洋が汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼす場合等において、当該船舶の救助に従事した者は、船舶所有者に対し、その障害の防止等のための措置をとったときの特別補償料の支払を請求することができるとの規定を設けるものとする。
- (三) 船舶の運航に直接関連して生じた人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権者は、船舶及びその属具につき第1順位の船舶先取特権を有す

る旨の規定を設けるものとする。

3 その他

表記を平仮名・口語体に改める等の規定の現代用語化を行うものとする
こと。

二 国際海上物品運送法の一部改正

船荷証券及び船舶先取特権に関する規定を削る等の改正を行うものとする
こと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範
囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○民法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、公職選挙法の定める選挙権年齢が満20年以上から満18年以上に改め
られたことなどの社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適
齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次
のとおりである。

一 成年年齢の引下げ

民法第4条が規定する成年年齢を「20歳」から「18歳」に改めるものとし
ること。

二 女の婚姻適齢の引上げ

同法第731条が規定する女の婚姻適齢を「16歳」から「18歳」に改めるも
のとする。

三 養親となる者の年齢

同法第792条が規定する養親となる者の年齢を「成年」から「20歳」に改
めるものとする。

四 施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、平成34年4月1日から施行するものとし
ること。

2 この法律の施行に伴い、未成年者喫煙禁止法ほか21の関係法律の規定を
整備するものとする。

○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）要旨

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合

における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 相続が開始した場合における配偶者の居住の権利として、配偶者が、終身又は一定期間、無償で被相続人の財産に属した建物の使用及び収益をすることができる権利（配偶者居住権）を創設し、遺産分割又は遺贈により、これを取得することができるもの等とすること。
- 2 遺産分割等に関する見直し
 - (一) 婚姻期間が20年以上の夫婦間において、その居住用不動産について遺贈又は贈与が行われたときは、被相続人は、その遺贈等について持戻し免除の意思表示をしたものと推定するものとする。
 - (二) 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、他の共同相続人の同意を得ることなく、単独で払戻しをすることができるものとする。
- 3 自筆証書遺言の要件を緩和し、自筆証書に相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については自書することを要しないものとする。
- 4 遺留分を侵害された者の権利の行使によって遺贈又は贈与の全部又は一部が当然に失効することとされている現行法の規律を見直し、遺留分侵害額請求権の行使によって遺留分侵害額に相当する金銭債権が生ずるものとする。
- 5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策として、被相続人に対して無償で療養看護等の労務提供をしたことにより被相続人の財産の維持等について特別の寄与をした被相続人の親族（特別寄与者）が、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭の支払を請求できる特別の寄与の制度を設けるものとする。

二 家事事件手続法の一部改正

預貯金債権の仮分割の仮処分に限り、遺産分割前の保全処分の要件を緩和するとともに、民法において新設する一の5の特別の寄与の制度に関する手続規定を設けるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で

定める日から施行するものとする。ただし、一の3については公布の日から起算して6月を経過した日、一の1については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 現代社会において家族の在り方が多様に変化してきていることに鑑み、多様な家族の在り方を尊重する観点から、特別の寄与の制度その他の本法の施行状況を踏まえつつ、その保護の在り方について検討すること。
- 二 性的マイノリティを含む様々な立場にある者が遺言の内容について事前に相談できる仕組みを構築するとともに、遺言の積極的活用により、遺言者の意思を尊重した遺産の分配が可能となるよう、遺言制度の周知に努めること。
- 三 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の実効性を確保するため、遺言者の死亡届が提出された後、遺言書の存在が相続人、受遺者等に通知される仕組みを可及的速やかに構築すること。
- 四 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の信頼を得るため、遺言書の保管等の業務をつかさどる遺言書保管官の適正な業務の遂行を担保する措置を講ずるよう検討すること。

○法務局における遺言書の保管等に関する法律案（内閣提出第59号）要旨

本案は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 遺言書の保管等

- 1 遺言者は、法務局（法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所をいう。以下同じ。）に、民法第968条に規定する自筆証書遺言に係る遺言書で無封のものの保管を申請することができるものとする。その遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の閲覧の請求又は保管申請の撤回をすることができるものとする。
- 2 1の申請及び請求等は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならないものとする。

二 遺言書保管事実証明書の交付

何人も、法務局に対し、次の1及び2に掲げる遺言書等について、その遺言者が死亡している場合に限り、その遺言書を保管している法務局の名称等（保管されていないときは、その旨）を証明する書面（遺言書保管事実証明書）の交付を請求することができるものとする。

- 1 自己が相続人である被相続人の遺言書
- 2 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書

三 遺言書情報証明書の交付等

1 二の1及び2に規定する者は、当該1及び2の遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができるものとするとともに、遺言書に係る画像情報等を証明した書面（遺言書情報証明書）の交付を請求することができるものとする。

2 法務局は、1の閲覧をさせ又は書面を交付したときは、1の請求をした者を除く相続人等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。

四 遺言書の検認の適用除外

一により保管されている遺言書については、民法第1004条第1項の遺言書の検認に係る規定は適用しないものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案に対する附帯決議と同内容（48頁参照）

○東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成33年3月31日まで延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、在外公館の新設を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 フィリピンに在ダバオ日本国総領事館を新設すること。
- 二 北大西洋条約機構日本政府代表部を新設すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うこと。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること。
- 五 この法律は、平成30年4月1日から施行すること。ただし、一及び二については、政令で定める日から施行すること。

○盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、点字図書等の利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 受益者は、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者であること。
- 二 締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定めること。
- 三 締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、点字図書館等の権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定めること。
- 四 締約国の国内法令は、受益者等又は権限を与えられた機関が著作物の利用

しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。

五 締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努めること。

○2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、締約国を旗国とする船舶又は締約国の権限の下で運航している船舶及び締約国の管轄の下で運営されている船舶の再資源化施設について適用すること。
- 二 締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶及び自国の管轄の下にある船舶の再資源化施設がこの条約に定める要件に適合することを要求するものとし、その適合を確保するため効果的な措置をとること。
- 三 締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航している船舶であって検査及び証明の対象となるものが、附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保すること。
- 四 締約国は、自国の管轄の下で運営される船舶の再資源化施設であってこの条約が適用される船舶等を再資源化するものが、附属書に定める規則に従って許可を与えられることを確保すること。
- 五 この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定するため、他の締約国の港又は沖合の係留施設において、当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員により、有害物質の目録に関する国際証書又は再資源化の準備の完了に関する国際証書を船舶内に備えていることの確認等の監督を受けることがあること。
- 六 この条約上の義務の違反は、国内法令により禁止するものとし、当該違反

に対する罰は、船舶については主管庁の法令において、船舶の再資源化施設については当該船舶の再資源化施設について管轄権を有する締約国の法令において定めること。

なお、附属書及び付録は、条約の不可分の一部を成し、附属書は船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための規則を定め、付録はこの条約により規制される有害物質、この条約に規定された国際証書の様式等を定めている。

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の議定書の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。

この改正は、議定書の下における規制措置の実施過程において、オゾン層を破壊する物質の代替物質として使用が増大した高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボンを、生産、消費等の規制及び非締約国との貿易の禁止の対象となる物質に追加すること等を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、ハイドロフルオロカーボンの消費量及び生産量の算定値（各規制物質が有する温室効果の度合いを考慮して算出した値）を段階的削減スケジュールに従い規制すること。
- 二 締約国は、非締約国との間でのハイドロフルオロカーボンの輸出入を禁止すること。
- 三 締約国は、ハイドロフルオロカーボンであって、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの及び再生されたものの輸出入に関するライセンス制度を設け及び実施すること。
- 四 締約国は、ハイドロフルオロカーボンに関し、年間生産量、締約国により承認された技術によって破壊された量、輸出入量等についての統計資料を議定書の事務局に提出すること。

○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施するための法的枠組みについて定めるもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、二者以上の間で効力を有する租税協定であって、その各締約国がこの条約の対象とすることを希望するもの（以下「対象租税協定」という。）を修正すること。
- 二 対象租税協定の前文に、租税条約は脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去することを意図して締結される旨を追加すること。
- 三 取引等の主要な目的が対象租税協定の特典を受けることである場合には当該対象租税協定の特典は与えられない旨の規定を当該対象租税協定について適用し、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する旨の規定を対象租税協定について適用することを選択することができること。
- 四 契約の締結に関する一定の代理人を有する場合には、その代理人の存在をもって恒久的施設を有するものとする旨の規定を対象租税協定について適用すること。
- 五 事業を行う一定の場所を通じて行われる場合においても恒久的施設を構成しないものとされる特定の活動に関する規定及び関連者間で細分化された事業活動はそれらを組み合わせて恒久的施設を認定する旨の規定を対象租税協定について適用すること。
- 六 対象租税協定の規定に適合しない課税について権限のある当局に対して申立てをすることができる旨及び権限のある当局が相手国の権限のある当局との合意によって事案を解決するよう努める旨の規定を当該対象租税協定について適用すること。
- 七 対象租税協定について、この条約の仲裁条項を適用することを選択することができるが、その場合は、この条約の仲裁条項は、仲裁を規定する対象租税協定の規定に代えて、又は仲裁を規定していない対象租税協定について適用すること。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の

除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とリトアニアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、リトアニアについては利得税及び個人所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である者で個人以外のものである場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。
- 七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと一方の締約国の権限のある当局に申立てをし、他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両当局が解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は原則として仲裁に付託されること。
- 八 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。
- 九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補足事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とエストニアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、エストニアについては所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を所有する法人である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一

方の締約国でも使用料額の5%を超えない額を課税できること。

六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと一方の締約国の権限のある当局に申立てをし、他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両当局が解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は原則として仲裁に付託されること。

八 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補足事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とロシアとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、ロシアについては団体の利得に対する租税及び個人の所得に対する租税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の15%以上を直接に所有

する法人である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の10%を、それぞれ超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が年金基金である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。また、一方の締約国の居住者が、他方の締約国内の不動産によりその価値の50%以上が構成される株式等から取得する配当に対しては、当該他方の締約国が当該配当額の15%を超えない額を課税できること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

七 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努めるとともに、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

八 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、一定の場合に情報提供を拒否できること等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とデンマークとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特

別所得税、地方法人税及び住民税とし、デンマークについては国税である法人所得税及び個人所得税、地方税である個人所得税、炭化水素税法及び年金投資収益税法に基づく租税、教会税並びに配当及び使用料に対する租税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、配当額の15%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を直接に所有する法人等である場合又は年金基金である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと一方の締約国の権限のある当局に申立てをし、他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日から2年以内に両当局が解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は原則として仲裁に付託されること。

八 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補足事項等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とアイスランドとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、アイスランドについては国税である所得税、地方税である所得税及び特別炭化水素税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国でも、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を所有する法人等である場合には当該配当額の5%を、その他の全ての場合には当該配当額の15%を、それぞれ超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を所有する法人等である場合又は年金基金である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。
- 七 ある者がこの条約に適合しない課税を受けたと一方の締約国の権限のある当局に申立てをし、他方の締約国の権限のある当局に対する協議の申立日か

ら2年以内に両当局が解決のための合意に達することができない場合に当該者が要請するときは、当該事案の未解決事項は原則として仲裁に付託されること。

八 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

九 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、相互協議に係る仲裁手続及び補足事項等を規定している。

○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアルメニアとの間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化を図るため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産をいい、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。

二 一方の締約国は、自国の領域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。

三 一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく外国人の待遇に関する最低基準を与えること。

四 いずれの一方の締約国も、自国の領域における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと。

五 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。

六 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国

の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保すること。

七 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託され得ること。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇、最恵国待遇又は特定措置の履行要求の禁止についての規定により課される義務に適合しない両締約国の措置について規定している。

○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定交渉参加11箇国の間において、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で21世紀型の新たなルールを構築するための環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P協定」という。）の内容を実現するための法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 締約国は、T P P協定の規定が、一部の規定を除き、この協定の規定に従い、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成すことを合意すること。
 - 二 締約国は、この協定の効力発生の日はこの協定の附属書に掲げる規定の適用を停止し、その停止は、これらの規定のうち一又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時までとすること。
 - 三 締約国は、T P P協定の効力発生が差し迫っている場合又はT P P協定が効力を生ずる見込みがない場合には、いずれかの締約国の要請に応じ、この協定の改正及び関係する事項を検討するため、この協定の運用を見直すこと。
- なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、この協定の一部を成すT P P協定の規定のうち、適用を停止する特定の規定について定めている。

【財務金融委員会】

○保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第195回国会閣法第4号）要旨

本案は、平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を延長するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 平成30年3月31日までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、その期限を平成35年3月31日まで延長すること。
- 二 この法律は、平成30年4月1日から施行すること。

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 働き方の多様化等を踏まえ、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化を行うこと。
- 二 デフレ脱却と経済再生に向け、所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、事業承継税制の拡充等を行うこと。
- 三 外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直しを行うこと。
- 四 法人税の申告等の電子情報処理組織による申告義務の創設を行うこと。
- 五 たばこ税の税率引上げ等の見直し等を行うこと。
- 六 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成30年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保

など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

○国際観光旅客税法案（内閣提出第2号）要旨

本案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等とすること。
- 二 課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国とすること。
- 三 税率は、本邦からの出国1回につき、1,000円とすること。
- 四 納税義務の適正な履行を確保するため必要な規定を設けること。
- 五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年1月7日から施行すること。

○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うほか、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成30年3月31日に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限の延長を行うこと。
- 二 金の密輸入に対応するための罰則の引上げとして、許可を受けずに輸出入する罪等に係る罰金額を引き上げること。
- 三 この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成30年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する

る中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安心・安全等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特に近年の国際的な情勢を踏まえ、水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備に努めること。

【文部科学委員会】

○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）の附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置として、文化庁の京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 文部科学省及び文化庁の任務及び所掌事務の改正

- 1 文部科学省及び文化庁の任務のうち文化に係る部分を「文化に関する施策の総合的な推進」に改めること。
- 2 文部科学省及び文化庁の所掌事務に、次の事務を追加するとともに、文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務及び博物館による社会教育の振興に関する事務をつかさどること。
 - (一) 文化に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
 - (二) 文化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

二 施行期日

この法律は、平成30年10月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法により機能強化を図った上で、文化庁の組織が東京と京都に二分されることが予定されているが、文化庁が分割された後においても、本法により文化庁の所管とされる学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務等を含めた全ての文化庁の所掌事務が混乱することなく、円滑に執行されるよう、遅くとも平成33年度中とされる京都への本格移転に向け、文化庁を中心に関係行政機関が緊密な連携を図り、細部の検討にも遺漏がないよう万全の準備を行うこと。
- 二 本法による文化庁の機能強化・組織改革が、政府関係機関の地方への移転を契機とした行政の肥大化につながり、行政改革に逆行することのないよう、十分留意すること。
- 三 平成29年に改正された「文化芸術基本法」において、文化芸術と観光、まちづくり、国際交流等の施策との連携が定められたことを踏まえ、文化芸術の価値を中心に据えた施策の立案及びその実行のため、文化芸術関係予算の

充実及び文化庁の更なる機能強化に努めること。

- 四 文化庁は、学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務を行うに当たっては、これまでの文化芸術振興施策を通して培ってきた知見やネットワークを活用するとともに、学校の教育課程全体についての深い専門性を持って他の教科や総合的な学習の時間等と連携を深め、または芸術家の参加を得る等して、学校現場等におけるより開かれた文化芸術教育の推進に努めること。
- 五 本法により、博物館の更なる振興を図るため、その事務を文化庁に一元化することとしていることを踏まえ、博物館運営・施設整備や学芸員の育成・配置等に関する支援策を一層講じるとともに、博物館に対する財政的支援の更なる拡充に努めること。
- 六 文化庁が京都への本格移転に向け、予定しているその効果及び影響の検証結果については、文化庁の京都移転が、政府関係機関の地方への移転の先行事例であることを踏まえ、適宜国会へ報告すること。
- 七 本法の成立を契機として、国は、「文化芸術立国」の実現に向けて、文化芸術の担い手や関係団体に係る支援措置を強化するとともに、文化庁を中核として関係行政機関が一丸となって文化芸術政策を推進できるような体制の構築に努めること。
- 八 平成31年9月に京都で開催される ICOM（国際博物館会議）京都大会は、文化庁の京都への本格移転に向けた重要な会議であることを政府は深く認識し、ICOM関係者が京都において我が国の文化に触れる貴重な機会である同大会が成功するよう、文化庁を中心に関係行政機関を挙げて取り組むこと。
- 九 文化庁の京都への本格移転は、文化行政の機能強化の途上であり、芸術文化の自主性等を基本理念とする文化芸術基本法や我が国の文化財の継承・活用等を図る文化財保護法等の文化振興施策をさらに発展・充実させていくため、「文化省」の創設を見据え、引き続き文化行政に関する取組の在り方を検討すること。

○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、情報通信技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするための措置等を講じるも

のであり、その主な内容は次のとおりである。

一 情報通信技術の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

1 著作物を人工知能による深層学習の用に供する場合等、著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、権利者の許諾なく当該著作物を利用することができること。

2 所在検索サービスや情報解析サービスなど、新たな知見・情報を創出するサービスを提供する者は、その必要と認められる限度において、権利者の許諾なく、当該行為に付随して著作物を軽微な形で利用することができること。

二 学校等において教育を担当する者等は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、権利者の許諾なく、公表された著作物を公衆送信等することができることとともに、当該公衆送信に係る補償金の支払いについて規定すること。

三 視覚障害者等による著作物の利用機会促進に係る「マラケシュ条約」の締結に向けて、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲について、肢体不自由等の身体的障害を含め、障害によって印刷された書籍等を読むことが困難な者を含むものとする。

四 アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

1 国立国会図書館による絶版等資料に係る著作物の自動公衆送信を行うことができる対象の範囲を、図書館等に類する外国の施設に拡大すること。

2 美術の著作物又は写真の著作物を原作品により公に展示する者は、当該著作物の解説又は紹介をすることを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、権利者の許諾なく当該著作物を複製し、上映し、又は自動公衆送信を行うこと等ができることとする。

3 国又は地方公共団体等が権利者不明等の場合に文化庁長官の裁定を受けて著作物を利用しようとするときは、補償金の供託を要しないこととする。

五 施行期日

この法律は、平成31年1月1日から施行すること。ただし、二の規定については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 著作権制度は我が国の文化創造の基盤となる仕組みであり、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代においても、権利の保護を図りつつ、多様な著作物を多様な形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことは極めて重要である。著作権制度の意義に鑑み、今後も権利の保護と著作物の円滑な利用の促進とのバランスを考慮し、本法により整備される権利制限規定等の適切な運用に十分配慮すること。
- 二 柔軟な権利制限規定の導入に当たっては、現行法において権利制限の対象として想定されていた行為については引き続き権利制限の対象とする立法趣旨を積極的に広報・周知するとともに、著作物の利用行為の適法性が不透明になり、かえって利用を萎縮する効果が生じることのないよう、ガイドラインの策定など、必要な対策を講ずること。
- 三 環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図るという立法趣旨を踏まえ、現在想定し得ない新たな技術等で、著作物の軽微利用を行う必要があるものが開発等されたときは、第47条の5第1項第3号に掲げる政令について、幅広い学識経験者、権利者、インターネット事業者、開発者等の意見のバランスも考慮しつつ速やかに定めるよう努めること。また、当該政令により、かえって新たな技術の開発及び提供等が制限されることがないように留意すること。
- 四 本法により創設される「授業目的公衆送信補償金」について、教育現場での著作物の円滑かつ適法な利活用を促進する観点から、補償金額が妥当な水準に設定されることに加え、その確実な徴収と適正な配分の確保が担保されるよう必要な措置を講ずること。また、教育機関設置者が支払う補償金の負担が生徒等に転嫁される場合に、生徒等の負担が過度にならないよう、適切な運用に努めること。
- 五 プログラミング教育をはじめとする教育のデジタル化が積極的に進められている中で、デジタル教材の増加や授業目的公衆送信補償金の徴収事務により、教職員の負担が増加し、政府が目指す働き方改革に逆行することにならないよう、安価かつ操作しやすいデジタル教材の普及や授業目的公衆送信補償金の徴収事務の簡素化について、速やかに必要な措置を講ずること。また、同措置を講ずるに当たっては、教育の質の向上及び地域格差の解消といった

点にも十分留意すること。

六 本法による改正後の著作権法第37条第3項に規定する視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

七 本法により、美術品等の紹介・解説のために電子機器やインターネット上において権利者の許諾なく当該著作物の複製物を利用できることとなるが、電子機器等の特性を踏まえ、著作物の画像等が不適切に拡散されることがないように、必要な対策を講ずること。

八 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴う著作物等の利用形態の多様化及び著作権制度に係る動向等に鑑み、著作物等の利用の一層の円滑化に向けて、著作権法の適切な見直しを進めること。

特に、著作権制度の在り方をめぐり意見の相違が大きい重要課題については、国際的動向や関係団体・利用者等の意見を十分考慮するとともに、今後の急速な技術革新、著作物等の利用実態や社会の変化等への対応を踏まえた議論を進めること。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等（以下「教科書」という。）に代えてその内容を同大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材（以下「デジタル教科書」という。）を使用することができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 学校教育法の一部改正

1 小学校、中学校、高等学校等において、デジタル教科書がある場合には、文部科学大臣の定めるところにより、児童等の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科書の使用義務にかかわらず、教科書に代えてデジタル教科書を使用することができることとする。

2 1の場合において、障害のある児童等の学習上の困難の程度を低減させ

る必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科書に代えてデジタル教科書を使用することができることとすること。

- 3 高等学校、特別支援学校等において、当分の間、教科書以外のものを教科書として使用する場合には、文部科学大臣の定めるところにより、デジタル教科書を使用することができることとすること。

二 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

教科書のうち、文部科学省が著作の名義を有するものの内容を記録したデジタル教科書についても、文部科学大臣が出版権を設定できることとする等の措置を講ずることとすること。

三 著作権法の一部改正

- 1 教科書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、デジタル教科書に掲載し、いずれの方法によるかを問わず利用することができることとすること。
- 2 1により教科書に掲載された著作物をデジタル教科書に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科書を発行する者にその旨を通知するとともに、1の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととすること。
- 3 文化庁長官は、2の算出方法を定めたときは、これを官報で告示するものとする。

四 この法律は、平成31年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 デジタル教科書の使用による教育効果や児童生徒の心身の発達・成長を含めた健康面への影響に関して、本格的かつ長期的な調査研究や実証研究に基づいた客観的・定量的な検証を行い、知見を蓄積した上で、デジタル教科書の使用に関する必要な施策を講ずること。
- 二 デジタル教科書が児童生徒の学びに資するものとして効果的に活用されるよう、夜間における使用の抑制を含め、同教科書の使用に関する留意点等を取りまとめたガイドラインを策定の上、教育委員会や学校への周知・情報提供を通じて、関係者の理解促進を図ること。
- 三 デジタル教科書の円滑な使用を実現する観点から、情報端末や校内ネット

ワークなどの学校におけるICT環境の整備に必要な施策を講ずること。その際、地方公共団体の財政事情等により、学校のICT環境の整備状況に格差が生じている現状に鑑み、全ての児童生徒が、居住する地域等にかかわらず等しくICTを活用した学習を享受できるよう、財政上の措置を含めた適切な支援を行うこと。

- 四 デジタル教科書の使用に当たり地方公共団体や保護者等に過度の負担を課すことのないよう、著作物をデジタル教科書に掲載する際の補償金額が妥当な水準に設定されるために必要な措置を講ずること等により、その価格を低廉に抑えるための取組を推進すること。特に、障害のある児童生徒等については、教育課程の全部においてデジタル教科書の使用が認められることから、必要な財政上の措置を含めた積極的な支援を行うこと。また、義務教育段階で使用するデジタル教科書については、将来的な無償措置を検討すること。
- 五 デジタル教科書を活用した授業の質を高める観点から、大学の教員養成課程や独立行政法人教職員支援機構、各教育委員会における研修等を通じて、教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、教員への過度な負担を回避するため、ICT支援員の配置促進等、必要な環境整備に努めること。

○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であることを踏まえ、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 文化財保護法の一部改正

1 地域における文化財の総合的な保存・活用

- (一) 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱を定めることができること。
- (二) 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、(一)の大綱が定められているときは当該大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、文化庁長官の認定を申請できること。

(三) (二)の計画が文化庁長官の認定を受けた場合において、文化財の登録の提案等ができること。

2 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

(一) 重要文化財等の所有者等は、重要文化財等の保存及び活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請できること。

(二) (一)の計画が文化庁長官の認定を受けた場合における、重要文化財等の現状変更等の許可又は届出の特例を定めること。

(三) 重要文化財等の所有者は、適切な管理のため必要があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財等の管理の責めに任ずべき者に選任することができること。

3 二の規定により、地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

4 重要文化財等を損壊等した者に係る罰金の引上げ等の罰則の見直しを行うこと。

二 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体は、条例の定めるところにより、文化財の保護に関する事務を、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行することができるものとする。

三 施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 文化財保護行政においては、文化財の保存と活用の双方が共に重要な柱であり、文化財の次世代への継承という目的を達成する上で不可欠なることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文化財に係る施策を推進するに当たっては、保存と活用の均衡がとれたものとなるよう、十分に留意すること。

二 文化財の保存及び活用が適切に行われるためには、文化財に係る専門的知見を有する人材の育成及び配置が重要であることを踏まえ、専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。

三 文化財の確実な継承のためには、適切な周期による修理及び修理に必要な原材料・用具の確保が必要であることを踏まえ、国及び地方公共団体は、文

化財継承のための十分な支援を行うこと。また、文化財の修理においては、国が必要な予算を安定的に確保し、計画的な修理の実施が行われるよう努めること。

四 重要文化財等の保存活用計画のうち、文化庁長官の認定を受けたものに認められる「美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例」については、美術工芸品の一般公開を目的とせず、節税等の目的で濫用されないことがないように、運用に十分に留意すること。

五 本法律案による罰則の見直しについて、文化財の毀損等の行為に対して被害の現状に応じた実効性のある抑止力が整備されるよう、十分に周知徹底をするとともに、文化財保護法における罰則の在り方等について、不断の検討を行うこと。

六 地方公共団体の長が文化財の保護に関する事務を担当する場合に当たっては、文化財の本質的な価値が毀損されないよう十分に留意するとともに、地方文化財保護審議会の役割の明確化及び機能強化、文化財保存活用地域計画の作成並びに文化財保護法第183条の9に規定する協議会の設置が図られるよう、国の指針等においてその方向性を示すこと。

七 文化財保護の推進は我が国の観光基盤の拡充等に資することに鑑み、国際観光旅客税法（平成30年法律第16号）により創設される「国際観光旅客税」について、文化財を保存しつつ活用する取組の財源としても活用できるよう検討を行うなど、文化財保護の財源の更なる拡充に努めること。

○スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第26号）要旨

本案は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念として、ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、ドーピングの検査における公平性及び透明性、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるとともに、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならないこと。

二 国際競技大会等出場スポーツ選手（以下「選手」という。）は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない

こと。また、選手の支援等を行う者は、不正の目的をもって、選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならないこと。

三 国は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

四 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、国及び日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

五 スポーツ競技会運営団体は、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

六 国、独立行政法人日本スポーツ振興センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体等の関係者は、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならないこと。

七 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならないこと。

八 政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないこと。

九 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこと。

十 ドーピング防止活動の基本的施策として、人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発の推進、関係機関との情報の共有及び国際協力の推進等の施策を講ずるものとする。

十一 この法律は、平成30年10月1日から施行すること。

十二 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第27号）要旨

本案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会等の円滑な準備及び運営に資するため、特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正
 - 1 電波法の特例として、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る規定は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会には、適用しないこと。
 - 2 国民の祝日に関する法律の特例として、平成32年の国民の祝日については、海の日を7月23日と、山の日を8月10日と、体育の日を7月24日とすること。
- 二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正
電波法の特例として、無線局の免許・登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る規定は、ラグビーワールドカップ2019組織委員会には、適用しないこと。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○スポーツ基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第28号）要旨

本案は、国民体育大会の名称変更等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国民体育大会の名称変更等
 - 1 国民体育大会の名称変更
「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改めること。
 - 2 公益財団法人日本体育協会の表記の変更
「公益財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に改めること。
 - 3 財団法人日本障害者スポーツ協会の表記の変更
「財団法人日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めること。
- 二 施行期日
この法律は、平成35年1月1日から施行すること。ただし、一の2及び3については、公布の日から施行すること。

○国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第29号）要旨

本案は、体育の日をスポーツの日に改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 体育の日の名称及び意義の改正

- 1 体育の日の名称を、スポーツの日に改めること。
- 2 スポーツの日の意義は、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とすること。

二 この法律は、平成32年1月1日から施行すること。

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案（参議院提出、参法第7号）要旨

本案は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 障害者による文化芸術活動の推進は、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること等の事項を「基本理念」として行われなければならないこと。

二 国及び地方公共団体の責務

- 1 国は、基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

三 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

四 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動

の推進に関する「基本計画」を定めなければならないこと。

五 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこと。

六 国及び地方公共団体は、「基本的施策」として、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

七 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

八 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案（参議院提出、参法第8号）要旨

本案は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国際文化交流の祭典の実施の推進は、国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること等の事項を「基本理念」として行われなければならないこと。

二 国及び地方公共団体の責務

1 国は、基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

三 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

四 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する「基本計画」を定めなければならないこと。

五 基本的施策

1 国は、大規模祭典の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保等を行うことができるようにするとともに、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援する等のため、必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、国の基本的施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

六 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

七 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

<委員会決議>

○スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件

今般、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、世界各国と更に協調するため、「スポーツ」の語を基本的に用いることとし、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の改正を行う「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」を起草する運びとなったところである。スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時

の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成21年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

今般の「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

【厚生労働委員会】

○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成30年5月16日まで）を5年延長し、平成35年5月16日までとすること。

二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成30年6月30日まで）を5年延長し、平成35年6月30日までとすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 特別措置の対象となる駐留軍関係離職者及び漁業離職者には、就職困難な高齢者が多く、再就職の実績が少ない状況を踏まえ、確実に再就職につながるよう、職業訓練の内容や提供方法等を個々の離職者の年齢に応じたものに見直すほか、職業訓練等の効率的な運用に向けて抜本的な見直しを含めて検討すること。

二 在日米軍による部隊の縮小に際して、駐留軍等労働者の雇用の維持等に必要予算を確保すること等を通じ、可能な限り駐留軍関係離職者を生じさせないための措置を雇用主として講ずるよう努めること。

三 国際漁業再編対策を実施する場合には、減船の規模を適切なものとするよう努めるとともに、代替漁法への転換等の各種の支援策等を通じ、漁業離職者ができる限り発生しない措置を講ずるよう努めること。

○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、生活保護に至る前の段階における支援を含め、生活困窮者等の一層

の自立の促進を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 福祉事務所設置自治体による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施を努力義務とするとともに、厚生労働大臣がそれらの適切な実施に係る指針を公表すること。
- 二 福祉事務所設置自治体の各部局が生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、生活困窮者自立相談支援事業等の利用勧奨等を行うことを努力義務とすること。
- 三 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業について、子ども及びその保護者に対し、生活習慣及び育成環境の改善に関する助言等を行う事業を追加し、子どもの学習・生活支援事業とすること。
- 四 生活困窮者一時生活支援事業について、同事業を利用していた者及び居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立しているものに対し、訪問等による日常生活支援を行う事業を追加すること。
- 五 大学等に入学する生活保護世帯の子どもに対して、進学準備給付金を支給すること。
- 六 データに基づいた生活習慣病の予防等、生活保護受給者の健康管理支援の取組を推進する被保護者健康管理支援事業を創設すること。
- 七 医療扶助について、医師等が医学的知見から後発医薬品の使用を問題ないと判断する場合には、その使用を原則化すること。
- 八 一定の要件に該当する無料低額宿泊所等について、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を行う仕組みを創設すること。また、無料低額宿泊所等の最低基準を設けること。
- 九 児童扶養手当の支払回数を年3回から年6回に改めること。
- 十 この法律は、一部を除き、平成30年10月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 経済的に困窮する単身者や高齢者の増加、生活保護受給世帯の半数以上を高齢者世帯が占める現状等を踏まえ、一般の年金受給者との公平性にも留意しつつ、高齢者に対する支援の在り方を含め、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度全体の見直しに係る検討を行うこと。
- 二 明らかに過剰な頻回受診の適正化を図るため、最低生活保障との両立の観

点を踏まえつつも、医療扶助費における窓口負担について、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討を行うこと。

三 各地方自治体における保護の実施体制については、その質及び量の両面において必ずしも十分とは言えないのが現状であることに鑑み、本法に定めた生活保護受給者等に対する支援施策の確実な実施を図るため、地方交付税措置の更なる改善を含む必要な措置を講ずるよう、検討すること。

四 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく教育関係者等とも緊密な連携が図られるとともに、生活面も含めた包括的なサポートが行われるよう、地方自治体に対する支援の充実を図ること。

五 一部の生活保護受給者において、ぱちんこ等のギャンブルに過度の生活費をつぎ込むといった生活保護の目的に反した支出が行われている例があることを踏まえ、家計管理への支援やギャンブル等依存症に対応した医療機関等との連携を含む適切な助言や支援の実施を推進すること。

○健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙に関する知識の普及等の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとする。

二 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎を第一種施設と、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設を第二種施設と定めるとともに、旅客運送事業自動車等について定めること。

三 多数の者が利用する施設等において、施設等の区分に応じ、喫煙をすることができる場所を定め、何人も、その場所以外の場所で喫煙をしてはならないものとする。

四 第二種施設等の管理権原者は、当該施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならない

ないものとする。

五 多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に喫煙器具及び設備を設置してはならないこととするとともに、喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

六 この法律の施行の際現に存する飲食営業が行われている施設のうち、資本金の額、客席の部分の床面積等に関する一定の要件を満たす施設の管理権原者は、受動喫煙の防止に関する国民の意識や当該施設における受動喫煙を防止するための取組の状況を勘案して別に法律に定める日までの間、当該施設の屋内の全部又は一部の場所であって、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないものとする。

七 第二種施設等の管理権原者は、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見に鑑み、当分の間、当該施設等の屋内の一部の場所であって、厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室の場所を指定たばこのみの喫煙をすることができる場所として定めることができることとし、当該場所を定めようとするときは、必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないものとする。

八 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

二 飲食提供施設に係る既存又は新規の区別については、現場の混乱を招くことのないよう、国が指針で判断基準を明確に示すよう、速やかに検討すること。

三 指定たばこについては、WHOでは紙巻きたばこと同様の扱いであることに鑑み、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、紙巻きたばこと同様に扱うなど、必要な措置を速やかに講ずること。

四 第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外

喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。

- 五 保健所の業務量の増大が見込まれることを踏まえ、保健所の更なる充実・強化に努めるとともに、運用における手続の簡素化、管理権原者が適切に退出命令を発出できるなど受動喫煙防止対策の実効性の確保を図ること。
- 六 第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図ること。
- 七 喫煙可能な場所・空間において従業員の受動喫煙をできるだけ避けるよう必要な措置を講ずること。
- 八 FCTC 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。

○医療法及び医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）要旨

本案は、地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師を認定することができるものとする。また、医師少数区域等における医療の確保のために必要な支援を行う病院等の開設者は、認定を受けた医師に、これを管理させなければならないものとする。
- 二 都道府県は、医療計画において、医師偏在指標を踏まえて定める二次医療圏において確保すべき医師の数の目標、目標の達成に向けた医師の確保に関する施策等の医師の確保に関する事項（以下「医師確保計画」という。）を定めるものとする。
- 三 都道府県は、地域医療対策協議会において、医師確保計画の実施に必要な事項について協議を行い、協議が調った事項について、公表しなければならないものとする。また、都道府県知事は、協議が調った事項に基づき、特に必要があると認めるときは、地域医療対策協議会の構成員に対し、医師少数区域等の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができるものとする。

- 四 都道府県の地域医療支援事務について、地域医療対策協議会の協議が調った事項に基づき実施するものとし、また、地域医療支援事務に医師の派遣に関する事項等の実施に必要な調整等の事務を追加すること。
- 五 臨床研修病院の指定権限及び臨床研修病院ごとの研修医定員の決定権限を都道府県知事に移譲するものとする。
- 六 医学医術に関する学術団体その他の厚生労働省令で定める団体は、医師の研修に関する計画を定め、又は変更しようとするときに、当該計画に基づき研修を実施することにより、医療提供体制の確保に重大な影響を与える場合には、あらかじめ、都道府県知事の意見を聴いた厚生労働大臣の意見を聴かなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、医師が医療に関する最新の知見及び技能に関する研修を受ける機会を確保できるようにするため特に必要があると認めるときは、当該研修を行う団体に対し、当該研修の実施に関し、必要な措置の実施を要請することができるものとする。
- 七 都道府県は、二次医療圏等ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項等について協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとする。
- 八 構想区域における既存病床数が当該構想区域における将来の病床数の必要量に既に達している等の場合における病院の開設等に係る都道府県知事の権限等を追加するものとする。
- 九 この法律は、一部を除き、平成31年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 医師偏在対策を進めるに当たっては、医療の高度化と専門分化、医療安全対策、医師の働き方改革、新たな専門医制度など、今後の医療の供給に影響を与え得る事項を総合的に勘案した上で、関係者の意見を尊重しながら、実効性ある対策を継続的に講ずること。
- 二 地域における医療提供体制の確保については、居住する地域によって受けることができる医療に格差が生じないように配慮し、医療従事者の過度の負担に依存するのではなく、限りある医療資源を有効に活用するとともに、その課題認識が社会において共有されるよう必要な対策を講ずること。
- 三 病院勤務医の夜間・休日勤務や待機時間の実態を調査した上で、医師等の

過労死・過労自殺等を防止する観点から、医師の地域偏在解消に向けた対策を強力に推進すること。

四 外科、産婦人科、小児科、救急等の医師が不足する診療科の勤務医に対する勤務環境改善を更に促進すること。また、特に医師が不足する診療科の女性医師に対しては、出産・育児等のライフイベントについて特段の配慮が行われるよう必要な措置を講ずること。

五 大学病院の大半が高度の医療の提供等を目的とする特定機能病院であることに鑑み、勤務する医師が経営上の観点から本来担うべき役割に専念できないような事態が生じないように、大学病院に対する財政上の措置を含む適切な支援を行うこと。

六 医師の地域間及び診療科間の偏在を是正するため、平成28年以降に新設された医学部を卒業した医師に対して、その創設の趣旨に則った進路が選択されているか検証すること。

七 過疎地域等の医療を守るため、関係地方自治体と協議の上で、自治医科大学医学部の入学定員の更なる拡充を促すよう必要な対応をとること。

八 医師が不足している地域においては看護師等の医療従事者も不足していることが多いと考えられることから、当該地域においては医師以外の医療従事者の実効性ある確保策も同時に講ずること。また、医師がその高度な医学的専門性を発揮し、本来担うべき業務に専念できるよう、抜本的なタスクシフトを進めるための具体的取組を検討すること。

九 医師少数区域等で勤務した医師に対する認定の創設に当たっては、認定を受けた医師や医師派遣の要請に応じて医師を派遣する病院に対する効果的な経済的インセンティブの付与について検討すること。

十 都道府県が医師少数区域等を設定するための医師偏在指標を定めるに当たっては、地域住民の年齢構成の推移、患者の流出入の状況、昼夜人口の変化など、地域の実情やニーズを適切に反映する客観的なデータを用いて検討を行うこと。

十一 都道府県の地域医療対策協議会の機能強化及び外来医療の提供体制を協議する場の新設に当たっては、地域医療構想調整会議等の既存の会議と並立して非効率に陥ることのないよう配慮し、都道府県に対して既存の会議との一体的な運用を促すこと。

十二 地域医療対策協議会の運営が円滑に行われ、都道府県の医師確保対策が実効性のあるものとなるよう、同協議会の運営を支える都道府県の組織の機

能強化などについて必要な支援を行うこと。

十三 医師偏在対策は大学医学部における医師養成段階から実施すべきものであることから、厚生労働省と文部科学省が連携して具体的施策を検討し、実施すること。

十四 地域医療に志のある学生の入学を推進し、地域枠の医師を当該地域に確実に定着させる観点から、地域枠については、地域枠以外の入試枠と峻別した上で学生の募集を促すことによって必要な地域枠学生の確保が確実になされるよう、厚生労働省と文部科学省が連携して大学及び都道府県に対して必要な対応を行うこと。

十五 専門医制度を運営する一般社団法人日本専門医機構については、特に専門医の質の維持向上を図るため、その独立性に配慮すること。

十六 厚生労働大臣が一般社団法人日本専門医機構に対し意見を述べ又は必要な措置を要請した場合には、速やかにその内容を公表すること。

十七 平成30年度に開始した専門医制度については、医療を受ける立場である国民の視点に立ち、国においても地域医療への影響と専門医の質との両面から検証を行い、一般社団法人日本専門医機構等と協力し、必要な対応を行うこと。

十八 専門医制度については、プロフェッショナルオートノミーに十分に配慮しつつ、国も医療提供体制の確保等を図る観点から、適切にその責任を果たすこと。

十九 医師偏在対策に携わる都道府県職員が医療政策に精通し、医師養成を行う大学や地域の医療機関等と協力・連携しながら地域の実情に即した対策を進めることができるよう、都道府県に対し適切な支援を行うこと。

二十 地域における外来医療の需要は短期間で大きく変化し得ることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について行う調査、分析及び評価は、地域の実情に即し、6年を待たず都道府県が主体的に実施できるようにすること。

二十一 地域医療構想の実現に向けては、地域医療構想調整会議において、都道府県がその役割を發揮できるよう好事例を横展開することや、公立・公的医療機関等と民間医療機関がそれぞれ適切な役割を果たしつつ、医療機能の見直しの検討を進め、地域の実情を踏まえた構想となるよう、国として支援すること。

二十二 離島や山間部等の、医師が不足している地域や病院へのアクセスに困

難を伴う地域の医療においては、遠隔医療が大きな役割を果たすことから、遠隔医療に係る規制や仕組みの在り方について、安全・安心の確保を前提に検討を行うこと。

○食品衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付） 要旨

本案は、食品の安全を確保するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 広域的な食中毒事案への対策強化のため、国及び都道府県等は、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。また、厚生労働大臣は、国、都道府県等その他関係機関により構成される広域連携協議会を設けることができ、緊急を要する場合において、当該協議会を開催し、必要な対策について協議を行うよう努めなければならないものとする。
- 二 厚生労働大臣は、営業施設について、一般的な衛生管理のほか、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組等を行う衛生管理に関する基準を定めるものとし、営業者は、この基準に従い、公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならないものとする。
- 三 食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等を含む食品を取り扱う営業者は、その食品による健康被害の情報を得た場合は、都道府県知事等に届け出なければならないものとする。
- 四 食品用器具・容器包装について、特定の材質を対象として、安全性を評価した物質のみを使用可能とする仕組みを導入すること。
- 五 許可業種以外の営業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。
- 六 営業者が食品等の自主回収を行うときは、都道府県知事等に届け出なければならないものとする。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第63号）要旨

本案は、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を

実現する働き方改革を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 働き方改革の基本的な考え方を法律上明らかにするとともに、国は、労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を定めなければならないこととすること。
- 二 時間外労働の上限について、月45時間及び年360時間とし、臨時的にこれを超えて労働させる必要がある場合であっても、年720時間、月100時間未満（休日労働を含む。）、複数月平均80時間（休日労働を含む。）を限度とすること。また、これに違反した使用者に対し、所要の罰則を科すこととすること。
- 三 月60時間を超える時間外労働に係る5割以上の割増賃金率の中小事業主への適用猶予措置を廃止すること。
- 四 使用者は、年次有給休暇の日数が10日以上労働者に対し、年次有給休暇のうち5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととし、これに違反した使用者に対し、所要の罰則を科すこととすること。
- 五 高度の専門的知識等を要する対象業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有するとともに職務が明確に定められている者を対象として、法令に定める手続を経た上で、労働基準法第4章で定める労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用除外とする一方、年間104日の休日確保等の健康確保措置を義務付ける高度プロフェッショナル制度を創設すること。
- 六 フレックスタイム制の清算期間の上限を1箇月から3箇月に延長すること。
- 七 事業主は、労働者の健康及び福祉を確保するために必要な終業から始業までの時間の設定を講ずるように努めなければならないこととすること。
- 八 事業者は、産業医に対し、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととする等、産業医・産業保健機能の強化を図ること。
- 九 短時間労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者について、不合理な待遇及び差別的取扱い等を禁止するとともに、通常の労働者との間の待遇の相違の内容、理由等を説明することを事業主に義務付けるほか、行政による裁判外紛争解決手続の整備等を行うこと。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 高度プロフェッショナル制度の対象労働者の同意の撤回に関する手続を労

使委員会の決議事項とすること。

- 二 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善等の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小事業主団体、労働者団体等により構成される協議会の設置その他のこれらの者の間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めることとすること。
- 三 事業主が他の事業主との取引を行う場合において配慮をするよう努めなければならないこととして、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないことを追加すること。
- 四 政府が改正後の各法律の規定について検討を行う際の観点として、労働者と使用者の協議の促進等を通じて、仕事と生活の調和、労働条件の改善、雇用形態又は就業形態の異なる労働者との間の均衡のとれた待遇の確保その他の労働者の職業生活の充実を図ることを明記すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 働き過ぎによる過労死等を防止するため、労働基準監督署による違法な長時間労働に対する指導監督を徹底すること。また、時間外労働の原則は、月45時間、年360時間までとされていることを踏まえ、労使で協定を締結して臨時的にこの原則を超えて労働する場合についても、できる限り時間外労働が短く、また、休日労働が抑制されるよう、指針に基づく助言及び指導を適切に行うこと。
- 二 時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、当該業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境の整備を進めること。特に、自動車運転業務については、長時間労働の実態があることに留意し、改正法施行後5年後の特例適用までの間、過労死の発生を防止する観点から改善基準告示の見直しを行うなど必要な施策の検討を進めること。
- 三 労働基準監督署においては、重大・悪質な法令違反について厳正に対処するとともに、労働基準関係法令が十分に理解されていないことに伴う法令違反も多数存在していること等を踏まえ、事業主に対する法令の一層の周知に取り組むとともに、丁寧な助言指導等を行うことにより、事業主の理解の下、自主的な法令遵守が進むよう努めること。

- 四 中小企業・小規模事業者における働き方改革の確実な推進を図る観点から、その多様な労働実態や人材確保の状況、取引の実情その他の事情を早急に把握するとともに、その結果を踏まえて、長時間労働の是正や非正規雇用労働者の待遇改善に向けた賃金・設備投資・資金の手当てを支援するため、予算・税制・金融を含めた支援措置の拡充に向けた検討に努め、規模や業態に応じたきめ細かな対策を講ずること。併せて、新設される規定に基づき、下請企業等に対して著しく短い納期の設定や発注内容の頻繁な変更を行わないことを徹底すること。
- 五 地域の実情に即した働き方改革を進めるため、新設される規定に基づき、地方公共団体、中小企業団体をはじめとする使用者団体、労働者団体その他の関係者を構成員として設置される協議会その他のこれらの者との間の連携体制の効果的な運用を図ること。その際、いわゆる「地方版政労使会議」など、各地域で積み上げてきた行政と労使の連携の枠組を活用し、働き方改革の実が上がるよう、努めること。
- 六 医師の働き方改革については、応召義務等の特殊性を踏まえ、長時間労働等の勤務実態を十分考慮しつつ、地域における医療提供体制全体の在り方に対する視点も大切にしながら検討を進めること。
- 七 勤務間インターバルは、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要であり、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等により、各事業場の実情に応じた形で導入が進むよう、その環境整備に努めること。
- 八 裁量労働制の労働者や管理監督者を含め、全ての労働者の健康確保が適切に行われるよう、労働時間の状況の的確な把握、長時間労働者に対する医師による面接指導及びその結果を踏まえた適切な措置が円滑かつ着実に実施されるようにするとともに、小規模事業場における産業保健機能の強化を図るための検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 九 高度プロフェッショナル制度の対象となる労働者の健康確保を図るため、労働基準監督署は、使用者に対して、働く時間帯の選択や時間配分に関する対象労働者の裁量を失わせるような過大な業務を課した場合や、新設される規定に基づき対象労働者が同意を撤回した場合には制度が適用されないことを徹底するとともに、法定の健康確保措置の確実な実施に向けた指導監督を適切に行うこと。また、改正法施行後、速やかに制度運用の実態把握を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

- 十 裁量労働制について、労働時間の状況や労使委員会の運用状況等、現行制度の施行状況をしっかりと把握した上で、制度の趣旨に適った対象業務の範囲や働く方の裁量と健康を確保する方策等について、労働政策審議会において検討を行い、その結論に応じて所要の措置を講ずること。
- 十一 管理監督者など労働基準法第41条各号に該当する労働者の実態について調査するものとする。
- 十二 今回のパートタイム労働法等の改正は、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指すものであるということを、中小企業・小規模事業者や非正規雇用労働者の理解を得るよう、丁寧に周知・説明を行うこと。

【農林水産委員会】

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限（平成30年3月31日まで）を5年間延長し、平成35年3月31日までとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者不明農用地等に係る農用地利用集積計画の同意手続の特例を創設するほか、農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 農用地利用集積計画について、共有持分の過半を有する者の同意で足りるものとされている賃借権等の存続期間を20年に延長すること。
- 2 市町村の長は、農用地利用集積計画（存続期間が20年を超えない賃借権等の設定を農地中間管理機構が受けることを内容とするものに限る。）を定める場合において、数人の共有に係る土地であってその2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないもの（以下「共有者不明農用地等」という。）があるときは、農業委員会に対し、当該共有者不明農用地等について共有持分を有する者であって確知することができないもの（以下「不確知共有者」という。）の探索を行うよう要請することができるものとする。
- 3 農業委員会は、政令で定める方法により探索を行ってもなお共有者不明農用地等について、2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないときは、知れている共有者全ての同意を得て、農用地利用集積計画によって農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける旨等を公示するものとする。

- 4 不確知共有者が一定の期間内に公示に係る事項について異議を述べなかつたときは、当該不確知共有者は、農用地利用集積計画について同意をしたものとみなすものとする。

二 農地法の一部改正

- 1 農業委員会が遊休農地の所有者等を確認することができない旨の公示を行うに当たっての農地の所有者等の探索については、その方法を政令で明確化すること。
- 2 都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に設定される農地中間管理権等の存続期間を20年に延長すること。
- 3 農作物の栽培の効率化又は高度化を図るための施設であつて周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものとして農林水産省令で定めるものを「農作物栽培高度化施設」として定めること。
- 4 農業委員会に届け出て農作物栽培高度化施設の底面とするために農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しないものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

農業生産の基盤である農地は、国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることを踏まえ、農地の利用の効率化及び高度化の促進が図られるよう、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 相続未登記農地の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての農地法第3条の3の届出義務の周知を図るとともに、相続登記の重要性について啓発を図ること。また、相続未登記農地問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。
- 二 農作物栽培高度化施設に係る農林水産省令を定めるに当たっては、周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼさないよう当該施設の規模等について必要な基準を定めるとともに、農地の面的集積や農業の有する多面的機能の発揮への影響について考慮すること。また、現場における運用に当たり、混乱が生じないように、基準は具体的に定めること。加えて、施設の周囲や複数の施

設を一体として扱うことによって広範囲をコンクリート等で覆うことを許容するなど、法改正の趣旨を逸脱する運用が行われることがないようにすること。

三 底面をコンクリート等で覆った農作物栽培高度化施設の適正な利用を確保するため、農業委員会による利用状況調査、勧告等が適時に行われるようにすること。また、適切な利用が行われていない場合には、速やかに必要な是正措置が講じられるようにすること。

四 農業委員会が、共有者不明農用地等に係る不確知共有者の探索や農作物栽培高度化施設に係る業務を円滑に実施することができるよう、必要な支援及び体制整備を図ること。

右決議する。

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例年金の給付事務の合理化を図るため、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給することとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特例一時金の支給

1 旧農林共済組合員期間を有する者に対し、特例年金給付に代えて、特例一時金を支給すること。

2 特例一時金は、将来分の特例年金の現価に相当する額とすること。

二 特例年金給付の廃止

特例年金給付を廃止すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 本法の施行日の前日における特例年金給付の未裁定者が特例一時金の支給

を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときに時効によって消滅することから、本制度について十分な周知徹底を図ること。

二 特例一時金の支給に要する財源については、組織変更等を行った農林漁業団体から特例業務負担金を徴収する根拠とするための指定法人化を適切に行うとともに、存続組合が農林漁業団体に特例業務負担金を長期前納させること等により、その確保ができるよう指導すること。

三 存続組合が解散に至るまで、一時的な事務量の増加等による要員不足等の問題に適切な対応を行うよう指導すること。

四 存続組合の解散時に在籍している職員について、当該職員の雇用の確保を適切に行うよう指導すること。

右決議する。

○森林経営管理法案（内閣提出第38号）要旨

本案は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者を設定する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 森林所有者の責務

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならないものとする。

二 経営管理権の集積及び経営管理実施権の配分

1 市町村は、その区域内の森林について、経営管理の状況等を勘案して、経営管理権（森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を行うための権利をいう。以下同じ。）を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、森林所有者の経営管理の意向調査又は森林所有者の申出により、経営管理権集積計画を定めるものとする。

2 森林所有者の全部又は一部が不明等の場合、市町村による探索、公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できるものとする。

3 市町村は、経営管理権を取得した森林（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、経営管理を行う事業（以下「市町村森林経営管理事業」という。）を実施するものとする。

4 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、都道府県が民間事業者を公募し、公表した者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。

三 都道府県による市町村の事務の代替執行

都道府県は、市町村森林経営管理事業等に関する事務の実施体制の整備その他の事情を勘案して、当該事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができるものとする。

四 林業経営者に対する支援措置

林業経営者（経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）は、国有林野事業における受託機会増大への配慮及び独立行政法人農林漁業信用基金による経営の改善発達に係る助言等を受けることができるものとする。

五 施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行するものとする。

（附帯決議）

我が国の林業は、木材価格の低迷、森林所有者の世代交代等により、森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林が増加するなど、依然として厳しい状況にある。このような中、持続可能な森林経営に向けて、森林の管理の適正化及び林業経営の効率化の一体的な促進を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮及び林業・山村の振興の観点から極めて重要である。また、森林吸収源対策に係る地方財源確保のため、平成31年度税制改正において創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、創設の趣旨に照らし、その用途を適正かつ明確にする必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 本法を市町村が運用するに当たって、「森林の多面的機能の発揮」「公益的機能の発揮」「生物多様性の保全」について、十分に配慮するよう助言等の支援を行うこと。

二 経営管理権及び経営管理実施権の設定等を内容とする新たな森林管理システムが現場に浸透し、林業の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進が円滑に進むよう、都道府県及び市町村と協力して、不在村森林所有者を含む森林所有者、森林組合、民間事業者など、地域の森林・林業関係者に本法の

仕組みの周知を徹底すること。また、経営管理実施権の設定に当たっては、市町村が地域の実情に応じた運用ができるものとする。

三 市町村が区域内の森林の経営管理を行うに当たっては、その推進の在り方について広く地域住民の意見が反映されるよう助言等の支援を行うこと。

四 経営管理実施権を設定した林業経営者に対して、市町村が指導監督体制の確立に努めるよう助言等の支援を行うこと。さらに、国は、民間事業者の健全な育成を図るため、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。経営管理実施権の設定に当たっては、生産性（生産量）の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性などの評価基準も重視すること。

五 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化を図ること。

六 所有者不明森林の発生を防ぐため、相続等による権利取得に際しての森林法第10条の7の2の届出義務の周知を図るとともに、相続登記等の重要性について啓発を図ること。また、所有者不明森林に係る問題の抜本的解決に向けて、登記制度及び土地所有の在り方、行政機関相互での土地所有者に関する情報の共有の仕組み等について早期に検討を進め、必要な措置を講じること。

七 経営管理権集積計画の策定に当たり、まず前提となる森林法の趣旨にのっとり、林地台帳の整備、森林境界の明確化等に必要な取組に対する支援を一層強化すること。

八 市町村が、市町村森林整備計画と調和が保たれた経営管理権集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、フォレストアスター等の市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。

九 市町村が、「確知所有者不同意森林」制度を運用するに当たって、森林所有者の意向等を的確に把握し、同意を取り付けるため十分な努力を行うよう助言等の支援を行うこと。

十 「災害等防止措置命令」制度の運用に資するよう、国は、災害等の防止と森林管理の関係についての科学的知見の蓄積に努めること。

十一 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不

可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を一層強化すること。なお、路網整備の方法によっては土砂災害を誘発する場合もあることから、特段の配慮をすること。

十二 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築すること。また、森林管理の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獣被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再生林、保育を確実に実施する民間事業者が選定されるよう支援するとともに、他の制度との連携・強化を図ること。

十三 自伐林家や所有者から長期的に施業を任されている自伐型林業者等は、地域林業の活性化や山村振興を図る上で極めて重要な主体の一つであることから、自伐林家等が実施する森林管理や森林資源の利用の取組等に対し、更なる支援を行うこと。

十四 地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされている森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）については、その趣旨に沿って、これまでの森林施策では対応できなかった森林整備等に資するものとする。

右決議する。

○独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の業務として林業経営者（森林経営管理法により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。以下同じ。）に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援業務を追加するとともに、信用基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 林業信用保証業務に係る出資者に対する持分の払戻し

信用基金は、主務大臣が定める額の範囲内で、林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者に対して、その持分の全部又は一部を払い戻すことができるものとする。

二 信用基金の業務の追加

信用基金は、他の業務の遂行に支障のない範囲内で、林業経営者に対する

経営の改善発達に係る助言等を行うことができるものとする。

三 債務の保証の対象者の拡大

信用基金が債務の保証を行うことができる林業を営む会社の要件を緩和し、資本金の額又は出資の総額に係るものの上限を、現行の1,000万円から3億円に引き上げること。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、二の信用基金の業務の追加に係る規定は、森林経営管理法の施行の日から施行するものとする。

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 卸売市場法の一部改正

- 1 農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めるものとする。
- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するものとする。
- 3 農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示するとともに、開設者に対し、指導及び助言、措置命令又は認定の取消しを行うことができるものとする。
- 4 国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の10分の4以内を補助することができるものとする。

二 食品流通構造改善促進法の一部改正

- 1 法律の題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改めること。
- 2 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする

者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めるものとする。

3 農林水産大臣は、基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができるものとする。

4 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、指導・助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、一については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）

要旨

本案は、最近における都市農業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するため、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

都市農地（生産緑地地区の区域内の農地をいう。以下同じ。）の貸借の円滑化のための措置は、都市農地が自ら耕作の事業を行う者又は特定都市農地貸付け（都市農地についての貸借権等の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に規定する営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること等の要件を満たす貸付けをいう。以下同じ。）を行う者により有効に活用され、都市農業の安定的な継続が図られることを旨として、講ずるものとする。

二 自らの耕作の事業の用に供するための都市農地の貸借の円滑化

- 1 都市農地について賃借権等の設定を受けようとする者は、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、市町村長に提出して、その認定を受けることができるものとする。
- 2 市町村長は、1の認定の申請があった場合、その事業計画について、申請に係る耕作の事業の内容が、都市農業の有する機能の発揮に特に資するものと認められること等の要件に該当するものであるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。
- 3 市町村長は、2の認定を受けた者が、事業計画に従って耕作の事業を行っていないと認める場合等には、認定を受けた者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。また、市町村長は、勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかった場合等には、農業委員会の決定を経て、認定を取り消すことができるものとする。
- 4 認定を受けた事業計画に従って都市農地に賃借権等が設定される場合には、農地法第3条第1項本文（農地の権利移動の制限）、第17条（法定更新）等の規定は、適用しないものとする。

三 特定都市農地貸付けの用に供するための都市農地の貸借の円滑化

都市農地を市民農園の開設に必要な特定都市農地貸付けの用に供するため、当該都市農地の所有者及び市町村と協定を締結している者は、当該都市農地の所有者から都市農地を直接借り受けることができるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

我が国の都市農業は、大消費地に新鮮な農産物を供給する機能に加え、防災、良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験及び学習の場の提供等、多様な機能を有しており、これを十分に発揮させるためには、都市農地を適正に保全するとともに、その有効な活用を図っていくことが不可欠である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 平成34年に現在生産緑地地区に指定されている土地の8割で指定後30年が経過し、生産緑地の所有者は買取りの申出をすることができるようになるこ

- とから、本法に基づく新たな貸借制度について速やかに農地所有者や農業関係者に周知を図ること。
- 二 都市農業においても農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化していることから、新規就農者の確保・育成を図ること。また、多様な主体による都市農業の振興を図るため、農業委員会等が農地の貸し手と借り手とのマッチングの役割を果たせるよう支援すること。
- 三 事業計画の認定に係る基準を定めるに当たっては、地域の実情に応じた多様な取組を行うことができるようにすること。
- 四 認定都市農地の適正な利用を確保するため、耕作の事業等について、市町村による必要な援助が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 五 認定都市農地の適正な利用が行われていない場合に、農業委員会による調査や指導、市町村長による勧告、認定の取消し等の適切な措置が執られるとともに、都市農地の適正な利用の継続に向けて、市町村による賃借権等の設定に関するあっせん等の取組が行われるよう、指導及び助言を行うこと。
- 六 市民農園・農業体験農園は、都市において農作業体験を行うことができ、都市住民の需要も高い施設であることから、開設数の拡大等、一層の充実を図ること。
- 七 市街化区域内農地の保全を図るために、生産緑地地区の指定が促進されるよう支援すること。
- 八 本法の対象は生産緑地地区の区域内の農地に限定されているが、都市農業振興基本法においては、「都市農業」とは「市街地及びその周辺の地域において行われる農業」とされ、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画における「都市農地」は生産緑地地区に限定されるものではないことから、政府は、生産緑地地区の区域内の農地以外も含めた都市農業の振興及び都市農地の保全に引き続き取り組むこと。その取組に当たっては、関係省庁の連携を強化して取り組むこと。
- 九 各種の農業支援策は、都市農業者のニーズも踏まえたものとする。こと。
右決議する。

○土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員の資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合

の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 准組合員及び施設管理准組合員の資格

- 1 土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者であつて、土地改良事業に参加する資格を有しないものを、准組合員として土地改良区に加入させることができるものとする。また、地域住民を主たる構成員とする団体が土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを、施設管理准組合員として土地改良区に加入させることができるものとする。
- 2 准組合員及び施設管理准組合員は、総会に出席して意見を述べるができるものとする。
- 3 土地改良区は、准組合員が、組合員の同意を得て賦課金等の一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に対して賦課徴収するものとする。また、施設管理准組合員に対し、土地改良施設の管理への協力を求めることができるものとする。

二 理事の資格要件の見直し

土地改良区（土地改良区連合を含む。四において同じ。）の理事の定数の5分の3以上は、原則として、組合員で、かつ、耕作者でなければならないものとする。

三 総代会制度の見直し

総代会の設置要件を組合員の数が100人を超える土地改良区とするとともに、総代の定数を30人以上とすること。また、総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止すること。

四 財務会計制度の見直し

- 1 土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として、組合員等以外の者でなければならないものとする。
- 2 土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書等に加え、原則として貸借対照表を作成すること。

五 土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することができるものとする。

六 施行期日等

この法律は、平成31年4月1日から施行すること。なお、四の2の規定は、施行日から起算して3年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する

ものとする。

(附帯決議)

農地・農業用水は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、農業・農村をめぐる状況が変化する中で、将来にわたって良好な営農条件を備えた農地・農業用水を確保していくためには、土地改良区の業務運営の適正化を図ることが必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 土地改良法が事業参加資格者は耕作者とすることを原則としている趣旨を踏まえ、土地改良区の業務運営について、耕作者の意見が適切に反映されるよう、准組合員資格創設の趣旨について周知徹底すること。
 - 二 財務会計制度の見直しに当たっては、複式簿記会計の円滑な導入が図られるよう、研修の実施等必要な支援を行うこと。
 - 三 本法施行後5年を目途とした検討に当たっては、耕作者への資格交替の進展状況を踏まえ、地域ごとに土地改良区の適正な業務運営が確保されるよう、組合員資格の在り方の更なる見直しも含め必要な措置を講じること。
- 右決議する。

○農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 農薬の登録審査の見直し
 - 1 農薬の登録事項として、農薬原体の有効成分以外の成分の種類、含有濃度等、使用期限、使用時の被害防止方法及び生活環境動植物への影響を追加すること。
 - 2 農薬の登録の申請をする者は、当該申請に係る農薬の農薬原体が、現に登録を受けている農薬の農薬原体とその成分及び毒性の強さにおいて同等であるときは、提出すべき資料の一部を省略することができるものとする。
 - 3 農林水産大臣は、登録の申請に係る農薬が、病虫害防除等に特に必要性

が高いもの又は適用病害虫の範囲及び使用方法が類似する他の農薬と比較して特に安全性が高いものと認めるときは、当該申請に係る農薬についての審査を他の農薬の審査に優先して行うように努めるものとする。

二 再評価制度の導入等

- 1 農薬の登録を受けた者は、農林水産大臣が農薬の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、当該指定に係る農薬について、農林水産大臣の再評価を受けなければならないものとする。
- 2 再評価は、同一の有効成分を含む農薬について、農林水産大臣が初めて当該有効成分を含む農薬に係る登録をした日から起算して農林水産省令で定める期間ごとに行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、最新の科学的知見に基づく再評価又はその他の事由により、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがあると認めるとき等は、当該農薬につき、その登録に係る一部の事項を変更する登録をし、又はその登録を取り消すことができるものとする。
- 4 農薬の登録の有効期間を廃止すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、農薬の登録事項に使用期限、使用時の被害防止方法及び生活環境動植物への影響を追加することに係る規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附帯決議)

農薬は、農産物の安定生産に必要な生産資材であるが、その販売・使用については最新の科学的知見を的確に反映し、安全性を向上させることが不可欠である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 登録された農薬の再評価制度の実施に当たっては、農薬の安全性の更なる向上を図ることを旨として行うこと。また、農薬に係る関係府省の連携を強化し評価体制を充実するとともに、新規農薬の登録に遅延が生じないように

すること。

- 二 最新の科学的知見に基づく定期的再評価又は随時評価により、農作物等、人畜又は環境への安全性等に問題が生ずると認められる場合には、当該農薬につき、その登録の内容の変更又は取消しができるようにすること。また、定期的再評価の初回の評価については、可及的速やかに行うこと。
 - 三 マイナー作物に使用できる農薬については、作物群を単位とした登録が可能な品目を増やすための作物のグループ化の動きを促進する等の必要な措置を充実させること。
 - 四 良質かつ低廉な農薬の選択肢を広げるために、先発農薬の規格に係る情報を迅速かつ適切に公開し、ジェネリック農薬の開発・普及を促進すること。
 - 五 生活環境動植物についてのリスク評価手法を早急に確立し、登録の際に必要な試験成績の内容等を速やかに公表すること。
 - 六 安全な農産物の生産及び農薬使用者の安全を確保し、農薬による事故を防止するために、登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、貯蔵上又は使用上の注意事項等を農薬使用者にわかりやすい手法で表示及び情報提供が行われるよう措置し、農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底を図ること。また、農薬使用の際に、農薬使用者及び農薬散布地の近隣住民に被害が出ないようにするため、農林水産大臣及び都道府県知事は農薬使用者に対して十分な指導及び助言を行うこと。
 - 七 制度の運用及び見直しについては、規制改革推進会議等の意見は参考とするにとどめ、農業生産の安定を図り、国民の健康を保護することを前提に、農業者等の農薬使用者、農薬の製造者・販売者、農産物の消費者等の意見や、農薬の使用実態及び最新の科学的知見を踏まえて行うこと。
- 右決議する。

【経済産業委員会】

○生産性向上特別措置法案（内閣提出第21号）要旨

本案は、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するため、計画で定める期間内において、生産性向上に必要な施策を集中的かつ一体的に行う等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 革新的事業活動実行計画の策定

政府は、革新的事業活動の促進に関する施策の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、重点的に講ずべき施策の内容等を定めた革新的事業活動実行計画を作成すること。

二 新技術等の実証を行うことができる環境の整備

- 1 新技術等実証を実施しようとする者は、主務大臣に対し、当該新技術等に関する規制の関係規定の解釈及び適用の有無の確認のほか、新たな規制の特例措置の整備を求めることができること。
- 2 新技術等実証を実施しようとする者は、新技術等実証計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができること。また、主務大臣は、認定に当たり、革新的事業活動評価委員会の意見を聴くこと。
- 3 2の認定を受けた計画について、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずること。

三 革新的なデータ利活用の促進

- 1 革新的な技術又は手法を用いてデータを収集・活用する者は、革新的データ産業活用計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができること。
- 2 1の認定を受けた計画について、設備投資に対する課税の特例等の支援措置を講ずること。
- 3 データを収集・整理し、他の事業者提供する1の認定事業者であって、データの安全管理基準への適合について確認を受けた者は、国又は公共機関等の保有するデータの提供を要請できること。

四 中小企業者の先端設備等の導入の促進

- 1 経済産業大臣は、中小企業者の先端設備等の導入促進指針を定めるとし、市町村は当該指針に基づき、先端設備等の導入促進基本計画を作成し、経済産業大臣の同意を求めることができること。
- 2 1の導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入をしようとする中小企

業者は、先端設備等導入計画を作成し、市町村の認定を受けることができること。

- 3 2の認定を受けた計画について、中小企業信用保険法の特例等の支援措置を講ずること。

五 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

- 2 この法律は、施行の日から3年以内に廃止すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本が直面する激変する技術環境、成長分野への事業展開が必ずしもうまくいっていない日本産業の現状に鑑み、本法の積極的な運用に加えて、国を挙げての最先端のデータ利活用ビジネスをリードする人材の育成、発掘、より柔軟で自由度の高い事業環境構築に努めること。
- 二 「規制のサンドボックス」制度については、新技術等の迅速な実証実施と、得られたデータの活用により新技術等を用いた事業活動を促進するとの本法の趣旨に鑑み、その運用に当たっては、新事業特例制度やグレーゾーン解消制度など既存の制度との連携を図り、全国一律の規制改革につなげるよう努めること。また、新技術等の実用化に向けて、関係大臣が連携して事業者を支援する仕組みを早期に構築すること。なお、「規制のサンドボックス」制度において、実証を実施する事業者に対し、関係者等の安全性を確保するとともに、人の生命等に危害を加えないことが担保される中で、実証が適切に実施されるよう管理監督を行うよう指導すること。
- 三 新事業特例制度やグレーゾーン解消制度など既存の制度のこれまでの実績を踏まえて、「規制のサンドボックス」制度の幅広い事業者の活用促進を図るため、制度の周知徹底に努めるとともに、国内だけでなく海外の事業者の革新的な技術やビジネスモデルの実証実験を誘致するため、外国での広報活動にも積極的に取り組むこと。また、革新的な技術等のアイデアを有するが資金調達等の不足により実証が困難な事業者の支援にも積極的に取り組むこと。
- 四 データの収集・活用等を行う事業者が講ずべき情報セキュリティ対策等については、セキュリティ技術の多様化、国際化を踏まえ、政府において適宜必要な検討を行うとともに、人材の確保・育成等に対する支援の充実に努め

ること。また、データ利用の裾野が広がるように、データセキュリティの確保を前提にしつつデータのアクセスの利便性向上、個人の事業者、研究者等を含めた多様なユーザーへのデータアクセスを確保すること。

五 協調領域におけるデータの共有を行う事業者について、本法廃止後も継続して、国の機関等の保有するデータの提供を求めることができるよう必要な対応を検討することとし、事業者及びデータ利活用者の予見可能性を高めるよう配慮すること。

六 「規制のサンドボックス」制度等に係る評価を行う革新的事業活動評価委員会の委員について、構成、任命理由等を明らかにし、その適格性及び公平性を担保すること。また、委員会での決定過程について、議事録等を作成し公表する等、その透明性を確保すること。更には、中立的な機関として、公平公正な制度であるとの国民の理解を得られるよう努めること。

七 市町村が策定する導入促進基本計画については、施行に向けた規定の整備等を早期に進めるとともに、より多くの中小企業者の設備投資を支援できるよう、自治体に対する説明会の開催等により周知徹底を図り、地域における中小企業者の生産性向上を後押しするものとする。また、国は市町村の作成する導入促進基本計画が、地域の企業が地域の枠を超えた世界の市場を見据えた事業展開、事業連携を可能とする等、多様な事業展開の可能性を担保するものになるように市町村を支援すること。

八 申請手続き事務が、厳しい経営環境にある中小企業者にとって大きな負担となっていることに鑑み、先端設備等導入計画の認定を受けた市町村と、固定資産税特例措置の申請先である市町村が同一であるため、その添付書類等を省略するなど、手続きの簡素合理化を図ること。また、認定の予見可能性を高めるため、市町村による認定判断にあたっての客観的基準等を定めたガイドラインを作成すること。さらに、中小企業の設備投資に係る特例措置の活用促進を図るため、設備導入による雇用増が、労働生産性評価の際に不利にならないよう配慮すること。

九 中小企業者による先端設備等導入及びIT投資を促進するため、人材の確保・育成への支援に努めること。また、中小企業者によるサイバーセキュリティ対策等への支援に努めること。

○産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、産業の新陳代謝を活性化し、我が国産業の持続的な発展を図るため、

業種を超えた事業再編及び円滑な事業承継に係る支援措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 産業競争力強化法の一部改正

- 1 様々な手法による事業再編を行いやすくするため、株式を対価とする事業再編を認定し、会社法の特例等の支援措置を講ずること。
- 2 事業者における情報の適切な管理を促進するため、競争力の源泉となる技術等の情報の漏えい防止措置に係る認証機関の認定制度を設けること。
- 3 「産業革新機構」を「産業革新投資機構」に改め、投資機能の強化等のため、投資基準の策定や事後評価の徹底等の措置を講ずること。
- 4 産業競争力の強化に継続的に取り組むため、集中実施期間を廃止すること。

二 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 再編統合による事業承継を加速化するため、経営力向上計画の認定の対象に、合併等により他の中小企業者等の経営資源を活用して経営力の向上を図る取組を追加し、各種支援措置を講ずること。
- 2 経営革新等支援機関の中小企業に対する支援能力を確保するため、認定に有効期間を設け、期間満了時に改めて業務遂行能力を確認する更新制等を導入すること。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

親族外承継の増加に対応するため、他の中小企業者の事業を承継しようとする者に対して金融支援措置を講ずること。

四 中小企業倒産防止共済法の一部改正

中小企業のIT活用の高まりを見据え、電子記録債権に関する連鎖倒産防止のため、共済貸付対象を拡充すること。

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

右記の改正と合わせて独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な支援措置を講ずるため、関係規定を整備すること。

六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 産業競争力の強化は、民間の自発的な取組によって行われるべきものであ

り、民間の活力を最大限支援するための環境整備を行うこと。また、企業収益の改善が雇用増大、賃金上昇及び消費拡大につながる好循環を安定的に生み出していくために、成長戦略を着実に実行するとともに、不断の見直しを行うこと。

二 株式会社産業革新投資機構については、ガバナンスを適切に機能させて支援対象の審査を継続的かつ厳格に実施し、モニタリング体制の強化について不断の見直しを行うこと。あわせて、出資先に対するハンズオン支援の強化により企業価値の向上に努め、国富の増大に結び付けるとともに、優秀な民間の目利き人材や投資プロフェッショナルの十分な確保及びその積極的活用を図り、オープンイノベーションの促進に向けて民間リスクマネーを誘発するべく適切な運営を行うこと。また、ベンチャー企業への支援については、投資決定の迅速化を図り、円滑な資金供給に努めるとともに、出資の保全・回収が確保されるよう努めること。

三 株式会社産業革新投資機構が、いわゆる他の官民ファンドである特定政府出資会社の株式を譲り受けるに際しては、整理統合によるコスト削減等の合理化に努めるとともに、当該官民ファンドが本来持つ政策課題の実現を図るべく投資案件の選定が適切に行われていることを検証し、適切な成果目標を定めた上で、積極的な情報開示により投資実績の透明性向上に努めること。

四 国際競争が激化するとともに、人口減少に伴い国内市場の縮小が進む中では、国内外の事業再編による新陳代謝を幅広く進め、産業競争力の強化を図ることが重要であることに鑑み、必要な支援措置を適切に実施し、事業再編の円滑化に向けて総合的な支援を行うこと。

五 事業再編計画及び特別事業再編計画について、計画に伴う失業の予防、労働条件の確保等雇用の安定に万全を期するため、計画の作成に当たり、事業者が労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、また、計画の実施に際して、事業者が雇用の安定等に十分な配慮を行うことを確保することにより、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、厳に適切な運用を行うこと。

六 創業支援について、従前の施策が必ずしも十分な成果を上げられなかったことに対する検証を行い、大企業と比べて十分な経営基盤を構築することができないベンチャー企業がその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材確保等、多方面に亘る支援の仕組みを構築し、多様な主体が有機的に連携して好循環を生み出すベンチャー・エコシステムの形

成に努めること。

七 国立大学法人等における研究活動の活性化と研究成果の活用の促進を図るため、大学の研究成果であるイノベーションや技術シーズを効果的に事業活動につなげていくこれまでの実態を踏まえつつ、資金供給の拡充に加え、経営や営業面での資質を有する経営人材の確保及びそれらを補う存在としての外部ネットワークの活用も含めた総合的な支援体制の整備に継続的に取り組むこと。また、当該大学のみならず他大学や企業との連携を積極的に図ることにより、オープンイノベーションの促進に努めること。

八 中小企業の経営課題が複雑化する中、認定経営革新等支援機関及び認定情報処理支援機関が、中小企業に対する経営支援を強化し、支援の質の向上を図ることができるよう、支援機関相互の情報交換や協力体制強化を促進するとともに、中小企業の生産性の向上につながるよう、支援機関に対する人的・資金的支援の拡充に努めること。

九 事業承継については、経営者の高齢化が進む中で喫緊の課題であることに鑑み、事業承継5ヶ年計画を前倒しで実施するなど、総合的な取組を加速化させるとともに、円満な廃業に向けた環境整備を行うこと。

○不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、「第4次産業革命」と呼ばれるIT分野における急速な技術革新の進展に伴い、企業の競争力の源泉が、データやそれを活用したサービスへと移り変わりつつある状況を踏まえ、データの利活用を促進するための事業環境を整備するほか、知的財産や標準の分野において、ビッグデータ等の情報技術の進展を新たな付加価値の創出につなげるために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 不正競争防止法の一部改正

- 1 ID・パスワード等により管理され、相手方を限定して提供されるデータの不正取得等を、新たに不正競争行為に位置付け、これに対する差止請求権等の民事上の救済措置を設けること。
- 2 暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等だけでなく、その効果を妨げるサービスの提供等も不正競争行為に位置付けること。

二 工業標準化法の一部改正

- 1 標準化の対象に、データ、サービス等を追加すること。これに伴い、同

法に定められた「日本工業規格」を「日本産業規格」に、法律の題名を「産業標準化法」に改めること。

- 2 標準化に関する専門的な知識、能力等を有する民間団体等を認定し、当該団体等からの産業標準の案の申出については、審議会に付議せずに、主務大臣が産業標準を制定する等の手続を新たに設けること。
- 3 登録認証機関の認証を受けずに J I S マークの表示を行った法人等に対する罰金刑の上限を、1 億円に引き上げること。

三 特許法等の一部改正

- 1 これまで一部の中小企業に限定されていた特許料等の軽減措置の対象を、全ての中小企業に拡大すること。
- 2 裁判所が書類提出命令を発するに際して、非公開で書類を提示させるインカメラ手続において、書類の必要性を判断できるようにするとともに、技術専門家がこれに関与できるようにするなど、知財紛争処理手続を充実させること。
- 3 特許料等のクレジットカード払いを認めるなど、手続の簡素化等を図ること。
- 4 弁理士が、その名称と責務の下で、データの利活用や規格の案の作成に関する相談に応ずる等の業務を行うことができるようにすること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 政府は、この法律の施行後3年を目途として、データの適正な流通及び利活用を促進する観点から、データに関連するビジネスの展開、技術革新、経済社会の情勢の変化等を踏まえ、この法律による改正後の不正競争防止法の規定の実施状況を勘案し、当該規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じること。
- 二 政府は、データ取引の安全を図り、データ取引の萎縮を避けるため、ガイドラインにおいて、限定提供データに係る不正競争行為の明確化を図ること。特に、保護されるデータの客体、図利加害目的、限定提供データの管理に係る任務、取引によって取得した権原の範囲等の要件の該当性や、正当な目的

での使用で不正競争に該当しない場合等について、考え方や具体例を分かり易く明示すること。また、運用状況を見つつ、適時適切にガイドラインの見直しを行うこと。

三 政府は、外国企業が我が国における企業活動を控えたり国内企業とのデータ取引を躊躇したりすることがないように、諸外国におけるデータ保護制度との整合性の確保に努めること。また、外国企業が行った不正競争行為による国内企業の損害を防止するため、諸外国との連携を通じた国際的なデータ流通環境の整備に努めること。

四 政府は、「限定提供データ」を取扱う事業者において、「限定提供データ」が適切に管理、保護及び利活用される環境を構築するため、事業者が、従業員に対してデータの適切な取り扱いに関する教育・啓発活動を適切に行えるよう支援を行うこと。

五 政府は、本法に基づく不正競争防止に関する新たな制度及びガイドラインについて、施行まで十分な期間を確保し、広く国民や中小企業を含む産業界に対して、その内容の丁寧な周知に努めること。

六 政府は、今般日本産業規格の対象となるサービス分野を始め、今後新たな分野等の標準化に適切に対応するため、省庁の枠を超えた連携体制を構築するとともに、国際標準化を推進するため、専門人材の確保と育成を図ること。また、国際標準を通じた市場優位性の確保のため、官民が一体となった標準化戦略の立案及び実行に努めること。

七 政府は、「認定産業標準作成機関」に求める基準を明確に定めるとともに、事前の十分な情報提供に努め、認定された機関が標準化作業を円滑に進めるために必要な支援を提供するよう努めること。

八 政府は、中小企業者に対する特許料等の軽減措置の拡充及びその手続の簡素化については、制度が確実に利用されるよう、中小企業者に対して制度の周知徹底を図ること。一方、負担が増加する者に対しては、全体としての知財活動を縮小あるいは停滞させないように、十分留意すること。

九 最高裁判所は、専門委員の任命に当たっては、その適格性及び公平性を確保するとともに、中立の立場であるとの理解を得られるよう努めること。また、人員不足とならないよう専門委員の確保に努めること。

十 政府は、本法施行による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、新たに対象となる標準化関連業務やデータ関連業務等の知見を有する人材の確保・育成のため、適切な支援を行うよう努めること。また、弁理士が該当業務を行う

に当たっては、適正な報酬の獲得とユーザー側の安心感につながるよう適切な報酬体系となるよう促すこと。

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）要旨

本案は、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」（以下「議定書」という。）の改正を踏まえ、気候に及ぼす潜在的な影響に配慮しつつオゾン層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質を加えるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」に改めること。
- 二 この法律の目的を、国際的に協力してオゾン層の保護を図るにあたり、気候に及ぼす潜在的な影響にも配慮するものとする。
- 三 この法律において「特定物質等」とは、特定物質及び特定物質代替物質（特定物質に代替する物質であって地球温暖化に深刻な影響をもたらすものとして政令で定めるものをいう。）をいうものとする。また、特定物質代替物質の種類は政令で定め、その数量は特定物質代替物質の量に政令で定める地球温暖化係数を乗じたものとする。
- 四 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質代替物質の種類ごとの生産量及び消費量の基準限度を定めて公表するものとする。
- 五 特定物質代替物質を製造しようとする者は、製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならないものとする。また、特定物質代替物質を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第52条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 モントリオール議定書キガリ改正の下で定められたハイドロフルオロカーボン（HFC）（以下「代替フロン」という。）の削減計画に即した確実な削減を実施するため、「代替フロン」の製造事業者等による対応のみならず、

機器の製造事業者やその最終消費者も含めた全般的な理解と協力を得るよう努めること。

二 特定物質等が破壊されたこと又は破壊されることが確実であることを証明するための制度を整備するとともに、この制度を活用できる環境の整備に努めること。

三 特定物質等の破壊量を生産量から控除する制度の実施については、我が国における特定物質等の過去の生産量及び使用量と市場に残された量（バンク）の膨大さから、今後地球温暖化係数（GWP）の低いフッ素系ガスの生産量がすべて相殺される事態になりかねず、本来の削減の目的に反するおそれがあることから、本来の目的である削減に資するよう慎重に検討し、運用すること。また、回収破壊量のダブルカウントの懸念、副生ガスなどの破壊による生産量水増しの懸念などについても考慮すること。

四 特定物質等の生産量及び消費量は、可能な限り物質ごとに開示することとし、削減強化やグリーン冷媒転換に向けた幅広い議論を促すこと。

五 グリーン冷媒は、その評価を可燃性にとどまらず、人体及び環境への影響、分解後に拡散された場合の環境影響を客観的かつ多角的に評価するものとし、事業者等による適切な利用がなされるよう努めること。

六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において、フロン類の使用規制強化に向けて指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロンの中長期的な廃絶に向けた具体的な削減ロードマップを描くこと。

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に鑑み、エネルギーの使用の合理化の一層の促進を図るため、複数の事業者が一体的に又は連携して行うエネルギーの使用の合理化の取組に関する認定制度を創設し、これらの認定を受けた者に対する定期の報告等についての特例を設けるとともに、エネルギーの使用の合理化に取り組むべき貨物の荷主の範囲の拡大等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 連携省エネルギー計画

1 工場等を設置している者は、他の工場等を設置している者と連携してエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行う

エネルギーの使用の合理化のための措置に関する計画を作成し、その連携省エネルギー計画が適当である旨の経済産業大臣の認定を受けることができるものとする。

- 2 1の認定を受けた者は、定期の報告において、当該者の工場等におけるエネルギーの使用量のほか、当該認定に係る連携省エネルギー措置に係るエネルギーの使用量等を報告するものとする。

二 荷主等に係る措置

- 1 「荷主」の定義を見直し、自らの事業（貨物の輸送の事業を除く。以下同じ。）に関して貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させる者（当該者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送の全てについてその輸送の方法等が他の荷主により実質的に決定されている場合を除く。）又は自らの事業に関して他の事業者が継続して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送について当該他の事業者との契約その他の取決めにより当該貨物の輸送の方法等を実質的に決定している者をいうものとする。
- 2 「準荷主」の定義を設け、自らの事業に関して、貨物輸送事業者が輸送する貨物を継続して受け取り、又は引き渡す者（荷主を除く。）であって、当該貨物の受取又は引渡しを行う日時等についての指示を行うことができるものとし、準荷主は、荷主が実施する措置によるエネルギーの使用の合理化に資するよう、当該指示を適切に行うよう努めなければならないものとする。

三 荷主連携省エネルギー計画及び貨客輸送連携省エネルギー計画

一と同様の措置を、荷主及び貨客輸送事業者にも講ずるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、限られたエネルギー資源の有効な利用を図るとともに、長期的なエネルギー需給見通しの確実な実現に向け、省エネルギー対策を着実に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 これまでの省エネルギー施策全体の実施状況を分野別及びエネルギー源別等多角的に分析し、施策の評価を行い、その評価の結果を的確に施策へ反映すること。
- 二 既存のプラットフォームや、企業間をつなぐコンサルテーションの活用等、

企業間の省エネルギーに関する連携を促進するとともに、省エネルギーが企業の生産性向上につながる観点から、省エネルギー投資促進策を充実させ、企業の効果的な連携や省エネルギー投資が可能となるような情報提供等に努めること。

三 AIやIoTなど最新のIT技術を活用した省エネルギー技術を省エネルギー施策に積極的に取り込むとともに、最終エネルギー消費として大きな比重を占める熱利用について、熱利用の効率化を通じた省エネルギーを進めること。

四 連携省エネルギー計画の認定制度や見直し後の荷主規制の運用等については、基準の明確化と適正な運用に努め、中小事業者等の実情に十分配慮するとともに、中小事業者等の省エネルギー取組支援に引き続き取り組むこと。

五 省エネルギーに積極的に取り組む企業を広く社会に周知すること等により、省エネルギーに取り組むことが企業価値向上につながるような社会環境を醸成すること。

【国土交通委員会】

○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 道路法の一部改正

- 1 道路管理者は、幅員が著しく狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合には、区域を指定して歩道の占用を禁止し、又は制限することができること。
- 2 道路占用者は、国土交通省令で定める基準に従い、占用物件の維持管理をしなければならないこと。
- 3 道路管理者は、占用物件の維持管理義務違反者に対し、是正措置を命ずることができること。
- 4 道路管理者は、道路管理者による措置命令により損失を受けた沿道区域内の土地等の管理者に対し、損失を補償しなければならないこと。
- 5 国土交通大臣は、全国的な貨物輸送網の形成を図るため、貨物積載車両の能率的な運行の確保を図ることが特に重要と認められる道路について、区間を定めて、重要物流道路として指定することができること。
- 6 国土交通大臣は、災害が発生した場合、地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情等を勘案して、重要物流道路及びその代替・補完路の維持（道路啓開に限る。）又は災害復旧に関する工事を自ら行うことが適当であると認められる場合には、これを行うことができること。

二 道路整備特別措置法の一部改正

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は地方道路公社は、高速道路等の管理者に代わって、一の3の規定による命令を行うものとする。

三 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 平成30年度以降10箇年間に於ける地方公共団体に対する道路の舗装その他の改築又は修繕に関する国の負担又は補助の割合について、道路法及び土地区画整理法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができること。
- 2 国は、地方公共団体が特定連絡道路工事施行者に対し、当該工事に要す

る費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合、その資金の一部を無利子で地方公共団体に貸し付けることができること。

四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、三の1の規定は、平成30年4月1日から施行すること。

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の題名を「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律」に改めること。

二 法律の目的を、外国人観光旅客の来訪を促進するための措置及び国際観光の振興に資する施策に必要な経費の財源に関する特別の措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もって我が国の観光及びその関連産業の国際競争力の強化並びに地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することに改めること。

三 国土交通大臣が定める基本方針を「国際観光の振興を図るための基本方針」に変更するとともに、その記載事項を改めること。

四 外客来訪促進計画の策定主体を、都道府県から、都道府県、地方運輸局及び観光関係団体等で構成する協議会に変更するとともに、外客来訪促進計画の記載事項を改めること。

五 公共交通機関の旅客施設及び車両等への外国人観光旅客の利用に係る利便の増進に必要な措置に関し、公共交通事業者等に対する努力義務の範囲を拡充すること。

六 国際観光旅客税の収入見込額相当額を国際観光振興施策に必要な経費に充てるものとし、金額の算出は、各年度において、その年度の予算金額によるものとする。

七 この法律は、一部の規定を除き、平成30年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺

漏なきを期すべきである。

- 一 国際観光旅客税の平成31年1月7日からの導入にあたり、課税の対象である出国者に混乱を来さないよう国内のみならず国外にも新制度の周知の徹底を図ること。また、周知にあたっては、納税者の理解が得られるよう、国際観光旅客税の受益と負担の関係について丁寧な説明を行うこと。
- 二 国際観光旅客税を財源とする施策を実施するための予算の配分にあたっては、透明性や公平性を確保し、使途を厳格にすること。
- 三 国際観光旅客税の税収を充当する3分野については、予算の適正な運用と透明性を確保するとともに、無駄遣いや野放図な歳出拡大につながらないよう第三者機関等による執行状況を厳正に監視する体制を構築すること。
- 四 国際観光旅客税の税収の使途については、本法施行後3年を目途にその在り方について検討を加え、結果を公表するとともに国会に報告すること。
- 五 国際観光旅客税を財源とする施策の実施にあたっては、負担者である日本人と訪日外国人旅行者双方が直接的に受益を実感できる使途に充当すべきであり、ストレスフリーで快適かつ安全・安心な旅行が実感できるよう、出入国手続きの簡素化及び保安検査の円滑化・厳格化等、空港環境整備の充実を図ること。
- 六 外国人観光旅客の地方誘客の拡大につながる観光地づくりの実現に意欲的な地域に対し、観光資源の商品化及びブラッシュアップ並びに人材及びノウハウの提供等必要に応じた支援を行うこと。
- 七 公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を実施するにあたっては、事前の意見聴取を十分に行うとともに、事業者に対し必要な支援等を行うこと。また、二次交通や三次交通の充実・強化等を図る取組を推進すること。
- 八 国際観光旅客税は出国する日本人も課税対象となるため、国際交流に資するアウトバウンドの活性化につながる取組を強化すること。

(参議院回付修正要旨)

この法律の施行期日を「平成30年4月1日」から「公布の日」に改めること。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、基本理念を定め、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円

滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本法の基本理念を、本法に基づく措置が高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないことと定めること。
- 二 国の責務に、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者等で構成する会議における定期的な評価その他のこれらの者の意見を反映させるために必要な措置に係る規定を追加すること。
- 三 国民は、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援等の協力をするよう努めなければならないこと。
- 四 公共交通事業者等の対象に、一般貸切旅客自動車運送事業者及び旅客不定期航路事業者を追加すること。
- 五 国土交通大臣は、旅客施設及び車両等の移動等円滑化を促進するため、旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置等並びに公共交通事業者等が達成すべき目標及び併せて講じる措置について、公共交通事業者等の判断の基準となるべき事項を定め、公表すること。
- 六 公共交通事業者等は、毎年度、目標達成のための計画を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、計画に基づく措置の実施状況等を報告し、公表しなければならないこと。
- 七 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めること。
- 八 都道府県は、市町村の求めに応じて、移動等円滑化促進方針の作成等に関し、広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならないこと。
- 九 移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化施設協定を締結することができること。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

障害をお持ちの方にとっても健常者にとっても誰にとっても暮らしやすいユニバーサル社会の実現を目指すには、今回の法改正に加え、幅広い施策を推進することが不可欠である。国会において、そのために必要な立法措置を引き続き講じていくよう努めるものとする。あわせて、政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 本法に基づく施策はすべて、社会的障壁の除去及び共生社会の実現に向けて行われなければならない。また、すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの認識の下、社会的障壁の除去のために合理的な配慮を的確に行えるよう必要な環境の整備を進めること。
- 二 本法における障害者には、身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者、発達障害者を含む心身の機能の障害があるすべての者が含まれることについて、改めて広く国民に周知するよう努めること。
- 三 高齢者、障害者等の移動に配慮し、交通結節点における移動の連続性を確保するため、関係者の連携が十分に図られるよう、必要な措置を講じること。
- 四 地方公共団体は地域の実情に応じて、2,000㎡未満の小規模店舗について、バリアフリー化の基準適合義務を条例により課すことが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るため、政府としても小規模店舗のバリアフリー化の実態把握に努めるとともに、ユニバーサルデザイン化に向けて所要の措置を講じること。
- 五 災害時の指定緊急避難場所等となる学校施設等については、近年、相次ぐ集中豪雨や台風に加え、南海トラフ地震や首都直下地震などの大規模災害の予測を踏まえ、体育館だけではなく校舎も含めた一層のバリアフリー化に向けて、必要な措置を講じること。
- 六 共同住宅のバリアフリー化の一層の促進を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて共同住宅をバリアフリー化の基準適合義務の対象に条例により追加することが可能であることを踏まえ、その一層の促進を図るとともに、居住者のニーズに応じた選択が可能となるよう、共同住宅のバリアフリーに関する情報提供の取組を促進すること。
- 七 国際パラリンピック委員会によるバリアフリー対応の客室が不足しているとの指摘を踏まえ、選手や観光客等の受け皿となる宿泊施設のバリアフリー化の一層の促進を図るため、バリアフリー客室基準の見直しなど、必要な施

策を講じること。

- 八 高齢者、障害者等の観光需要の高まりや、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え訪日外国人観光客の増加が見込まれることを踏まえ、バリアフリー化された空港アクセスバスの導入・普及に向けた支援措置を講じること。
- 九 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、競技会場において一定の車椅子用の座席の確保に努めるとともに、車椅子用の座席の配置に当たっては、サイトラインが確保できるよう、十分に検討すること。
- 十 駅のプラットフォームにおける視覚障害者の転落を防止するため、ホームドア等の設置を一層推進すること。また、特に、地方における旅客施設のバリアフリー化が遅れていることから、全国的なバリアフリー水準の底上げに向けて必要な取組を行うこと。
- 十一 視覚障害者が安全に道路を移動することができるよう、音響式信号機の更なる設置の促進を図ること。また、聴覚障害者の歩行の安全を確保するため、緊急自動車が走行する際には、聴覚障害者の歩行の安全の確保に努めること。
- 十二 車椅子利用者が容易に単独乗降できるようプラットフォームと車両の段差・隙間の数値基準を明確化することを検討すること。
- 十三 車椅子利用者の公共交通機関の予約時における利便性の向上を図るため、簡易な方法での予約を可能とするよう、公共交通事業者等を適切に指導すること。
- 十四 新幹線等の鉄道車両において、車椅子のまま乗車することができるフリースペースの整備の一層の促進を図るため、鉄道事業者を適切に指導すること。

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都市再生特別措置法の一部改正

- 1 市町村は、低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地等を対象とし

て、低未利用土地権利設定等促進計画を作成することができ、計画の公告があった同計画の定めるところによって、地上権等の権利が設定等され、又は所有権が移転すること。また、同計画の作成等に必要な限度で、保有する情報を保有の目的以外のために内部で利用することができること。

- 2 居住誘導区域等内における低未利用土地の利用等に関する事業に有効に利用できる土地の取得等を行うこと等を都市再生推進法人の業務に追加すること。
- 3 土地区画整理事業の事業計画に誘導施設整備区を定めた場合は、施行地区内の宅地の所有者は、施行者に対し、当該宅地についての換地を誘導施設整備区内に定めるべき旨の申出をすることができること。
- 4 土地所有者等はその全員の合意により、立地誘導促進施設協定を市町村長の認可を受けて締結することができ、当該認可の公告のあった後において土地所有者等となった者に対してもその効力があること。
- 5 都市機能誘導区域内において、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、30日前までに、その旨を市町村長に届け出なければならないこと。
- 6 都市再生緊急整備協議会は、都市再生緊急整備地域内の区域について、地域整備方針に基づき、都市再生駐車施設配置計画を作成することができ、地方公共団体は、同計画の区域内において建築物を新築しようとする者等に対し、条例で、同計画に記載された事項の内容に即して駐車施設を設けなければならない旨を定めることができること。

二 都市計画法の一部改正

- 1 市町村長は、都市計画の決定等に関し、住民の土地利用に関する意向等の把握等の業務等を適正かつ確実にを行う法人等を、都市計画協力団体として指定することができ、都市計画協力団体は、地区の特性に応じたまちづくりの推進を図るために必要な都市計画の決定等を提案することができること。
- 2 都道府県等が施設整備予定者との間において、都市施設等整備協定を締結したときは、都道府県等は、同協定に定められた事項に従って都市計画の案を作成しなければならないこと。
- 3 自動車のみ交通の用に供する道路等以外の道路についても、立体道路制度の適用対象とすること。

- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせる等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 海外社会資本事業とは、鉄道施設、水資源の開発又は利用のための施設、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する住宅その他の建築物及びその敷地、下水道、空港、道路、港湾その他国土交通省令で定める施設の整備、運営又は維持管理に関する事業であって、海外において行われるものとする。
- 二 国土交通大臣は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。
- 三 鉄道・運輸機構その他の法人（以下「機構等」という。）は、基本方針に基づき、海外社会資本事業に関する調査、測量、設計等を行うこと。
- 四 国土交通大臣は、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者に対し、必要な情報及び資料の提供又は指導及び助言を行うものとする。
- 五 国土交通大臣、機構等及び海外社会資本事業を行い、又は行おうとする我が国事業者その他の関係者は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進及び海外社会資本事業の実施に関し、相互に連携を図りながら協力すること。
- 六 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 我が国企業が2020年に30兆円の海外インフラシステムの受注を目指す目標を確実に達成するためには、関係省庁間の連携協力とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者との相互連携、協力が重

要であるとの認識の下、関係者の協力の効果的な在り方等について十分に検討し確実に実行すること。

- 二 基本方針の策定等に当たっては、本法の規定に基づく関係大臣との協議とともに、機構等及び海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者から広く意見を聴取する機会等を設けるよう努めること。
- 三 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、各機構等の設立の目的や趣旨を踏まえ、当該事業を実施することにより得られた知見等の国内業務への還元について、十分配慮するよう指導、助言等に努めること。
- 四 本法の施行により海外業務が各機構等の正規の業務として位置付けられることに鑑み、本法施行後の海外事業の実施状況を見つつ、必要があると判断した場合には、各機構の組織、人員の充実、強化等について、適切に対応すること。
- 五 各機構等が海外業務を実施するに当たっては、経理や業務遂行において国民の疑念を招くことのないよう、役職員の法令順守の徹底等について指導すること。

○建築基準法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）（参議院送付）要旨

本案は、最近の建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行の建築確認を要する一定の用途に供する特殊建築物のうち、当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下のものは確認を要しないこと。
- 二 維持保全計画の作成等を義務付ける建築物の対象を、国等が所有等するものを除く特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの等とすること。
- 三 特定行政庁は、既存不適格建築物について、劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となる等のおそれがあると認める場合は、その所有者等に対し、建築物等の維持保全に関し必要な指導等ができること。
- 四 地階を除く階数が4以上の木造建築物等は、主要構造部を通常火災終了時間が経過するまでの間、当該火災による倒壊及び延焼を防止する性能に関する技術的基準に適合し、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等としなければならないこと。

- 五 耐火建築物等としなければならない特殊建築物の対象から、階数が3以下で延べ面積が200㎡未満のもの（3階を一定の用途に供するものは、技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。）を除くこと。
- 六 一定の用途地域内で騒音等による住居の環境の悪化を防止する一定の措置が講じられた日常生活に必要な一定の建築物について用途規制の適用除外を許可する場合は、建築審査会の同意を要しないこと。
- 七 老人ホーム等の共用の廊下等の床面積は、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないこと。
- 八 防火地域等内の建築物は、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火設備を設け、かつ、壁等及び当該防火設備を通常火災による周囲への延焼を防止する性能に関して防火地域等の別及び建築物の規模に応じた技術的基準に適合し、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等としなければならないこと。
- 九 特定行政庁は、国際的規模の競技会等に供すること等により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、建築審査会の同意を得て、使用上必要と認める期間を定めてその建築を許可することができること。
- 十 特定行政庁が一の既存不適格建築物の用途変更に伴う二以上の工事の全体計画を利用状況等によりやむを得ない等の基準に適合すると認めるときは、最後の工事に着手するまで現行規定を遡及適用しないこと。
- 十一 既存建築物を一時的に他の用途に使用する場合、法の全部又は一部を適用除外とすること。
- 十二 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（内閣提出第52号） 要旨

本案は、社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、国土交通大臣及び法務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための措置、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供その他の特

別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域福利増進事業の実施のための措置

- 1 都道府県知事は、地域福利増進事業を実施する者（以下「事業者」という。）が、特定所有者不明土地を使用しようとするときは、当該事業の公益性等を確認し、一定期間の公告に付した上で、当該事業者の土地等使用权（10年を限度）等の取得についての裁定をしなければならないこと。
- 2 土地使用权等を取得した事業者は、土地等使用权の存続期間が満了したとき等は、一定の場合を除き、土地使用权の目的となっている土地を原状に回復し、返還しなければならないこと。

二 特定所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例

- 1 都道府県知事は、起業者が、土地収用法の事業認定を受けた収用適格事業について、特定所有者不明土地を収用し、又は使用しようとするときは、当該土地が特定所有者不明土地に該当しない場合等を除き、一定期間の公告に付した上で、当該土地の収用等についての裁定をしなければならないこと。
- 2 都道府県知事による裁定について公告があったときは、裁定に係る特定所有者不明土地について土地収用法の権利取得裁決及び明渡裁決があったものとみなすこと。

三 国の行政機関の長等は、所有者不明土地の適切な管理のため、家庭裁判所に対し、民法の規定による相続財産の管理人の選任等の請求をすることができること。

四 都道府県知事等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため土地所有者等を知る必要があるときは、その保有する土地所有者等関連情報を内部で利用できること。また、地域福利増進事業等を実施しようとする者から土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、探索に必要な限度でこれを提供すること。

五 登記官は、公共の利益となる事業の円滑な遂行を図るため所有権の登記名義人となり得る者を探索する必要がある土地について、所有権の登記名義人の死亡後長期間にわたり相続登記等がされていない場合は、職権で、その旨等を当該土地の登記に付記し、その所有権の登記名義人となり得る者に対して相続登記等の申請を勧告することができること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 裁定主体である都道府県知事が地域福利増進事業者又は土地収用法に定める起業者となる場合には、裁定の透明性及び公平性が確保されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 現に所有者が不明となっている土地についての相続登記を促進するため、相続により土地の所有権を取得した者が当該土地の相続登記を行おうとする場合において、所有者不明土地の相続人の負担軽減を図ること。
- 三 所有者不明土地の発生を抑制するためには相続登記の促進が必要であることから、市町村から登記官に登記名義人の死亡の情報が伝達されるなど、登記官がその死亡事実を把握することができるようにして、共同相続人に遺産分割の協議や相続登記を促す仕組みを検討すること。
- 四 財産管理制度の円滑な利用を図るため、複数の土地共有者が不在者であるときは、不在者財産管理人は、複数の土地共有者を代理することができる仕組みを検討すること。
- 五 土地の管理の放置を防ぐため、土地の所有権の放棄の在り方について検討すること。

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可の制度並びに当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 有害物質一覧表の作成と有害物質一覧表確認証書の船内への備置き等
 - 1 船舶所有者は、第2条第4項に規定する船舶を、日本国領海等以外の水域において航行の用に供しようとするとき等は、有害物質一覧表を作成し、国土交通大臣の確認を受けなければならないこと。
 - 2 国土交通大臣は、有害物質一覧表が、当該船舶の状態と一致することを確認したときは、有害物質一覧表確認証書を交付しなければならないこと。
 - 3 第2条第4項に規定する船舶は、有害物質一覧表確認証書の交付を受け

なければ、日本国領海等以外の水域において航行の用に供してはならないこととし、船舶所有者は当該船舶内に有害物質一覧表及び有害物質一覧表確認証書を備え置かなければならないこと。

二 再資源化解体の許可

総トン数500トン以上の船舶（以下「特定船舶」という。）の再資源化解体を行おうとする者は、施設ごとに、主務大臣の許可を受けなければならないこと。

三 特定船舶の再資源化解体の実施

- 1 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、二の許可を受けた者（以下「再資源化解体業者」という。）等に行わせなければならないこと。
- 2 再資源化解体業者は、特定船舶の再資源化解体のための譲受け等を行うときは、当該特定船舶の再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けなければならないこと。
- 3 2の承認があったとき、船舶所有者は、再資源化解体業者に再資源化解体計画の提出を求め、同計画に係る船舶の再資源化解体のための譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。
- 4 国土交通大臣は、3の承認をしたときは、再資源化解体準備証書を交付しなければならないこと。
- 5 特定船舶である日本船舶は、再資源化解体準備証書の交付を受けなければ、再資源化解体のための譲渡し等をしてはならないこと。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

○鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第25号）要旨

本案は、大規模な災害を受けた鉄道であって、速やかに復旧事業を施行して運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害が生ずるおそれのあるものの災害復旧事業に対し、国の補助を拡充するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、鉄道に係る災害復旧事業が次のいずれにも該当するときは、予算

の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができること。

- 1 激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。
 - 2 当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。
 - 3 当該災害復旧事業に要する費用の額が、被害を受けた鉄道路線の年間の運輸収入に政令で定める数を乗じて得た額以上であること。
 - 4 被害を受けた鉄道路線が、過去3年間赤字であること。
- 二 一による補助を受けた鉄道事業者については、配当の許可制の対象としないこと。
- 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

＜委員会決議＞

○鉄道の災害復旧に関する件

政府及び地方公共団体は、大規模な災害によって被災した鉄道の復旧を促進するため、鉄道軌道整備法の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害復旧事業に対する補助の適用にあたっては、「利用者の利便性の向上」を図るとともに、鉄道事業の民間企業という立場を踏まえ、その経営判断の主体性にも十分に配慮した運用に努めること。
 - 二 鉄道事業者が長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築を目的とした、地域との協議に主体的に参画するよう、必要な指導などを行うとともに、総合的な交通体系の観点から、事業者と地域すべての関係者の間で、真摯で建設的な協議が行われるような環境整備に努めること。
 - 三 経営の厳しい路線に係る災害復旧であることに鑑みて、更なる支援の拡充について様々な観点から検討を行うこと。
 - 四 自然災害が甚大化、大規模化、多頻度化していることを踏まえ、沿線地域の山林・河川などの減災・防災事業に万全を尽くすこと。
- 右決議する。

【環境委員会】

○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、大気汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、所要の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 政府は、当分の間、引き続き、大気汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するものとする。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 ぜん息等の疾病にかかり苦しんでいる多くの人々がいる現状にかんがみ、当該疾病の種々の原因の解明と効果的な予防・回復方法の早期確立・普及に政府が一丸となって取り組むこと。
- 二 各種次世代自動車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。
- 三 被認定者の高齢化・重症化に配慮した適切な施策を着実に実施するとともに、治癒等により被認定者ではなくなった者についても、公害健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。
- 四 大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえながら、公害健康被害予防事業の充実に努めること。
- 五 環境保健サーベイランス調査の調査対象を広げる等各種調査を精力的に行い、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を早急に検討すること。

○気候変動適応法案（内閣提出第27号）要旨

本案は、気候変動への適応を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動適応の推進のために担うべ

- き役割を明確にすること。
- 二 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものとする。
 - 三 環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、あらかじめ関係行政機関と協議し、気候変動による影響の評価を行わなければならないものとする。
 - 四 国立研究開発法人国立環境研究所は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供や、地方公共団体等に対する技術的助言等の業務を行うものとする。
 - 五 都道府県及び市町村は、地域における気候変動適応に関する計画の策定に努めるとともに、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集及び提供等を行う拠点としての機能を担う地域気候変動適応センターの体制を確保するよう努めるものとする。
 - 六 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的な連携による気候変動適応の推進のため、気候変動適応広域協議会を組織することができるものとする。
 - 七 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災や農業等の関連施策との連携を図るよう努めるものとする。
 - 八 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこれらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努めるものとする。
 - 九 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 十 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものとする。
 - 十一 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。
 - 十二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 気候変動対策として、緩和策の最大限の実施により気候変動影響を最小化させることが重要であることから、脱炭素社会の実現に向けた緩和策の一層の徹底を図りつつ、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、推進すること。
- 二 気候変動の影響についての知見がまだまだ不十分な分野について、国際機関や他国の機関との人事交流・情報交換等を密に行うこと等によって、調査研究を推進させ、より充実した気候変動の影響評価を行うこと。また、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の情報の収集を推進するよう努めること。
- 三 気候変動の影響のあらわれ方は、人口、都市・産業構造、気候風土等の影響を受ける側の社会の様態によって大きく異なると考えられることから、気候変動の影響に対する脆弱性や曝露を評価するための指標や手法の開発に当たっては、地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に十分留意しつつ進めること。
- 四 多様な分野における科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、適応の情報基盤の充実に向け、関係府省庁との連携や関係する調査研究等機関の連携を図ることはもとより、これら以外の事業者や地方公共団体に対しても気候変動及びその影響の観測・監視データの提供を求め、気候変動等に関する情報を一元的に集約し、わかりやすく提供すること。
- 五 適応策の効率的かつ効果的な実施を確保するため、その必要性、代替可能性、費用対効果等について市民等にも開かれた評価の場を構築することを検討すること。
- 六 地域の実情に応じた気候変動適応の推進の重要性に鑑み、絶対的に不足している気候変動の研究者及び気候変動の行政事務に携わる職員の育成策を講じていくこと。また、地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定を促進するため、環境省及び国立環境研究所の体制を十分に確保するとともに、特に、地域気候変動適応センターとして想定される大学における研究者等を継続的に確保していくため、必要な施策を講じること。さらに、同計画の策定状況を的確に把握し、公表するとともに、策定状況等を踏まえ、地域の適応への取組に対して適切な支援を行うこと。

七 我が国が世界有数の温室効果ガス排出国である現状に鑑み、地球規模の気候変動に対応していくため、途上国に対して気候変動適応の技術・資金等に係る必要な支援を行っていくこと。

○美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第34号）要旨

本案は、我が国における海岸漂着物対策の現状に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めること。
- 二 海岸漂着物対策の必要性の認識として、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加すること。
- 三 我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加すること。
- 四 海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を明記すること。
- 五 海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならないこと。
- 六 事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の使用に従った使用の後に河川その他の公共の水域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努めなければならないこと。
- 七 国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなければならないこと。

- 八 国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。
- 九 国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 十 政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方について速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 十一 この法律は、公布の日から施行すること。

＜委員会決議＞

○海岸漂着物対策の推進に関する件

政府は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 諸外国における法規制の導入事例も踏まえ、マイクロビーズやレジ袋を含むプラスチック類に関する施策の在り方を予防的アプローチにより不断に見直し、廃プラスチック類の削減を推進すること。特に、マイクロビーズについては、できるだけ使用抑制に向けた検討を行うとともに、その他のマイクロプラスチックについては、環境中への漏出を防ぐため、その実態を把握し、3Rの推進と適正処理の確保を図ること。
- 二 マイクロプラスチックの分布実態に関する調査については、海域のみでなく、河川、湖沼等の公共の水域も広く調査対象に加えた上で実施し、その結果の速やかな公表に努めること。
- 三 現在懸念されているマイクロプラスチックの人の健康及び生態系への影響についての科学的解明を早急に進めるとともに、得られた成果を分かりやすく情報提供するなど、国民とのリスクコミュニケーションを推進すること。
- 四 マイクロプラスチックの実態調査結果並びに人の健康及び生態系への影響の科学的解明の成果に基づき、廃プラスチック類の発生抑制に向け、法的措置も含めた抜本的対策を検討し、必要な措置を講ずること。
- 五 海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制のための海岸漂着物対策について

は、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携をとりながら、長期的に取り組む課題であり、政府は、現行の財政支援措置の維持・拡充に努めること。

六 海洋ごみの発生抑制を進めるに当たっては、事業者や国民の取組が極めて重要であることに鑑み、その取組に資する情報提供や消費者教育等を徹底すること。また、事業者や国民が海洋ごみの発生抑制を考慮した製品等の選択が可能となるよう、使い捨てプラスチックの代替品に関する研究・技術開発・試験的運用を早急に進めること。

七 マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の国際的な枠組みについては、引き続き、我が国がリーダーシップをとって構築を進めること。また、海洋へのプラスチックごみの大量流出が懸念されている東アジア及び東南アジア地域に対する取組として、国においても、関係国に対して実効性のある発生抑制対策を講じるよう要請するとともに、廃棄物・リサイクル対策の改善に向けた支援を引き続き実施し、発生抑制を進めること。

右決議する。

【安全保障委員会】

○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金（以下「雇用企業協力確保給付金」という。）を予備自衛官等である者の使用者に支給する制度を新設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 防衛省設置法の一部改正

自衛官の定数を改めること。

二 自衛隊法の一部改正

雇用企業協力確保給付金を予備自衛官等である者の使用者に支給する制度を新設するとともに、所要の規定を整備すること。

三 施行期日等

- 1 この法律は、平成31年3月31日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
- 2 この法律の施行に伴い必要となる経過措置を定めること。

【予算委員会】

○平成29年度一般会計補正予算（第1号）

本補正予算は、歳出面において、生産性革命・人づくり革命、災害復旧等・防災・減災事業及び総合的なT P P等関連政策大綱実現に向けた施策を実施するために必要な経費等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成29年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

歳入

当初	97,454,709百万円
補正	1,654,778百万円
計	99,109,488百万円

歳出

当初	97,454,709百万円
補正	1,654,778百万円
計	99,109,488百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

歳入

1 公債金	1,184,800百万円
2 税外収入	95,628百万円
3 前年度剰余金受入	374,350百万円
計	1,654,778百万円

歳出

1 生産性革命・人づくり革命	482,204百万円
2 災害復旧等・防災・減災事業	1,256,719百万円
3 総合的なT P P等関連政策大綱実現に向けた施策	346,494百万円
4 その他喫緊の課題等への対応	621,859百万円
5 国債整理基金特別会計へ繰入	189,144百万円

6 既定経費の減額	△	1,241,642百万円
計		1,654,778百万円

○平成29年度特別会計補正予算（特第1号）

本補正予算は、東日本大震災復興特別会計等8特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、エネルギー対策特別会計等3特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	196,641,565	196,641,565
補正	△ 556,751	△ 556,751
計	196,084,814	196,084,814

2 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定		
当初	2,338,025	2,338,025
補正	33,798	33,798
計	2,371,822	2,371,822
(2) 電源開発促進勘定		
当初	345,346	345,346
補正	2,859	2,859
計	348,205	348,205

3 国有林野事業債務管理特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
当初	343,754	343,754
補正	△ 1,358	△ 1,358
計	342,395	342,395

4 自動車安全特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 自動車検査登録勘定		

当初		46,437		36,230
補正	△	4	△	4
計		46,432		36,225
(2) 空港整備勘定				
当初		389,907		389,907
補正		5,160		5,160
計		395,067		395,067

5 東日本大震災復興特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
当初	2,689,563	2,689,563
補正	△ 523,929	△ 523,929
計	2,165,634	2,165,634

以上のほかに、交付税及び譲与税配付金特別会計、年金特別会計及び食料安定供給特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

国庫債務負担行為の追加を行うのは、エネルギー対策特別会計、食料安定供給特別会計及び自動車安全特別会計である。

○平成30年度一般会計予算

本予算は、「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度に当たる予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、財政健全化への着実な取組を進める一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるために編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して0.7%増の74兆4,108億円であり、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して0.9%増の58兆8,958億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を6,776億円下回る33兆6,922億円で、公債依存度は34.5%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

- 1 租税及印紙収入 59,079,000百万円
デフレ脱却と経済再生に向けた賃上げ・生産性向上のための税制上の措

置を講じ、中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充や観光促進のための税として国際観光旅客税（仮称）の創設等を行うとともに、たばこ税の見直し等を行うこととしている。

2	官業益金及官業収入	45,703百万円
3	政府資産整理収入	276,637百万円
4	雑収入	4,555,864百万円
5	公債金	33,692,200百万円
	(1) 公債金	6,094,000百万円
	(2) 特例公債金	27,598,200百万円
6	前年度剰余金受入	63,366百万円
	計	97,712,769百万円

歳出

1	社会保障関係費	32,973,221百万円
	(1) 年金給付費	11,685,257百万円
	(2) 医療給付費	11,607,864百万円
	(3) 介護給付費	3,095,320百万円
	(4) 少子化対策費	2,143,700百万円
	(5) 生活扶助等社会福祉費	4,052,385百万円
	(6) 保健衛生対策費	351,416百万円
	(7) 雇用労災対策費	37,279百万円

診療報酬・薬価改定、薬価制度の抜本改革、介護・障害福祉サービス等報酬改定、生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の見直しなど、多くの課題がある中で、社会保障制度の持続可能性を確保する観点等から、様々な改革に取り組むとともに、「人づくり革命」の実現に向け、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、「子育て安心プラン」を前倒しし、保育の受け皿整備等を推進することとしている。これらの結果、前年度当初予算額に対し4,997億円増となり、「経済・財政再生計画」の「目安」を実現するとともに、メリハリの効いた予算となっている。

2	文教及び科学振興費	5,364,623百万円
	(1) 義務教育費国庫負担金	1,522,781百万円
	(2) 科学技術振興費	1,315,870百万円
	(3) 文教施設費	76,558百万円

(4) 教育振興助成費	2,322,538百万円
(5) 育英事業費	126,876百万円
教育環境整備や科学技術基盤の強化等の観点から、所要額を計上している。	
3 国債費	23,301,964百万円
4 恩給関係費	250,375百万円
(1) 文官等恩給費	8,541百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	229,398百万円
(3) 恩給支給事務費	1,097百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	11,339百万円
5 地方交付税交付金	15,360,581百万円
所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額14兆8,938億円から、平成20年度、21年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき平成30年度分の交付税の総額から減額することとされている額2,355億円を控除し、特例加算額等7,022億円を加えた額を計上している。	
6 地方特例交付金	154,400百万円
「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。	
7 防衛関係費	5,191,104百万円
平成25年12月17日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について」等を踏まえ、周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃等への対応等に重点化を図るとともに、装備品の調達効率化等を通じ、所要額を計上している。	
8 公共事業関係費	5,978,947百万円
(1) 治山治水対策事業費	844,871百万円
(2) 道路整備事業費	1,347,227百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	420,317百万円

(4) 住宅都市環境整備事業費	527,818百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	101,554百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	603,017百万円
(7) 社会資本総合整備事業費	2,000,308百万円
(8) 推進費等	59,846百万円
(9) 災害復旧等事業費	73,989百万円
生産性向上のためのインフラ整備、豪雨・台風災害等を踏まえた防災・減災対策や既存インフラの老朽化対策の計画的な推進などへの重点化・効率化を図りつつ、真に必要な社会資本整備等に取り組むこととしている。	
9 経済協力費	508,907百万円
ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。	
10 中小企業対策費	177,142百万円
生産性革命の実現に向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連する日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。	
11 エネルギー対策費	918,641百万円
「長期エネルギー需給見通し（エネルギーミックス）」（平成27年7月16日経済産業省）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。	
12 食料安定供給関係費	992,427百万円
歳出の効率化を図りつつ、平成29年12月8日に農林水産業・地域の活力創造本部において改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に沿って、強い農林水産業の実現に向けた施策を推進することとしている。	
13 その他の事項経費	6,190,437百万円
14 予備費	350,000百万円
計	97,712,769百万円

○平成30年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものであ

る。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、388兆4,959億5,900万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、195兆7,476億1,400万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
51,921,585	51,711,428

歳入では、一般会計から15兆5,754億9,300万円を受け入れ、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として4,000億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,252億1,500万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から31兆6,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として16兆3,342億1,800万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,257億3,700万円）、国債整理基金特別会計への繰入として32兆5,839億2,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
191,220,694	191,220,694

一般会計から23兆3,009億7,900万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から62兆6,356億9,600万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から982億9,100万円、租税1,288億円、公債金101兆3,784億1,500万円、復興借換公債金1兆8,586億6,100万円、東日本大震災復興株式売払収入1兆4,934億1,200万円、東日本大震災復興配当金収入504億5,000万円、運用収入1,039億8,800万円、東日本大震災復興運用収入24億4,400万円、雑収入1,695億4,200万円及び東日本大震災復興雑収入1,700万円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
2,903,305	970,988

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、平成29年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により平成29年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆7,520億3,300万円を平成30年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	26,183,717	26,082,937
(2) 投資勘定	828,361	828,361
(3) 特定国有財産整備勘定	70,878	27,499

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を12兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、事業者の生産性向上に向けた取組や日本企業によるインフラ海外展開への支援等を図ることとし、3,645億円（平成29年度当初予算額3,792億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,235,470	2,235,470
(2) 電源開発促進勘定	338,970	338,970
(3) 原子力損害賠償支援勘定	12,296,841	12,296,841

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	25,186,782	25,186,782
(2) 国民年金勘定	3,909,369	3,909,369
(3) 厚生年金勘定	48,119,555	48,119,555
(4) 健康勘定	11,602,677	11,602,677
(5) 子ども・子育て支援勘定	2,614,386	2,614,386

(6) 業務勘定

403, 246

403, 246

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆8,238億5,600万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、9兆7,990億5,600万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、58億6,300万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2兆865億400万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳入（百万円）

歳出（百万円）

2,359,285

2,359,285

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額5,869億300万円、復興公債金9,563億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。

以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成30年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
14,252	11,501

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,690億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資15億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	157,896	90,978
(2) 農林水産業者向け業務	49,525	44,824
(3) 中小企業者向け業務	97,150	47,346
(4) 信用保険等業務	207,155	428,662
(5) 危機対応円滑化業務	25,358	87,974
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	1,342	1,342

国民一般向け業務において、小規模事業者の資金繰り支援、創業・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、東日本大震災による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円を含め総額2兆6,400億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金45億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金64億3,300万円、財政融資資金の借入れ1兆8,800億円、社債の発行による収入2,450億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で11兆5,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ

予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金507億円を予定している。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
941,799	900,837

特別業務において、案件形成に係る戦略的な重点分野の設定等により体制を整備した上で、日本企業によるインフラ海外展開の支援を行い、一般業務と併せて2兆2,569億円の事業を行うこととしている。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金624億円、外国通貨長期借入金400億円、外国為替資金からの借入金8,000億円、財政融資資金からの借入金2,900億円、社債の発行による収入1兆7,400億円、借入金償還等△6,755億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
157,954	113,768

開発途上地域の政府等に対して、1兆3,630億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金460億1,000万円、財政融資資金からの借入金5,524億円、国際協力機構債券の発行による収入1,460億円及び貸付回収金等6,185億9,000万円を予定している。

【決算行政監視委員会】

○平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費の予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から平成28年7月26日までの間において決定された2,476億6,230万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費、災害廃棄物処理事業に必要な経費等48件である。

○平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成28年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から平成29年2月27日までの間において決定された319億1,737万7,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、訟務費の不足を補うために必要な経費、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費等10件である。

○平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）

本件は、平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定により平成29年2月24日から平成29年3月28日までの間において決定された174億2,965万2,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件である。

【災害対策特別委員会】

○災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）要旨

本案は、東日本大震災、平成28年熊本地震を教訓に、今後の災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 救助実施市の長による救助の実施

- 1 防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市の長が、その市の区域内において一定程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うこと。
- 2 内閣総理大臣による指定は、内閣府令で定めるところにより、救助を行おうとする市の申請により行うこととし、内閣総理大臣は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならないこと。

二 都道府県知事による連絡調整

都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した一定程度の災害に際し、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。

三 救助に要した費用の支弁区分

救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁すること。

四 国庫負担

国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担すること。

五 災害救助基金

- 1 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならないこと。
- 2 災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市の区分に応じて定める額とし、災害救助基金が最少額に達していない場合は、一定の金額を積み立てなければならないこと。
- 3 災害救助基金が最少額を超えて積み立てられている都道府県又は救助実施市は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金

を取り崩すことができること。

六 施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

○平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第46号）要旨

本案は、平成30年特定災害関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら同義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 平成30年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこと。
- 2 平成30年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないこと。

二 平成30年特定災害関連義援金

この法律において「平成30年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害に係る義援金をいうこと。

- 1 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害
- 2 平成30年7月豪雨による災害

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成30年特定災害関連義援金についても適用すること。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないこと。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（逢沢一郎君外12名提出、衆法第10号）要旨

本案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（以下「避難住民に係る事務処理特例法」という。）第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区について、臨時の措置としてその選挙区に関する特例を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例

- 1 この法律の施行の日後初めてその期日を告示される、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合には、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定市町村であって平成27年国勢調査人口が平成22年国勢調査人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、次の数を当該区域の人口とみなすことができること。

平成22年国勢調査人口に、平成27年9月30日現在の住民基本台帳人口を、平成22年9月30日現在の住民基本台帳人口及び同年国勢調査外国人人口の合計数で除して得た数を乗じて得た数

- 2 1の指定都道府県の議会の議員の一般選挙後、平成33年11月30日までの間に、当該指定都道府県の議会が解散された場合等の一般選挙における選挙区についても、1と同様とすること。

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第16号）要旨

本案は、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、できる限り多くの国民に候補者の政見がより効果的に伝わるようにするため、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送についての候補者が自ら政見を録音し又は録画する方式の導入

1 参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、日本放送協会及び民間基幹放送事業者は、その録音し若しくは録画した政見又は候補者のうち次に掲げる者が録音し若しくは録画した政見をそのまま放送しなければならないものとする。

(一) 推薦団体である政党その他の政治団体で次の(1)又は(2)に該当するものの推薦候補者

(1) 当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有すること。

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の100分の2以上であること。

(二) 確認団体である政党その他の政治団体で(一)の(1)又は(2)に該当するものの所属候補者

2 候補者のうち1の(一)又は(二)に掲げる者は、政令で定める額の範囲内で、1の政見の放送のための録音又は録画を無料であることができるものとする。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。

○公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第17号）要旨

本案は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上

有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにし、及び参議院比例代表選出議員の定数を増加するもので、その主な内容は次のとおりである。

一 参議院議員の定数の改正

- 1 参議院議員の定数は248人（現行242人）とし、そのうち、100人（現行96人）を比例代表選出議員、148人（現行146人）を選挙区選出議員とすること。
- 2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めること。

選挙区	議員数
埼玉県	8人（現行6人）

二 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

- 1 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位の区分記載

参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体は、参議院名簿の届出をする場合に、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して当該参議院名簿に記載することができるものとする。

- 2 参議院名簿に1の候補者が記載されている場合の当選人となるべき順位
参議院名簿届出政党等であって、その届出に係る参議院名簿登載者のうちに1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者があるものの届出に係る各参議院名簿において、当該参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とし、当該その他の参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者から順次に定めるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第44号）要旨

本案は、北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町）の振興に関する施策の実施の状況に鑑み、共同経済活動（平成28年12月16日に我が国とロシア連邦との間で協議の開始が合意された我が国及びロシア連邦により北方地域において共同で行われる経済活動）の進展も踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する条項を設けるとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の目的に、共同経済活動の進展を、北方領土問題の解決に向けた諸施策を進める背景事情として明記すること。
- 二 「特定共同経済活動」とは、共同経済活動のうち主として北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとして主務大臣（内閣総理大臣、外務大臣及び国土交通大臣）が定める共同経済活動をいうこと。
- 三 国、北海道並びに北方領土隣接地域の市及び町は、特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な北方領土隣接地域の環境の整備に努めるものとする。
- 四 北海道知事が策定する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に定める事項に、「特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備に関する事項」を追加すること。
- 五 北海道が北方領土隣接地域振興等基金を取り崩す場合には、取崩し後の同基金の額の5分の4に相当する額を、その財源に充てるため国から交付を受けた補助金の額とみなすこと。
- 六 国は、法の目的を達成するため、予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるとともに、必要な金融上及び技術上の配慮をしなければならないこと。
- 七 政府は、改正後の法施行状況を勘案し、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るための交付金に関する制度の整備その他必要な財政上の

措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする
こと。

八 この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第45号）要旨

本案は、北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島）の元島民及び旧漁業権者の生活の安定がその子や孫以外の者によっても図られている実態を踏まえ、元島民等の配偶者等も低利融資を受けるための資格を承継できるとするなど、融資対象者である北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 融資対象者の範囲の拡大

1 生前承継

- (一) 対象となる親族のうち、元島民等の生計維持を行っている者の中から複数人を指定できるとするとともに、介護等、生計維持以外の方法によって元島民等の生活の安定を図っている者も指定できるとすること。
- (二) 対象となる親族の範囲を、元島民等の「子又は孫」から「配偶者、子、孫又は子若しくは孫の配偶者」とすること。

2 死後承継

1の生前承継と同様に、融資対象者の範囲を拡大すること。

二 施行期日等

- 1 この法律は、平成31年4月1日から施行すること。
- 2 既に生前承継の指定を行っていた者が施行期日から3年を経過する日までの間、新たな承継者を指定できるとする等、所要の経過措置を設けること。

<委員会決議>

○北方領土問題等の解決の促進及び北方領土隣接地域の振興に関する件

政府は、北方四島における共同経済活動の進展を踏まえつつ、北方領土問題の解決の一層の促進と北方領土隣接地域の振興を図るため、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 北方四島における共同経済活動については、平和条約問題に関する日露双方の法的立場を害さない形で行われることを必ず確保すること。
 - 二 主務大臣による特定共同経済活動の指定に当たっては、北方領土隣接地域の経済の活性化に資するものとなるよう、北方領土隣接地域をはじめとした地元の要望や元島民の方々の意見を十分踏まえること。
 - 三 特定共同経済活動を円滑に実施するために必要な環境整備に係る事業については、北方領土隣接地域において実施されるものとする。
 - 四 北方領土隣接地域振興等基金を取り崩すに当たっては、地域振興等の推進に向けた事業の必要性や緊急性を考慮し、基金の安定的な運営が図られるよう配慮すること。
- 右決議する。

【消費者問題に関する特別委員会】

○消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について、消費者が契約の申込み又はその承諾の意思表示（以下「意思表示」という。）を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を追加するとともに、無効となる不当な契約条項の類型を追加する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業者による消費者契約の勧誘に際し、消費者が困惑し、それによって意思表示をした場合には、その意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、次に掲げる行為を追加するものとする。こと。
 - 1 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、進学、就職、結婚、生計等の社会生活上の重要な事項や容姿、体型等の身体の特徴等に関する重要な事項に対する願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約の目的となるものが当該願望を実現するために必要である旨を告げること。
 - 2 当該消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、当該消費者契約の締結について勧誘を行う者に対して恋愛感情等を抱き、かつ、当該勧誘を行う者も当該消費者に対して同様の感情を抱いているものと誤信していることを知りながら、これに乗じ、当該消費者契約を締結しなければ当該勧誘を行う者との関係が破綻することになる旨を告げること。
- 二 事業者が、消費者契約の勧誘に際し、消費者に対して重要事項等について利益となる旨を告げ、かつ、不利益となる事実を故意に告げなかったこと（不利益事実の不告知）により、当該消費者が当該事実は存在しないと誤認し、それによって意思表示をした場合には、その意思表示を取り消すことができることとされる現行規定において、「故意」に告げなかったこととされている要件を、「故意又は重大な過失」によって告げなかったこととすること。
- 三 無効となる不当な契約条項の類型として、消費者が後見等開始の審判を受けたことのみを理由とする解除権を事業者に付与する条項、事業者の損害賠償責任の有無及び責任の限度を決定する権限を当該事業者に付与する条項、消費者の解除権の有無を決定する権限を事業者に付与する条項を追加するものとする。

四 消費者契約の勧誘に際して事業者に課されている努力義務について、個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で、消費者契約の内容についての必要な情報を提供することを明示するものとする。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を経過した日から施行すること。

(修正要旨)

事業者による消費者契約の勧誘に際し、消費者が困惑し、それによって意思表示をした場合には、その意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型として、次に掲げる行為を追加するものとする。

一 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康等に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

二 当該消費者に対し、靈感等による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 本法第4条第3項第3号及び第4号における、社会生活上の経験が乏しいことから、過大な不安を抱いていること等の要件の解釈については、契約の目的となるもの、勧誘の態様などの事情を総合的に考慮して、契約を締結するか否かに当たって適切な判断を行うための経験が乏しいことにより、消費者が過大な不安を抱くことなどをいうものとし、年齢にかかわらず当該経験に乏しい場合があることを明確にするとともに、法解釈について消費者、事業者及び消費生活センター等の関係機関に対し十分に周知すること。また、本法施行後3年を目途として、本規定の実効性について検証を行い、必要な措置を講ずること。

二 法第9条第1号における「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」の立証に必要な資料は主として事業者が保有しており、消費者にとって当該損害額の立証が困難となっている場合が多いと考えられることから、損害賠償額

の予定又は違約金を定める条項の運用実態について把握を進めた上で、「平均的な損害の額」の意義、「解除に伴う」などの本号の他の要件についても必要に応じて検討を加えた上で、当該損害額を法律上推定する規定の創設等の立証責任の負担軽減に向け早急に検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。

三 消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設について、要件の明確化等の課題を踏まえつつ検討を行い、本法成立後2年以内に必要な措置を講ずること。

四 本法第3条第1項第2号の事業者の情報提供における考慮要素については、考慮要素と提供すべき情報の内容との関係性を明らかにした上で、年齢、生活の状況及び財産の状況についても要素とするよう検討を行うとともに、消費者が事前に消費者契約の条項を容易に知ることができるようにするための契約条項の開示の在り方についても検討を行うこと。

五 消費者契約の条項について解釈を尽くしてもなお複数の解釈の可能性が生じた場合には事業者に不利な解釈を採用するなど、消費者の利益擁護の観点から消費者契約の条項の解釈の在り方についての検討のほか、「消費者」概念の在り方（法第2条第1項）、断定的判断の提供（法第4条第1項第2号）、「第三者」による不当勧誘（法第5条第1項）、法定追認の特則、先行行為等の不利益事実の不告知（法第4条第2項）にかかる要件の在り方、威迫・執拗な勧誘等の困惑類型の追加、サルベージ条項等の不当条項の類型の追加など消費者委員会消費者契約法専門調査会報告書において今後の検討課題とされた事項につき、引き続き検討を行うこと。

六 本法施行後5年を目途として、独立行政法人国民生活センターや地方公共団体との間でP I O - N E Tの活用による一層の連携を図ること等により、消費者の被害状況や社会経済情勢の変化を把握しつつ、消費者契約法の実効性をより一層高めるため、同法の見直しを含め必要な措置を講ずること。

七 差止請求制度及び集団的消費者被害回復制度が実効的な制度として機能するよう、適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する財政支援の充実、P I O - N E Tに係る情報の開示の範囲の拡大、両制度の対象範囲を含めた制度の見直しその他必要な施策を行うこと。

八 特定適格消費者団体による仮差押命令申立てにおける独立行政法人国民生活センターの立担保に係る手続等について消費者裁判手続特例法の趣旨を損

なうことのない運用に努めること。

九 地方消費者行政の体制の充実・強化のため、恒久的な財政支援策を検討するとともに、既存の財政支援の維持・拡充、消費者行政担当者及び消費生活相談員に対する研修の充実、消費生活相談員の処遇改善等による人材の確保その他適切な施策を実施すること。

【東日本大震災復興特別委員会】

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第1号）要旨

本案は、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、その再生を支援するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間を延長するもので、その内容は次のとおりである。

- 一 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間を平成33年3月31日まで延長すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

【地方創生に関する特別委員会】

○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（内閣提出第5号）要旨

本案は、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度

- 1 内閣総理大臣は、地域における大学の振興、これを通じた地域における中核的な産業の振興及び当該産業に関する専門的な知識を有する人材の育成並びに地域における事業者による若者の雇用機会の創出（以下「地域における大学振興・若者雇用創出」という。）に関する基本指針を定めなければならないものとする。
- 2 地方公共団体は、1の基本指針に基づき、地方版総合戦略に定められた事業であって地域における大学振興・若者雇用創出のために行われる事業（以下「地域における大学振興・若者雇用創出事業」という。）に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができるものとする。
- 3 地方公共団体は、計画の案を作成し、及び認定計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、地域における大学振興・若者雇用創出事業を実施し、又は実施すると見込まれる大学及び事業者等と共同して、地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織することができるものとする。
- 4 国は、2の計画について認定を受けた地方公共団体に対し、当該地方公共団体の認定計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができるものとする。

二 特定地域内学部収容定員の抑制

大学の設置者等は、大学の学部の学生が既に相当程度集中している地域であって他の地域における若者の著しい減少を緩和するために当該学生が更に集中することを防止する必要がある地域として政令で定める地域（以下「特定地域」という。）外の地域における若者の修学及び就業を促進するため、一定の場合を除き、特定地域内における大学の学部の設置、特定地域外から

特定地域内への大学の学部の移転その他の方法により、特定地域内学部収容定員を増加させてはならないものとする。

三 地域における若者の雇用機会の創出等

国は、地方公共団体と連携して、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

四 施行期日等

この法律は、一部を除き、平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行するものとする。なお、二の規定は、平成40年3月31日限り、その効力を失うものとする。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 内閣総理大臣が、地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画を認定するに当たっては、明確な評価基準を設けることにより、審査の客観性及び透明性を確保すること。
- 二 地域における大学振興・若者雇用創出事業に対する交付金については、当該地方公共団体が作成した計画の実現のために効果的な活用がなされているか、地域における雇用創出との相関関係があるものなのかを含め、運用状況の検証を行うこと。
- 三 交付金の規模や認定件数等については、地域における大学振興・若者雇用創出事業の実施状況及び地方公共団体の意見を踏まえ、弾力的に見直すこと。
- 四 特定地域内学部収容定員を抑制するに当たっては、学部の再編等に係る大学の自主性及び自律性を侵害しないこと。
- 五 収容定員の抑制期間が10年と長期にわたることから、途中の年度において、その運用状況及び効果について検証を行うとともに、大学の国際競争力を損なうことのないよう定員抑制措置の随時の見直しを行うこと。
- 六 収容定員を抑制する地域については、今後政令で定めることが予定されている東京23区以外の地域に安易に拡大しないようにすること。
- 七 収容定員抑制の例外となる基準を明確にし、大学の運営に混乱をきたすことのないようにすること。

○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再

生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る課税の特例の見直し

- 1 地域再生計画に記載することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備事業について、名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に改め、準地方活力向上地域において本店又は主たる事務所その他の特定業務施設を整備する事業を追加すること。
- 2 事業者が特定業務施設を東京23区から移転する場合に課税の特例等の対象となる地域として準地方活力向上地域を追加するとともに、地方公共団体に対する減収補填措置の対象に、東京23区から移転を行った事業者に対して課税免除を行った場合を追加すること。

二 地域来訪者等利便増進活動実施団体に対する交付金制度の創設

- 1 地域再生計画に記載することができる事項に、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって当該地域の来訪者等の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該活動が実施される区域内において当該活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対して交付金を交付する事業に関するものを追加すること。
- 2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加すること。

三 商店街活性化促進事業の創設

- 1 地域再生計画に記載することができる事項に、商店街活性化促進事業（商店街活性化促進区域において、商店街の活性化を図るために行う事業であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの）に関するものを追加すること。
- 2 認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、商店街活性化促進事業計画の作成及びこれに基づく商店街振興組合法及び中小企業信用保険法の特例等を追加すること。

四 特定地域再生事業に係る課税の特例の見直し

特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例に係る認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うこととすること。

五 この法律は、平成30年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 企業の地方拠点強化に関する課税の特例等については、移転型事業に係る支援対象地域の拡大後の企業の動向等も踏まえ、より東京一極集中の是正に資するものとなるような見直しを検討するとともに、企業の地方拠点強化のための環境整備を行う地方公共団体に対し、地方創生推進交付金の重点的な交付を始めとした各種支援措置を講ずること。
- 二 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制については、適用実態も踏まえつつ、現物出資等の場合の取扱いも含め、制度の在り方について検討を行うこと。
- 三 企業の地方拠点強化に関する課税の特例及び小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制の利用が低迷している実情に鑑み、これらの制度の趣旨及び内容について、地方公共団体及び事業者等に周知すること。
- 四 地域再生制度の支援措置については、地方公共団体の要望等を踏まえ、引き続き、その充実・強化及び周知に努めるとともに、地方公共団体による地域再生制度に係る各種計画の作成に当たって、必要な支援を行うこと。
- 五 人口減少の克服、東京一極集中の是正等を実現するためには地方公共団体による長期的な取組が必要であることに鑑み、地方創生推進交付金に必要な予算について、まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等を踏まえつつ、安定的かつ継続的に確保すること。また、同交付金が、自由度の高い、使い勝手の良いものとなるよう、地方の意見を聴きつつ、不断の見直しを行うこと。

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第54号）（参議院送付）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するた

め、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律（3法律）の改正を行うこと。

二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（14法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

IV 決議案

○平成30年7月豪雨の災害対策に関する決議案（古屋圭司君外20名提出、決議第7号）

台風第7号と台風から変わった低気圧、及び日本付近に停滞した梅雨前線により発生した豪雨災害は未曾有の大災害となった。

本院は、ここに院議をもって犠牲となられた方々に深甚なる哀悼の意を表するとともに、ご遺族ならびに罹災された方々に心からのお見舞いを申し上げる。

政府においても、極めて広域にわたり衝撃的な被害をもたらした豪雨災害による影響を直視し、未だ全容が解明できていない災害の状況把握に努めるとともに、被災自治体との緊密な連携のもとに、迅速かつ適切な措置を講ずるとともに、特に次の事項について万全の対策を期すべきである。

- 一 政府はいまだ安否が確認できない方々に対し、その確認と人命救助に全力を傾注すること。
- 一 政府は速やかに被災状況を掌握し、早期の激甚災害の指定を行うこと。自治体が不安なく対応できるよう、財政支援を行うこと。
- 一 政府は、国の総力をあげて、速やかな被災地の住民救済、安心・安全の避難所運営、被災者の心のケアや健康の確保を含む生活の回復と復興を実現すること。
- 一 水道、電気などライフラインや仮設住宅等の確保により被災地の生活基盤の早急な回復を図り、民生の安定に努めるとともに、被災地域の復興に重要となる道路、鉄道、港湾等の交通ネットワーク、通信インフラ及び農林水産業・中小企業を始めとする産業基盤、子ども達の教育環境等の速やかな復興を促進すること。
- 一 災害復旧、復興にかかわる財政、税制、金融措置については万全を期すること。
- 一 特別警報をより正確かつ速やかに伝達するため不断の見直しを徹底すること。各地区の実情に合った特別警報等の気象情報が住民等の迅速な避難行動につながるよう、市町村長が速やかに避難勧告や避難指示等を発令するとともに、住民にその行動の徹底を図るべく、政府は市町村へのあらゆる支援を強化すること。
- 一 住民に対し早い段階から確実かつ迅速に防災情報を伝達するため、独居老人世帯等を含む生活弱者への配慮等、多様な伝達手段の整備を促進すること。
- 一 今回のような激甚な災害が多数発生していることに鑑み、ソフトとハード

の両面を組み合わせた土砂災害対策等、治水対策をより一層強化するとともに、社会インフラの老朽化対策を加速すること。

- 一 政府は、災害関連死を防ぐために必要な対策をとること。
右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずるもの	2/ 6	3/30
	○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	最近の地域経済をめぐる状況に鑑み、地域における総合的な経済力の向上を通じた地域経済の活性化を引き続き図るため、株式会社地域経済活性化支援機構の業務の一部の期限を延長するもの	2/ 9	5/16
	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等運営権者が地方自治法上の公の施設の指定管理者を兼ねる場合の利用料金に関する特例等を創設するとともに、内閣総理大臣に対する特定事業に係る支援措置の内容等の確認に係る制度を設ける等の措置を講ずるもの	2/9	6/13
	○古物営業法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(参議院送付)	最近における古物営業の実情等に鑑み、その受けるべき許可を、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めるとともに、古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限を緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 6	4/17
	○環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第62号)	環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴い、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の規定の整備を行うもの	3/27	6/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○特定複合観光施設区域整備法案 (内閣提出第64号)	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律に基づく措置として、健全なカジノ事業の収益を活用して特定複合観光施設区域の一体的な整備を推進することにより、我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、都道府県等による区域整備計画の作成及び国土交通大臣による当該区域整備計画の認定の制度、カジノ事業の免許その他のカジノ事業者の業務に関する規制措置等について定めるもの	4/27	7/20
	●政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）	政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの	4/11	5/16
	●ギャンブル等依存症対策基本法案（中谷元君外7名提出、衆法第20号）	ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めるもの	5/16	7/6
総務	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	現下の社会経済情勢を踏まえ、平成30年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税等の負担調整措置の延長、個人住民税の基礎控除等の見直し、地方のたばこ税における税率の引上げ及び加熱式たばこの課税方式の変更、地方団体共通の電子納税の手續の整備等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/6	3/28

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	平成30年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	2/ 6	3/28
	○電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	情報通信技術の進展に対応し電気通信役務の円滑な提供を確保するとともに、その利用者の利益を保護するため、送信型対電気通信設備サイバー攻撃又はそのおそれへの対処に係る制度、電気通信番号計画及び電気通信番号使用計画に係る制度並びに電気通信業務の休止及び廃止に係る情報の整理及び公表の制度の新設等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/16
	○統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、調査票情報の提供対象の拡大、統計委員会の機能強化、独立行政法人統計センターの業務の追加等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/25
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	日本放送協会の平成30年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入7,168億円、事業支出7,128億円、事業収支差金40億円となっている。 事業運営に当たっては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととしている。	2/ 9	3/30
	●東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第11号）	最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を5年間延長するもの	4/10	4/18

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	●独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第24号）	国民生活に必要な不可欠である郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金の交付及び拠出金の徴収に関する制度を創設しようとするもの	5/22	6/ 1
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を50人増加し、判事補の員数を25人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少するもの	2/ 6	4/11
	○人事訴訟法等の一部を改正する法律案（内閣提出第11号）	国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めるもの	2/ 6	4/18
	○商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化するもの	2/ 6	5/18
	○民法の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）	公職選挙法の定める選挙権年齢が満20年以上から満18年以上に改められたことなどの社会経済情勢の変化に鑑み、成年となる年齢及び女の婚姻適齢をそれぞれ18歳とする等の措置を講ずるもの	3/13	6/13
	○民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出第58号）	高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続が開始した場合における配偶者の居住の権利及び遺産分割前における預貯金債権の行使に関する規定の新設、自筆証書遺言の方式の緩和、遺留分の減殺請求権の金銭債権化、特別の寄与の制度の創設等を行うもの	3/13	7/ 6
	○法務局における遺言書の保管等に関する法律案（内閣提出第59号）	高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するため、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書の保管及び情報の管理を行う制度を創設するとともに、当該遺言書の検認に係る民法の規定の適用を除外する等の措置を講ずるもの	3/13	7/ 6

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	●東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律案（法務委員長提出、衆法第8号）	東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成33年3月31日まで延長するもの	3/23	3/30
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	国際情勢の変化等に鑑み、在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び子女教育手当の支給額を改定するもの	2/ 9	3/30
	○盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換等について定めるもの	2/23	4/25
	○2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	安全かつ環境上適正な船舶の再資源化のため、船舶における有害物質を含む装置等の設置及び使用の禁止又は制限、締約国によって許可を与えられる船舶の再資源化施設の要件等について定めるもの	2/23	4/25
	○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正の受諾について承認を求めるの件（条約第3号）	議定書が定める規制物質へのハイドロフルオロカーボン（HFC）の追加、HFCの生産量規制、消費量規制及び貿易規制の導入等について定めるもの	2/23	6/29

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
外務	○税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	国際的な租税回避行為に対処するための租税条約関連措置を迅速に、協調して、及び一致して実施するための法的枠組みについて定めるもの	3/ 9	5/18
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	リトアニアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 9	5/16
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	エストニアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 9	5/16
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	現行の日・ソ租税条約をロシアとの間で全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における課税を更に減免するとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの	3/ 9	5/16

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	現行の日・デンマーク租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における課税を更に減免するとともに、税務当局間の徴収共助の手續等について定めるもの	3/ 9	5/18
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	アイスランドとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 9	5/18
	○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	アルメニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/ 9	5/16
	○環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結について承認を求めるの件（条約第11号）	米国以外のT P P協定署名国11か国の間で、物品及びサービスの貿易並びに投資の自由化及び円滑化を進め、知的財産、電子商取引、国有企業、環境等幅広い分野で新たなルールを構築するT P P協定の内容を実現させることについて定めるもの （11か国：日本、カナダ、オーストラリア、メキシコ、マレーシア、シンガポール、チリ、ペルー、ニュージーランド、ベトナム及びブルネイ）	3/27	6/13
財務金融	○保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第195回国会閣法第4号）	特定保険業者であった少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例措置の期限が平成30年3月31日に到来するため、当該特例措置を見直し、期限の延長を行うもの	(平成29年) 11/17	3/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	働き方の多様化等への対応、デフレ脱却と経済再生の実現などの観点から、給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の適正化、所得拡大促進税制の改組、情報連携投資等の促進に係る税制の創設、事業承継税制の拡充、外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し、たばこ税の税率引上げ等の見直し等の措置を講ずるもの	2/ 2	3/28
	○国際観光旅客税法案（内閣提出第2号）	観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するもの	2/ 2	4/11
	○関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率の適用期限の延長、個別品目の基本税率等の見直し、特惠関税制度の見直しに伴う基本税率の無税化、金の密輸入に対応するための罰則の引上げ等の措置を講ずるもの	2/ 6	3/30
文部科学	○文部科学省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	文化芸術振興基本法の一部を改正する法律（平成29年法律第73号）の附則第2条に規定された検討の結果に基づく措置として、文化庁の京都への全面的な移転に向け、新・文化庁にふさわしい組織改革・機能強化を図り、文化に関する施策を総合的に推進するもの	2/16	6/ 8
	○著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	情報通信技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応するため、著作権者の許諾を受ける必要がある行為の範囲を見直し、情報関連産業、教育、障害者、美術館等におけるアーカイブの利活用に係る著作物の利用をより円滑に行えるようにするための措置等を講じるもの	2/23	5/18
	○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第29号）	情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等に代えてその内容を同大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材を使用することができることとする等の措置を講ずるもの	2/23	5/25

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	○文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であることを踏まえ、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るための措置を講ずるもの	3/ 6	6/ 1
	●スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第26号）	ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、基本理念を定め、国際競技大会等に出場する選手等のドーピングの禁止及び国の責務等を明らかにするとともに、基本方針その他の必要な事項を定めるもの	5/30	6/13
	●平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第27号）	東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及びラグビーワールドカップ2019組織委員会については、無線局の免許・登録申請等の手数料等に係る電波法の規定の適用を除外するとともに、平成32（2020）年に限り、海の日を7月23日に、山の日を8月10日に、体育の日を7月24日にするもの	5/30	6/13
	●スポーツ基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第28号）	「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」の表記を「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記を「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めるもの	5/30	6/13
	●国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出、衆法第29号）	「体育の日」の名称を、「スポーツの日」に改めるとともに、「スポーツの日」の意義を、「スポーツを楽しみ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願う。」とするもの	5/30	6/13

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
文部科学	●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案（参議院提出、参法第7号）	文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの	4/16	6/ 7
	●国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案（参議院提出、参法第8号）	国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めるもの	4/16	6/ 7
厚生労働	○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成30年5月16日）及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成30年6月30日）をそれぞれ5年延長するもの	2/ 6	4/ 6
	○生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、無料低額宿泊所に対する規制強化等の措置を講ずるもの	2/ 9	6/ 1
	○健康増進法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等を第一種施設、第二種施設等に区分し、その区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する等の措置を講ずるもの	3/ 9	7/18
	○医療法及び医師法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（参議院送付）	地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域における医療提供体制を確保するため、都道府県における医師確保計画の策定、臨床研修病院の指定権限等の都道府県への移譲等の措置を講ずるもの	3/13	7/18
	○食品衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）（参議院送付）	広域的な食中毒事案への対策強化、事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設等の措置を講ずるもの	3/13	6/ 7

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	○働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第63号）（修正）	働き方改革の基本的考え方を明らかにするとともに、時間外労働の上限規制、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度（高度プロフェSSIONAL制度）の創設、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差を解消するための規定の整備等を行うもの なお、高度プロフェSSIONAL制度の適用を受けることに同意した労働者が、同意を撤回する場合の手續に関する規定を設ける等の修正を行った。	4/ 6	6/29
農林水産	○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み、引き続き、株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることとするため、法律の有効期限（平成30年3月31日まで）を5年間延長し、平成35年3月31日までとするもの	2/ 6	3/30
	○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）	農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、共有者の一部が不明な農地について、簡易な手續で、農地中間管理機構に対して長期の賃借権等の設定を可能とする仕組みを設けるとともに、床面がコンクリート等で覆われた農作物の栽培施設を農地に設置する行為を農地転用に該当しないこととする等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/11
	○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）	旧農林共済組合員期間を有する者に対し支給する特例年金の給付事務の合理化を図るため、当該特例年金給付に代えて、その現価に相当する額の特例一時金を支給することとする等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/18

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○森林経営管理法案（内閣提出第38号）	林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が、森林所有者から経営管理を行うための権利を取得し、自ら経営管理を行い、又は当該権利に基づき林業経営を行うための権利（経営管理実施権）を民間事業者に設定する仕組みを設けるとともに、共有者の一部を確知できない森林等について当該権利の設定を円滑にする等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/25
	○独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	林業者の経営の改善発達に資するため、独立行政法人農林漁業信用基金の業務として林業経営者（森林経営管理法により経営管理実施権の設定を受けた民間事業者をいう。）に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援業務を追加するとともに、同基金が行う債務の保証の対象者を拡大する等の措置を講ずるもの	3/ 6	5/25
	○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずるもの	3/ 6	6/15
	○都市農地の貸借の円滑化に関する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	都市農地の有効な活用を図り、もって都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資するため、都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずるもの	3/ 6	6/20
	○土地改良法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員の資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 1
	○農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）	農薬の安全性の一層の向上を図るため、農薬の規制に関する国際的動向等を踏まえ、再登録制度に代えて同一の有効成分を含む農薬について一括して定期的に安全性等の再評価を行う制度を導入するとともに、農薬の登録事項を追加する等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 8

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	○生産性向上特別措置法案（内閣提出第21号）	我が国産業の生産性向上を短期間で実現するため、新しい技術等の実証ができる制度（プロジェクト型「規制のサンドボックス」制度）を整備するとともに、データの共有・連携に係る設備投資減税、中小企業の先端設備等の導入に対する支援等の措置を講ずるもの	2/ 9	5/16
	○産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	産業の新陳代謝を活性化し、我が国産業の持続的な発展を図るため、産業革新機構の組織及び運営を見直すとともに、業種を超えた事業再編の促進や、円滑な事業承継のために必要な支援措置等を講ずるもの	2/ 9	5/16
	○不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	我が国産業におけるデータの流通、共有及び利用を促進するため、①データの不正取得・使用等に対する差止めの創設、②日本産業規格（JIS）の対象へのデータ、サービス等の追加、③全ての中小企業への特許料等の軽減措置（政令で半額）の拡大等の措置を講ずるもの	2/27	5/23
	○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）	オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正を踏まえ、地球温暖化への影響を配慮しつつオゾン層の保護を図るため、製造の規制等の措置を講ずる物質に特定物質代替物質（代替フロン（HFC））を加えるもの	3/ 6	6/27
	○エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）	省エネルギーの一層の促進を図るため、複数事業者が連携をして行う省エネルギーの取組を認定する制度を創設するとともに、省エネルギーに取り組むべき貨物の荷主の範囲の拡大等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 6
国土交通	○道路法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	全国的な貨物輸送網の形成及び道路交通の安全の確保とその円滑化を図るため、国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度を創設するとともに、占用物件の適切な維持管理の推進、道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等の措置を講ずるもの	2/ 2	3/30

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
国土交通	○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)(参議院回付修正)	国際観光の一層の振興を図るため、基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充を行うとともに、国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を講ずるもの なお、法律案の施行期日に関する修正を行った。	2/ 2	4/10 (参議院回付案に同意)
	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第23号)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の一層の促進を図るため、公共交通移動等円滑化基準等の適用対象となる事業者の範囲の拡大、公共交通事業者等の講ずる措置に関する計画の作成の義務付け、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する措置及び移動等円滑化施設協定制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 9	5/18
	○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	低未利用土地の有効かつ適切な利用を促進するとともに地域の実情に応じた市街地の整備を一層推進することにより、都市の再生を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講ずるもの	2/ 9	4/18
	○海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律案(内閣提出第32号)	海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の法人に海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入に資する調査その他の業務を行わせるための措置等を講ずるもの	3/ 2	5/25
	○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)(参議院送付)	最近における建築物をめぐる状況に鑑み、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、木造建築物の耐火性能に係る制限の合理化、建築物の用途の制限に係る特例許可手続の簡素化、維持保全に関する計画等を作成すべき建築物の範囲の拡大等の措置を講ずるもの	3/ 6	6/20

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（内閣提出第52号）	社会経済情勢の変化に伴い所有者不明土地が増加していることに鑑み、所有者不明土地の円滑な利用及び土地の所有者の効果的な探索を図るため、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、地域福利増進事業の実施のための手続の創設、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例の創設、土地の所有者等に関する情報の利用及び提供等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/ 6
	○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（内閣提出第53号）	2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の締結に伴い、船舶の再資源化解体の適正な実施を図るため、船舶所有者に有害物質一覧表の作成等を義務付けるとともに、再資源化解体に係る許可の制度並びに当該許可を受けた解体業者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/13
	●鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第25号）	大規模な災害を受けた鉄道であって、速やかに復旧事業を施行して運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害が生ずるおそれのあるものの災害復旧事業に対し、国の補助を拡充するもの	5/30	6/15
環境	○公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	大気の汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため、政府は、当分の間、引き続き、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付するための措置を講ずるもの	2/ 6	3/30
	○気候変動適応法案（内閣提出第27号）	気候変動への適応を推進するため、政府による気候変動適応計画の策定、環境大臣による気候変動影響の評価の実施、国立環境研究所による気候変動への適応を推進するための業務の実施等の措置を講ずるもの	2/20	6/ 6

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	●美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第34号）	我が国における海岸漂着物対策の現状に鑑み、海岸漂着物等に我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存する漂流ごみ等を追加するとともに、海域におけるマイクロプラスチックの抑制に関し、基本理念を定め、事業者の責務を明らかにする等の措置を講ずるもの	6/ 8	6/15
安全保障	○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数の変更を行うとともに、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度を新設するもの	2/ 9	4/13
予算	○平成29年度一般会計補正予算（第1号） ○平成29年度特別会計補正予算（特第1号）	歳出面において、生産性革命・人づくり革命、災害復旧等・防災・減災事業及び総合的なTPP等関連政策大綱実現に向けた施策を実施するために必要な経費等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるもの この結果、平成29年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出とも1兆6,548億円増加し、99兆1,095億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/22	2/ 1

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
予算	○平成30年度一般会計予算 ○平成30年度特別会計予算 ○平成30年度政府関係機関予算	「経済・財政再生計画」における集中改革期間の最終年度に当たる予算として、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指し、財政健全化への着実な取組を進める一方、「子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備など「人づくり革命」の推進や「生産性革命」の実現に向けた企業による設備や人材への力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題について、必要な予算措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、97兆7,128億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/22	3/28
決 算 行政監視	○平成28年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）	一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から平成28年7月26日までの間において決定された使用額は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費等48件、計2,476億円余	(平成29年) 11/21	6/13
	○平成28年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から平成29年2月27日までの間において決定された使用額は、訟務費の不足を補うために必要な経費等10件、計319億円余	(平成29年) 11/21	6/13
	○平成28年度特別会計予算総則第20条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（承諾を求めるの件）（第195回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第20条第1項の規定により、平成29年2月24日から平成29年3月28日までの間において決定された経費増額は、地方譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計174億円余	(平成29年) 11/21	6/13
災害対策	○災害救助法の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）	一定規模以上の災害における救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、災害救助法により都道府県知事が行う救助について、内閣総理大臣が指定する救助実施市においては、当該救助実施市の長が行うこととする制度を創設するもの	5/ 8	6/ 8

委員会名	議案名	概要	提出	成立
災害対策	●平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第46号）	平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震とその余震による災害に係る義援金及び平成30年7月豪雨による災害に係る義援金について、その拠出の趣旨に鑑み被災者等が自ら義援金を使用することができるようにするため、差押えを禁止する等の措置を講ずるもの	7/19	7/20
倫理選挙	●東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法案（逢沢一郎君外12名提出、衆法第10号）	避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定都道府県の議会の議員の一般選挙における選挙区につき公職選挙法の規定を適用する場合には、当該指定都道府県の条例で定めるところにより、避難住民に係る事務処理特例法に規定する指定市町村であって平成27年国勢調査人口が平成22年国勢調査人口を著しく下回るものとして当該条例で定めるものの区域の人口について、特例を用いることができることとするもの	3/29	4/13
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第16号）	参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、一定の要件を満たす推薦団体又は確認団体のそれぞれ推薦候補者又は所属候補者は自ら政見を録音し又は録画することができることとするもの	6/11	6/19
	●公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第17号）	参議院選挙区選出議員の選挙について、一票の較差を是正するため、選挙区選出議員の定数を2増して各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、特定枠制度（政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した名簿登載者が、優先的に当選人となるようにするもの）を導入し、あわせて比例代表選出議員の定数を4増するもの	6/14	7/18

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
沖縄北方	●北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第44号）	北方領土問題が今なお未解決である現在の状況及び北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域の振興に関する施策の実施の状況に鑑み、共同経済活動の進展も踏まえつつ、北方領土問題等の解決の一層の促進を図るため、特別の措置を講ずべき施策として特定共同経済活動の円滑な実施のための環境整備を追加するとともに、北方領土隣接地域振興等基金の取崩し等について定めるもの	7/ 9	7/18
	●北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（沖縄及び北方問題に関する特別委員長提出、衆法第45号）	北方地域旧漁業権者等の範囲を拡大し、これらの者の営む漁業その他の事業又はその生活に必要な資金を貸し付けることができることとするもの	7/ 9	7/18
消費者問題	○消費者契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）（修正）	消費者契約に関する消費者と事業者との間の交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護を図るため、事業者の行為により消費者が困惑した場合について契約を取り消すことができる類型として、社会生活上の経験が乏しい消費者の不安をあおり、契約の目的となるものがその願望の実現に必要である旨を告げること等を追加する等の措置を講ずるもの なお、契約を取り消すことができる類型として、加齢等により判断力が著しく低下した消費者の不安をあおり、契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること等を追加する修正を行った。	3/ 2	6/ 8
震災復興	●株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出、衆法第1号）	東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、その再生を支援するため、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間を平成33年3月31日まで延長するもの	1/29	2/ 1

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
地方創生	○地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案（内閣提出第5号）	地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずるもの	2/ 6	5/25
	○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域来訪者等利便増進活動計画の作成及びこれに基づく地域来訪者等利便増進活動に関する交付金の交付等を追加するとともに、地方活力向上地域特定業務施設整備計画に基づく課税の特例の適用範囲の拡大等の措置を講ずるもの	2/ 6	5/25
	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第54号）（参議院送付）	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、国から地方公共団体又は都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 9	6/19

VI 決算等概要一覧

委員会名	議 案 名	概 要	提出	審議結果
総務	○日本放送協会平成24年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成24年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,591億円、経常事業支出6,469億円、差引き経常事業収支差金が121億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が195億円となっているもの	(平成25年) 12/ 6	6/14 異議が ない
	○日本放送協会平成25年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	日本放送協会の平成25年度決算であり、一般勘定において、経常事業収入6,552億円、経常事業支出6,496億円、差引き経常事業収支差金が56億円であり、これに経常事業外収支差金等を加え又は差し引いた当期事業収支差金が182億円となっているもの	(平成26年) 11/21	6/14 異議が ない

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	○サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講ずるもの
	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第56号）	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外17名提出、第195回国会衆法第4号）（立憲・希望 [*] ・無会・共産・自由・社民）	国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの
	●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、衆法第21号）（立憲・国民・無会・自由・社民）	行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、衆法第30号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、衆法第31号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
	<p>●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、衆法第32号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p>
	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外10名提出、衆法第35号） （立憲・国民・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
総務	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外15名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望※・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外7名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの</p>
	<p>●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外5名提出、衆法第37号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの</p>
厚生労働	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外10名提出、衆法第38号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外10名提出、衆法第39号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外10名提出、衆法第40号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>産後ケアセンターの設置を推進するため、産後ケアセンターを児童福祉施設として位置付けるとともに、産後ケアセンターを経営する事業を第二種社会福祉事業として位置付けるもの</p>
	<p>●児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功君外11名提出、衆法第41号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>児童虐待に迅速かつ適切に対応するため、各児童相談所に置かれる児童福祉司の増員を図るとともに、通告を受けた児童等が居住地を移した場合における児童相談所相互間の資料又は情報の提供等について定めるもの</p>
農林水産	<p>●主要農作物種子法案（後藤祐一君外9名提出、衆法第13号）（立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 5 名提出、衆法第18号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外 5 名提出、衆法第19号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外 7 名提出、衆法第23号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外 7 名提出、衆法第33号）（立憲・国民・無会・自由・社民）</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
経済産業	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外 6 名提出、衆法第 7 号） （立憲・共産・自由・社民）</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革に関し、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置することにより、原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
国土交通	<p>●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷲尾英一郎君外 10 名提出、衆法第43号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民・無）</p>	<p>航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
環境	<p>●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、衆法第6号） (立憲・希望[*]・社民)</p>	<p>原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの</p>
決 算 行政監視	<p>○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余</p>
	<p>●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外14名提出、衆法第22号） (立憲・国民・無会・自由・社民)</p>	<p>会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの</p>
	<p>○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から平成29年10月30日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等7件、計639億円余</p>
<p>○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）</p>	<p>一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から平成30年3月26日までの間において決定された使用額は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等2件、232億円余</p>	

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、衆法第2号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの
	●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、衆法第3号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	災害弔慰金の支給等について、国による支給基準の作成及び公表、市町村における合議制の機関の設置並びに制度の周知に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの
	●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等に係る特別の措置を創設するもの
	●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、衆法第5号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）	東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの
地方創生	○国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第57号）	産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行うもの

※希望の党・無所属クラブ

<憲法審査会>

（○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記）

議 案 名	概 要
●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外7名提出、衆法第42号） （自民・公明・維新・希望*）	憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの

※希望の党

(参考) 衆議院を通過し参議院において閉会中審査となったもの

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名(提出当時)を付記)

委員会名	議案名	概要
厚生労働	○水道法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、水道基盤強化計画の策定、水道施設台帳の作成、水道施設に関する公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講ずるもの